

中小企業会計研究

Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

2018

FORTH
第4号
ISSUE

ISSN 2189-650X

中小企業会計学会

Japanese Accounting Association for SMEs

中小企業会計研究 第4号 (2018年)

目次

(巻頭言) 計算書類の信頼性保証と中小企業監査	河崎照行 / 1
(特別講演要旨：第5回全国大会・特別講演の要旨)	
中小企業の会計と監査	神森 智 / 2
(論文)	
中小企業における青色申告制度の会計の実質と 今後の方向性	成宮哲也 / 8
英国および米国における SMEs 監査の現状	佐久間義浩 / 18
我が国の中小企業における原価計算・原価管理の実践状況 —産業集積地域を対象とした質問票調査をもとに—	山口直也 / 34
中小企業監査における判断規準としての 中小企業会計基準	櫛部幸子 / 47
中小企業の資金調達の現状から見る 開示情報の信頼性保証	朱 愷雯 / 59
(課題研究委員会・中間報告)	
中小企業会計における管理会計	水野一郎 / 69
英文 Summary・Keywords /	73
<編集後記> /	78

Contents

Reliability of Financial Statements and Auditing for SMEs	Teruyuki Kawasaki / 1
Accounting and Auditing for SMEs	Satoru Kamimori / 2
Substance of the Accounts of a Blue Return and the future Subject in Small and Medium-sized Entitie	Tetsuya Narumiya / 8 (73)
Review of SMEs Auditing in the UK and the US	Yoshihiro Sakuma / 18 (74)
Cost accounting and cost management practices in Japanese small and medium-sized enterprises: Based on Questionnaire Survey	Naoya Yamaguchi / 34 (75)
Accounting Standards for SMEs as Established Criteria for SME Audit	Sachiko Kushibe / 47 (76)
Reliability Assurance of disclosing Information Seen through the Present Situation of SMEs Financing	Kaiwen Zhu / 59 (77)
Manegement Accounting for SMEs	Ichiro Mizuno / 69

(巻頭言)

計算書類の信頼性保証と中小企業監査

中小企業会計学会会長

河崎 照行

第5回全国大会(熊本学園大学)では、統一論題として「中小企業の監査」が取り上げられ、計算書類の信頼性保証のあり方が活発に議論された。

周知のように、わが国では、中小企業の計算書類の信頼性を保証する現行制度は、現実には、(ア)会計参与制度と(イ)書面添付制度の2つである。会計参与制度とは、「株主総会により選任され、会計に関する専門的識見を有する者」(公認会計士・税理士)が、取締役・執行役との「計算書類の共同作成」と「計算書類の別保管」を通じて、計算書類の信頼性を高める制度をいう。また、書面添付制度とは、「税理士が税理士法(33条の2および35条)に規定する『計算事項』等を記載した書面を申告書に添付して提出した場合、税務調査にあたり書面の記載事項について、税理士に対して意見を述べる機会を与える制度」をいい、ある種の税務監査証明の役割が期待されている。しかし、問題なのは、これら2つの制度の普及状況には厳しいものがあり、会計参与制度を採用している企業は2,000社程度とされ、書面添付制度の普及は申告法人の1割にも満たないとされる。

計算書類の信頼性保証にあたり、現行制度である「会計参与制度」と「書面添付制度」の普及・活用をより一層促進させる必要があることはいうまでもない。しかし、その普及状況が厳しい現状に鑑み、再検討を促したいのが、かつて提案された「中小企業監査制度」(会計調査人調査制度)である。「中小企業監査制度」の議論は、1984年5月に、法務省が公表した「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」がその嚆矢とされる。その後、1986年5月に公表された「商法・有限会社法改正草案」において、会計調査人調査制度が提案された。しかし、その後、この提案は職域論争に巻き込まれ、1990年の商法改正時に、衆議院法務委員会において「会計専門家による中小会社の計算の適正担保の制度について更に検討を進め、関係各位の理解を求めた上、速やかに立法上の措置を講ずること」との付帯決議がなされたものの、この付帯決議を活かした制度改革が実現することはなかった。しかし、中小企業会計基準としての「中小会計要領」・「中小指針」が公表された今日、外部専門家(例えば、会計調査人)による信頼性保証の仕組みを再検討する時期が到来しているように思える。

欧米先進国では、既に中小企業監査は、「制度」として確立されている。例えば、ドイツではベシャイニグンク(Bescheinigung)といった形で、企業が銀行から融資を受ける際に、ある種の監査証明書を添付する行為が経済社会の慣行(慣行的制度)として確立されている。本年9月に開催される第6回全国大会(東洋大学)では、ベシャイニグンクに造詣の深いヘンゼルマン教授(Prof. Dr. Klaus Henselmann)をドイツから招聘し、ご講演頂くことが予定されている。多くの会員諸氏のご参加を期待したい。

中小企業の会計と監査

講師 神 森 智

1 序

本稿は、平成29（2017）年9月7日熊本学園大学で開催された中小企業会計学会第5回大会の際、ご依頼を賜った講演の要旨である。この内容は論文ではなく、従って結論もない。中小企業の会計と監査に関して、私なりに問題になるかと感じたことがらをランダムに並べただけのもので、あえて言えば、拙い資料にすぎないことをお救し賜りたい。

1-1 「イギリス・アメリカの会計と監査」対「ドイツの会計と監査」

A Pixley, F. W. の会計3部門説 記録部門, 建設部門, 監査批判部門 や

Littleton, A. C. の時計廻りの図式, 取引→分類→勘定→配分→財務表→監査（以下2度目の時計周り）→取引→勘定→配分→財務表

のように、もっぱら「簿記ないし簿記手続きとの関連」において監査を考えるか、

Kohler, E. L. の『会計辞典』にある、(a) 認識・測定・分類, (b) 会計組織設定・内部牽制, (c) 簿記, (d) 内部報告, (e) 内部監査, (f) 財務諸表による要約, (g) 会計士監査, (h) 外部報告, (i) 予算その他の未来計算, (j) マネジメント・サービス

のように、企業会計の職能を「取引に関する記録・計算と報告」と考える中で監査を考えるものがあると言えそうである。

B これに対して、ドイツでは、監査は会計の中に位置付けられていないことが特徴である。

Lehmann, M. R. は、その「経営計算制度の体系」を論じた論文のなかで、それを期間計算・対象計算・比較計算という3つの「行」と事後計算・事前計算という2つの「列」との組み合わせ、「行列」から、経営計算制度（企業会計制度）を体系化しているが、この中には監査は見られない。

また、Enzyklopädie der Betriebswirtschaftslehre 全10巻のうち

第3巻が Handwörterbuch des Rechnungswesens であり、

第8巻が Handwörterbuch der Revision

となっていて、監査は「第3巻 会計」には含まれていない。

(注) イギリス・アメリカでは、監査は audit, 監査人は auditor というが、auditor の字義は、audience とか auditorium から分かるように、元来「聞き役」「聞き手」である。それは14世紀のロンドンで、「善良な市民から選ばれた6人」が、市の収入役などの役人が市の収支について説明したのを「聞いた」ことに始まるという。

これに対して、ドイツでは、監査は Revision, 「再び見る」という。奇しくも、上記したアメリカの Littleton の、「取引」から始まる時計廻りの簿記手続きを、「監査」はもう一度後を追って行くのと同様、すなわち「再び見る」と考えているようである。

なお、ドイツ語の Revision は、英語の単語に置き換えると review になるが、今日、review は正規の監査手続きに比し、簡易な手続きを意味するから、Revision を review と置き換えることはできないであろう。

1-2 「大企業会計」対「中小企業会計」

大企業会計も中小企業会計も同一のルールに依るとするもの（シングル・スタンダード）

「中小企業の会計に関する指針」……大企業会計基準からのトップ・ダウンに依る。

「IFRS for Small and Medium-Sized Entities」……IFRS と原理的に変わらない。

大企業会計と中小企業会計は別個のルールに依るとするもの（ダブル・スタンダード）

「中小企業の会計に関する基本要領」……中小企業の質的特徴に基づき大企業の会計基準とは異なった独自の会計基準をボトム・アップして設ける。

「FRESSE (Financial Reporting Standards for Smaller Entities)」

(注) FRESSE は、2015 年、FRS (Financial Reporting Standards) 105 により、廃止された。

2 「大企業の会計監査」対「中小企業の会計監査」

2-1 大企業の会計監査と中小企業の会計監査を 1 つの考え方で説明する（シングル・スタンダード）か、それとも、大企業、中小企業それぞれの実態に即して別個のものとして説明するか（ダブル・スタンダード）

2-1-1 シングル・スタンダード

岩田巖教授の論文「企業会計における会計士監査の意味」……企業会計は損益法一本に向かって発展しているが、監査の原理は、実査・立会・確認・質問という監査技術に見られるように、「記録と事実の照合」すなわち財産法であり、損益法による会計は財産法による監査を伴って初めて完全なものになる。従って、監査を伴わない会計は「片輪」である、とされる。

この岩田学説は、費用収益法（損益法）による近代会計学の下での純粹理論と評することができるが、資産負債法（財産法）による現代会計学の下にあっては、この問題はどのように考えるべきであろうか。

2-1-2 ダブル・スタンダード

A 「出資と経営の分離」と監査

会社法における「大会社会計の監査」と「中小会社会計の監査」

会社法においては、当該社団の出資者の利益を守る立場から、経営者に対する牽制として監査（この場合の監査は業務監査及び会計監査）を考えているものと思われる。したがって、出資と経営が分離している企業に対しては、監査が必要とされるのに対して、出資と経営が分離していない、両

者が一体の企業に対しては、監査は必要とはならないものと考えられることとなる。……旧有限会社法にあっては、監査役の設置は任意とされていたが、現行会社法も株式会社について、これを受け継いでいる（第326条第2項）。持分会社については、制度としての監査役はなく、業務執行社員を置く場合には、全社員に業務及び財産の状況を調査することができる、とされている（第592条第1項）。

B 内部統制と監査手続きの選択

内部統制の制度及び運用状況と「中小企業会計の監査」

内部統制（内部牽制と内部監査）の制度及び運用状況は試査の範囲を決めるに当たって重要なカギを握っているが、大企業の場合には、これが可とされる場合が多いと思われるのに対して、中小企業の場合には、不可である場合がほとんどであろう。したがって、中小企業の会計に対して監査が実施される場合には、限りなく精密監査に向かわざるを得ないことになるであろう。

3 監査以外の中小企業の計算書類等の適正性に係るチェック・システム

3-1 会計参与制度（会社法）

株式会社の会計参与は、「取締役と共同して計算書類及び附属明細書等を作成し、会計参与報告を作成する」（第374条第1項）。

<会計参与制度の由来>

- ① 昭和49年の旧商法特例法に係る税理士の団体からする職域侵害論
- ② 昭和59年の法務省の「大小会社区分立法及び合併に関する問題点」における「監査」（カッコ付き監査）
- ③ 昭和62年の法務省の「商法、有限会社法改正試案」における「会計監査人の監査」を受けない会社で、資本金3千万未満の会社を除き、「会計調査人の監査」を受けなければならない。……この会計調査人には税理士が含まれる。また、その心証の程度は「正規の監査」より低く、「一応の確からしさ」でよい、とされた。
さらに、この試案は「会計調査人の調査」に代えて「会計専門家による指導」について問題を提起している。この「指導」は、神戸大学の高田正淳教授の発案されたものようであるが、法的概念としては問題があるという見解があった。
- ④ 平成2年の商法有限会社法改正法に対して、衆議院は「会計専門家による中小会社の計算の適正性担保の制度について……速やかに立法上の措置を講ずること」という附帯決議を付し、参議院も同様の附帯決議を付した。
- ⑤ 平成18年施行の会社法において「会計参与」制度が設けられた。

(参考) 日本税理士会連合会の調査 (2014年)

出所: 坂本孝司・加藤恵一郎編著『中小企業金融における会計の役割』2017年, p.155 (中央経済社)

「会計参与に就任している」2.0%

「今後就任する予定」1.4%

「就任する予定はない」90.5%

また、同連合会が「会計参与に就任していない理由」を聞いたところ、主な理由として「関与先から要請がない」また「責任が重いので、断っている」等が挙げられているという。

上記したように、この制度は、元来、税理士側からの「監査をしたい」という強い要請に発するものであったはずであるにも拘らず、このような実態にあるのは、「監査をしたい」という当初の強い要望は、ごく限られた税理士からのものであって、多くの税理士はそうした考えを持ってはいなかったと判断する他はあるまい。

3-2 書面添付制度（税理士法）

税理士及び税理士法人は、国税の申告書及び地方税の申告書を作成した場合及び他人の作成した申告書について相談を受けた場合、所定の事項を記載した書面を当該申告書に添付することができる（第33条の2第1項・第2項）。

（参考）財務省が纏めたところによると、「書面添付制度の現状」は次の通りである。

出所：前掲の坂本・加藤前掲編著，p.157

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
添付割合	7.4%	7.8%	8.1%	8.4%	8.6%

これを見ると、年度とともに微増傾向にはあるが、未だ1割にも達せず、税理士からは歓迎されているとは言えそうにはない。やはり、責任を伴う制度は敬遠されるのであろうか。

4 アメリカにおける中小企業会計監査

アメリカにおける1930年ころまでの会計士（public accountant）による「貸借対照表監査（balance sheet audit）」と呼ばれた信用目的の監査（実は、次に見るように中小企業会計監査）は、岩田厳教授によれば、「企業と銀行と会計士との三角関係」によって成り立っていた。

（補）この信用目的の監査に続く1933～1934年から始まる投資目的の監査は「貸借対照表監査」に対して「損益（計算）監査」と呼ばれた。

ここで言われる「企業」とは、企業一般ではなく、「中小企業」である。アメリカやイギリスは、日本やドイツと違い、直接金融の国であるから、大企業は、証券市場に資金の調達市場を持っており、日常的に、銀行に融資を求める必要はない。

また、ここで言われる「銀行」は、「中小企業」に短期の運転資金を融通することをもってそのもっぱらの業務とする。……例えば、秋が来ると、冬物を仕入れるための資金を銀行から借り、冬が来て、その販売を終えると銀行からの借入金を返済する。

銀行の立場からすれば、こうした、中小企業に対する短期の貸付金が無事回収されるかどうかということが最も関心のあるところとなり、流動比率とか当座比率といった経営分析上の比率に関心が置かれることになる。アメリカでは、流動比率のことを Banker's Ratio と呼んでいたし、キャッシュ・フロー計算書のルーツをなす資金運用表は運転資本増減表を伴い流動比率の動的観察手段の意味を持つものであったと見ることができる。

アメリカの銀行は、このような業務内容からして、規模が小さく、日本で言えば、町の名士が世襲で局長をしていた3等郵便局くらいの規模のものである。しかも、1行1店主義で、カリフォルニアに本店があるBank of Americaのように、多くの支店を持ったものもあるが、支店を設けることができないというのが原則のようである。その代わり、手形交換制度が発達していて、小切手は広くどこでも通用する。

アメリカの商業銀行 (commercial banks) は全米で1万位あるが、連邦準備公報 (Federal Reserve Bulletin) や預金保険会社の統計を見ると、毎月その数が違っている。銀行の新設・廃業が頻繁に行われているようである。

このように、アメリカでは、銀行そのものが不安定な中小企業であり、賃金も安く、就職先としても歓迎されないという話がある。

従って、大企業である日本の銀行のように、融資の申し込みを内部の審査部が独自に審査するという能力はなく、会計士の監査した財務諸表に依存する又は依存するほかはない、という慣習ができたわけで、ここに、「三角関係」の一角に「会計士」が現れることとなるわけである。

(補) アメリカの信用監査については、岩田巖著『会計原則と監査基準』に詳しい。なお、1933年の連邦有価証券法、1934年の連邦証券取引法は、上記のような信用目的の会計士監査の慣習の上に乗っかって、投資目的の会計士監査制度を作ったものである。1932年のアメリカ会計士協会 (今日のアメリカ公認会計士協会) の年次大会において、ニューヨーク証券取引所の理事補 Hoxey が “Accounting for Investors” と題する講演を行ったが、これを聞いた会計士達の多くは、「投資家のための会計って何だ?」と言ってピンとこなかったという話も伝わっている。

これによって、信用目的の会計士監査が消滅したわけではなく、会計士にとっては、既存の信用目的の監査の他に、新たに投資目的の監査が加わったわけであるが、前者は私的なサービス (アメリカの文献には Auditing Service という言葉もある) であるのに対して、後者は、投資家保護という公共的な目的を持ったものであり、後者を前者と1つの会計士監査という制度に含めるのは、「悪乗り」と言う他はないようにも思われるのである。

5 ドイツにおける「小企業」会計の適正性に係るチェック・システム

アメリカにおいては、職業的な会計監査人は public accountant (会計士) のみであるが、ドイツにあつては経済監査士 Wirtschaftsprüfer (経済監査士 = 別に Betriebsprüfung という語もあり、経営監査士という訳もある)、及び Vereidigter Buchprüfer (宣誓帳簿監査人) が監査人として法的に認められた資格者であるが、これらの他に、監査とは言わないが、会計の適正性に係るチェック業務を行っているものに Steuerberater (税務相談士 = わが国では税理士と訳されることが多い)、Steuerbevollmächtiger (税務代理士) 及び Steuerberatungs-gesellschaft (税理士法人) がある。

A ドイツでは、資本金会社 (物的会社) は、所定の3基準によって、「大会社」、「中会社」及び「小会社」に分類され、「大会社」については経済監査士の、「中会社」については経済監査士又は宣誓帳簿監査人の監査が義務付けられているが、「小会社」については、監査は法的に強制されていない。

人的会社についても同様である。ドイツの税理士の関与する会計の適正性に関するチェック業務(「監査(Revision)」とは呼ばず「証明又は証明書(Bescheinigung)」(わが国には「ベシヤイニクンク」という仮名表記もある)という)はこうした資本会社たる「小会社」と人的会社をクライアントとするもののようである。

(注) 本稿の冒頭に紹介した Handwörterbuch der Revision には Bescheinigung という項目は見られない。

B また、ドイツ税理士法第 57 条第 3 項第 3 号には、「……財産目録及び損益計算書が税法上の規定を遵守して作成されている旨の証明書を発行すること」が挙げられている。

(注) このドイツ税理士法の「証明書」が Bescheinigung なのかどうか、ドイツ税理士法の原文がなく訳文からの引用(「TKC 海外視察研修 ドイツ会計人業界視察レポート」)(TKC 会報特別号 No.21) 巻末資料による)であるので不明であるが、Bescheinigung であろうかと推定する。

これは日本の税理士法にある「書面添付制度」にも似ているが、「証明書」である点で「書面添付制度」の内容よりは権威があるし、作成者たるドイツの税理士の責任は重いと評しうるであろう。

(補) 前記 3-1、3-2 でふれたように、わが国の税理士界の風土からすると、ドイツのこのような責任を伴う制度は敬遠されるのではないかとの思いが深い。

C もう 1 つ、ドイツ税理士の関与する業務に関して、「信用制度に関する法律」に基づき、中小企業金融に際して、「小会社」に係る「年度決算書に関する証明又は証明書」の添付が求められていることが挙げられる。

ここには、アメリカの中小企業監査に関連して、岩田巖教授が言われた「企業と銀行と会計士の三角関係」に類似する姿がドイツの中小企業金融とドイツ税理士業務の間にも見られると言えるように思われるのである。

(注) ドイツにおける税理士の小企業会計の適正性に係るチェック・システムへの関与に付いては、坂本孝司著『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』に詳しい。また、関連して、坂本孝司・加藤恵一郎編著『中小企業金融における会計の役割』及び先ほども紹介した「TKC 海外視察研修 ドイツ会計人業界視察レポート」にもふれてある。

(附記 1) 次の文献は、本講演のテーマに関して有益な文献である。

浦崎直浩編著『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務』

(附記 2) 講演では、もう 1 つ「AI と中小企業会計及び監査」というテーマを建てていたが、AI の問題は、中小企業に限られた問題ではないのと、紙面の都合から除外した。

(講師・松山大学名誉教授)

中小企業における青色申告制度の会計の実質と今後の方向性

成 宮 哲 也 (熊本学園大学大学院教授)

論文要旨 法人においては青色申告が約90%の法人に普及しているので、青色申告制度が求める記帳はほぼ実現している考えることができるかもしれない。この点に着目した場合、青色申告制度の目的は達成されたのであるから、廃止すべきとの指摘につながる。ところで、青色申告における記帳義務と会計との関係については、1968年の税制改正を踏まえた場合現在では記帳と会計との切断されていると思われる。取引を記帳する場合、どのような会計処理を行うかによって、課税所得の計算に直結する。青色申告制度は、申告納税制度のもとにおける適正課税を実現することを目的として導入された経緯を踏まえた場合、単に形式的に記帳が行われているだけではなく、会計に基づいた会計処理、記帳が必要であろう。それによって記帳の実質が確保されることになる。青色申告法人のうち中小企業については、「中小企業の会計に関する基本要領」によって会計処理、記帳が行うことにより、記帳の形式だけではなく実質を確保することが考えられる。このような対応は、申告納税制度のもとにおける適正課税を実現することを目的として導入された青色申告制度の目的にも合致するので、望ましい方向性と考ええる。

キーワード 青色申告, 中小企業, 記帳義務, 引当金

1 はじめに

青色申告制度は、シャープ勧告に基づいて、正確な記帳を勧奨することを目的とし、1950年の税制改正で導入され、既に60年以上経過している。この制度の普及を図るため青色申告の特典が設けられ、いわゆる白色申告と比較して、課税上優遇されている。

制度の導入にかかわらず、いわゆる大企業では正確な記帳が行われることが期待されるので、この制度のターゲットとなるのはいわゆる中小

企業であろう。

青色申告普及割合は、法人企業の場合、1950年では47.8%であったが、1970年に約82.7%となり、その後約99.3%に達している¹⁾。一方、個人企業の場合、申告納税額のある営業等所得者の状況において、1950年では青色申告者の割合は約4%にすぎなかったが、1970年には約53%となり半数を超えたが、その後も50%台で推移している²⁾。

このように法人企業の場合では、約90%の法人が青色申告法人となっている。青色申告法人であることが、当該法人において正確な記帳

※本稿は査読済み論文です(2018年3月16日決定)。

が実現していると同義であると考えたとすれば、形式的には青色申告制度の当初の目的は達成したと考えることができるかもしれない。一方で、個人企業では、法人企業とは異なり青色申告が必ずしも十分には普及していない。

法人税法においては、近年、青色申告制度に関して議論されることが少ないが、一方個人企業の場合は、青色申告の特典の是非を巡る問題など、議論されることが多い。これは法人企業においては青色申告制度の普及が進み、問題として認識されなくなったからであろうか。

ところで、法人企業においては、青色申告制度で求められる記帳はほぼ達成されたと考えることができるが、この場合どのような考え方にに基づき、いかなる会計処理が行われ、記帳されているのであろうか。会計処理によって、課税所得の計算に影響を与えることになるので、この問題は重要であろう。いわゆる大企業であれば、企業会計との関係が明確であろう。しかし、いわゆる中小企業が青色申告法人の場合の記帳と会計処理の関係については、十分な検討が行われていないと思われる。これは個人企業の場合も、同様の関係にある。

そこで、まず、本稿で検討対象とする中小企業の意義を明確にしたい。そのうえで、青色申告制度は正確な記帳を奨励することを目的として導入されたものであるが、改正の経緯を検討することによって、記帳と会計との関係を検討したい。これの検討を踏まえて、青色申告制度の今後の方向性についても言及したい。

2 「中小企業」の定義、範囲の検討

まず、本稿の検討対象である中小企業について、その定義あるいは範囲について、法規等においてどのように規定されているのか若干の検討を行いたい。例えば、中小企業基本法は、中

小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項等を定めているが、製造業、建設業、運輸業等では資本金3億円以下又は従業員300人以下の会社及び個人、卸売業では資本金1億円以下又は従業員100人以下の会社及び個人、サービス業では資本金5,000万円以下又は従業員100人以下の会社及び個人、小売業では資本金5,000万円以下又は従業員50人以下の会社及び個人について、「中小企業者」と定義して施策の対象としている（中小企業基本法2条1項）。中小企業基本法において国の施策の対象とする「中小企業者」には、会社だけではなく個人も含まれることが特徴である。

法人税法では、中小規模の法人を表す用語として「中小法人等」という用語が用いられている。同法では、①普通法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下であるもの（大法人³との間に大法人による完全支配関係がある普通法人または複数の完全支配関係がある大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く）または資本もしくは出資を有しないもの（相互会社を除く）、②公益法人等または協同組合等、③人格のない社団等、を「中小法人等」と定義している（法人税法57条11項参照）。資本金の額が1億円以下であることが、主に中小規模の法人の範囲を画する基準となっているが、基準として資本金の金額が1億円であること、さらに資本金の額を用いることの是非も問題とされている⁴。

会社法では、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上、または最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が2百億円以上で会社を「大会社」と定義することにより（会社法2条1項6号）、「大会社」と「大会社以外」に区分される。「中小法人」として積極的には、定義していない。ただ、この区分により会社法にお

いて必要とされる機関が異なる。

中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものとして2012年2月1日に公表された、中小企業の会計に関する検討会による「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「基本要領」という）があるが、基本要領では、「中小企業」の定義は明確ではない。ただ、利用が想定される会社として、金融商品取引法の規制の適用対象会社および会社法上の会計監査人設置会社以外の株式会社とし、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、「基本要領」を利用することができるとしている。利用対象ではない会社を特定し、それ以外の会社の利用を想定するという点で、「中小企業」の範囲を明確にしないで、幅広い会社の利用が想定されていることが特徴である。その一方で個人企業の利用は想定されていない。

以上のように法規等における中小規模の企業の定義あるいは範囲を検討したが、中小規模の企業を表す名称、定義およびその範囲は、法規等で同一ではなく⁵、各法規等の目的等にしたがって定められている。このように中小規模の企業の範囲等は多様であるが、本稿の検討においては、金融商品取引法の規制の適用対象会社及び会社法上の会計監査人設置会社以外の企業を中小企業と想定して、検討したい。

3 青色申告制度と会計との関係

3.1 青色申告制度の概要

青色申告制度は、シャープ勧告に基づいて行われた1950年の税制改正で、創設された。一般的に、「青色申告制度の目的は、申告納税制度のもとにおける適正課税を実現するために必要不可欠な『帳簿の正確な記帳』を推進するために設けられたものである」⁶と理解されている。青色申告制度を普及させるため、青色申

告の特典が設けられた。

内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、中間申告書、確定申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる（法人税法121条）。また、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行なう個人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる（所得税法143条）。これらの申告を青色申告という。青色申告の承認を受けている内国法人及び個人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存することが必要とされる（法人税法126条、所得税法148条）。ただし、法人と個人では、財務省令によって必要とされる記帳の程度が異なる（所得税法施行規則57条）。

3.2 法人税法における青色申告制度と会計との関係

3.2.1 沿革

1950年に青色申告制度が創設されたが、青色申告を要件とする制度としては、更正理由付記、欠損金の繰越控除・繰戻還付、貸倒準備金その他があった。法人税法における青色申告制度に関する主な改正であるが、1968年に、引当金の設定について、青色申告要件を外す改正が行われ、引当金の設定は青色申告の特典から除外された。法人税法で青色申告要件を外したことについては、「いわゆる貸倒引当金等のいわゆる引当金については、青色申告でなくてもけっこうだということになっている。これは所得税にはなかったところで引当金となると所得税のいわゆる白色申告者の現状からすれば、経理的にこれもいいというのは少し無理ではなからうか。法人であれば必ず帳簿もあるわけだから、法人だけにこれを改めているわけである。」⁷

として、所得税法の場合と対比しながら法人であれば帳簿があることが、その理由として説明されていた。当時、白色申告には記帳義務は課せられていなかったが、前述したように青色申告普及割合は、法人企業の場合、1950年では47.8%であったが、1970年に約82.7%に向上していたことが、その背景にあったと思われる。

その後、大きな改正はなく、現在では約99.3%の法人が青色申告法人となっているので、青色申告制度で求められる正確な記帳は多くの法人に普及したと考えることができるであろう。そうであれば、申告納税制度においては、帳簿を基にして課税所得を申告することがあるべき姿と考えた場合、青色申告の普及により、申告納税方式で求められる記帳水準が達成されたと考えることもできるであろう。このことに着目した場合、青色申告制度の当初の目的は達成されたとの評価もあるかもしれない。なお、白色申告法人については、1984年の税制改正で記帳義務および保存義務が設けられている。

3.2.2 青色申告制度と会計との関係

青色申告法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない(法人税法126条1項)。財務省令では、青色申告法人は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない(法人税法施行規則53条)、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する仕訳帳、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する事項を記載しなければならない(法人税法施行規則54条等)、と規定されている。

現在、青色申告の特典としては、欠損金の繰越控除、欠損金の繰り戻し還付(ただし、中小

企業者に限る)、更正の理由付記、減価償却等の特例、税額控除の特例、各種準備金の特例がある。これらの特典と記帳義務との関係であるが、記帳がなければ、適用できない特典はないのではないか。そうであれば、記帳の有無にかかわらず、適用できる措置であるので、まさに青色申告の特典として説明するしかないと思われる。法人の場合(特にいわゆる大企業)、正確な記帳を行うことが期待されるので、特典が記帳を促すという意味では、インセンティブとしての効果は限定的ではないかと思われる⁸。換言すれば、青色申告という制度がなくても、青色申告制度で必要とされる記帳が形式的には行われる蓋然性が高いと思われる。

前述したように、1968年に、引当金の設定について、青色申告要件を外す改正が行われたが、その理由は、法人であれば必ず帳簿があることであった。この場合、白色申告の場合であって帳簿があればよいことを前提としている。このことは、2つのことを示唆している。第1に引当金の設定には帳簿が必要であること、第2として法人税法においては、青色申告でなくても帳簿があれば引当金のように帳簿を前提とした制度の適用は可能であること、である。第1の問題については当然のこととして、第2の問題については、換言すれば、記帳を要件とした青色申告と引当金等の帳簿を前提とした制度とのリンクが法人税法では切断されたことになる。

青色申告制度が約90%の法人に普及しているという現状がある。制度導入から、しばらくの間は、青色申告制度の普及に向けて意欲的であったが、制度の普及が進んだことも理由であろうが、論じられることが減っている⁹。青色申告制度の当初の目的が達成されているとすれば、この制度を継続する必要性が失われたと考えるべきであろうか。特に1968年の改正までは、青色申告制度で求める記帳と引当金等の帳簿を前提とした制度とがリンクしていたが、改

正後はその関係は切断し、白色申告でも適用対象となっている。このことは、青色申告制度において、求められる記帳の実質が不明確になったことを意味すると思われる。もっとも、青色申告制度の記帳義務は、手続的要請から形式的に満たされれば、十分であるということかもしれないが、やはり実質的な内容も重視すべきではないかと思われる。なぜなら、青色申告制度の目的は、申告納税制度のもとにおける適正課税を実現することにあるのであれば、形式的に記帳されていれば十分であると考えべきではなく、会計を踏まえて、記帳の実質を充足する必要があると考えるべきである。

3.3 所得税法における青色申告制度と会計との関係

3.3.1 沿革

まず、主要な所得税法の青色申告制度の改正であるが、1950年に青色申告制度を導入したあと、1967年に小規模事業者に対して現金主義による所得計算が認められた。この改正については、「青色申告者については、いわゆる簡易簿記の規定が設けられていて記帳の簡素化が図られているが、記帳時期の制約や経理に対する素養の不足等の理由から、この簡易簿記による記帳ですらなじめない者が相当数見受けられる現状である。そこで、小規模の青色申告者については、いわゆる現金主義によって所得金額を計算できる便法が認められることになったのである。」¹⁰との説明がある。記帳が定着しない現状を踏まえて、少しでも記帳が実践されるように、より負担が軽い現金主義による記帳を認めた経緯が窺える。白色申告と異なり正規の簿記の原則による記帳が求められていた青色申告者に対して、現金主義による記帳を認めることも、その範疇として理解されたのであろう。

なお、引当金の設定について、前述したように法人税法では1968年に、青色申告要件を外

す改正が行われたが、所得税法では同様の改正は行われず、青色申告要件は維持され今日に至っている。当時、改正に至らなかったのは、法人税法で青色申告要件を外した説明において所得税においては記帳の現況がその理由として指摘されていた。このことは、当時、引当金の設定が記帳と密接に関連して理解されていたことの証左でもある。

ところで、白色申告者に対する記帳義務であるが、1984年にいわゆる白色申告者に対して、不動産所得、事業所得、山林所得の合計金額が300万円を超える場合には、記帳、帳簿や書類などの保存義務が課せられ、その後2012年の改正で、2014年1月以降、不動産所得、事業所得、山林所得がある全てのいわゆる白色申告者に対して、収入の金額にかかわらず、記帳、帳簿や書類の保存が義務化された。義務化された理由は、すべての白色申告者に対しても更正の理由附記を実施するためである、課税所得の計算との関係によるものではない。このように記帳義務が図られ、2014年1月以降は、すべての白色申告者に記帳義務が課せられているので、記帳義務の有無においては、青色申告と白色申告では、相違はなくなった。ただ、記帳の程度は、青色申告では、複式簿記による記帳、簡易簿記による記帳、現金主義による記帳の3種類の記帳があつて幅があり、一方白色申告の場合は、簡易簿記による記帳であり、両者は同じ程度ではない。また、現金主義による記帳が白色申告の記帳より負担が軽いとすれば、記帳の程度、課税所得の計算においてバランス欠いていると思われる。

3.3.2 青色申告制度と会計との関係

所得税法は収入金額について、36条において各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、別段の定めがあるものを除き、「その年において収入すべき金額」と規定している。そ

のため、現金の収入に基づいて収入金額を把握するのではなく、原則として、発生に基づいて収入金額を把握すると解され、発生主義が採用されていると解されている¹¹。このように発生主義が採用されていると解されているが、それに対応して記帳に関する規定があるわけでない。というのは、白色申告においては、当初、記帳義務はなかったし、記帳義務が拡大したのは、更正の理由付記を導入するためであった。現在では、白色申告において、簡易帳簿の作成が義務づけられている。

一方で、青色申告者には記帳義務が課せられるが、その記帳義務には3種類ある。複式簿記、簡易簿記、小規模事業者に限られるが現金主義による所得計算の特例による記帳である。

このうち所得計算の特例として青色申告者のうち小規模事業者については、「計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる。」(所得税法67条)と規定して、現金主義が認められている。すなわち、現金出納帳の記帳は必要とされているが(所得税法施行令195-197条、大蔵省告示第112号(昭和42年)参照)、その一方で、棚卸資産の棚卸を行うことを要しない(所得税法施行令56条2項)。

また、必要経費に関して、減価償却資産の償却は可能であり、減価償却資産の記帳は必要とされている。その一方で、青色申告の特典とされる現金主義による所得計算の場合は、引当金の設定はできない(所得税法施行令196条2項)。

青色申告制度の記帳義務のうち複式簿記の場合、すべての科目について総勘定元帳が作成されるが、必要経費について、例えば引当金は必要経費の通則規定である所得税法37条では、引当金は設定できないが、別段の定めである所得税法52条に基づき必要経費に算入できる。ただし、引当金の設定は、青色申告に限定され、

青色申告の特典と称されるが、発生主義に基づいて記帳されるのであれば、引当金の設定はむしろ当然の措置と考えるべきである¹²。

このように、所得税法では青色申告における記帳義務と所得金額の計算との間には関係があると思われる¹³。問題点としては、青色申告は、手続的には特例であるが、むしろ青色申告において必要とされる記帳が、原則でないかと思われる。また、記帳の程度に幅があるが、これは青色申告制度を普及させるためであろうが、適正な課税所得計算を行ううえでは、問題があるのではないと思われる。さらに、白色申告においても記帳義務が課せられたので、当初の青色申告制度導入の目的を踏まえた場合、青色申告制度の必要性が失われたのでないであろうか。青色申告制度の普及が進まないが、記帳の正確性が必要なことの理解が広がらないことが大きいであろうが、青色申告の特典(インセンティブ)が効果的でないのではないであろうか。ただ、青色申告の特典は、特典ではなく青色申告における記帳では当然の措置と考えられる措置もあるが、一方で、特典は租税特別措置という指摘もあり¹⁴、問題とされることが少なくない。

4 会計の実質的な側面と今後の方向性の検討

4.1 青色申告制度における会計の実質的側面の検討

記帳する内容について、青色申告制度においては、記帳、保存する帳簿等についての一定の規定はある。所得税法の場合、記帳義務と会計とは一定の関係性がある構造となっている。例えば、複式簿記による記帳が行われている場合には、引当金の設定は可能であるが、小規模事業者に対して現金主義による所得計算の場合は引当金の設定はできない。ただ、この場合の関係性というのは、会計理論的な面からではなく、

ある会計処理を証明するためには、帳簿の存在が必要であるという手続的な理由によるのではないかと思われる。というのは、白色申告の場合であるが、2012年の税制改正で記帳義務の拡大が図られたが、その理由は更正の理由付記を行うためであった。このことから窺われるように記帳は手続的との関連性が重視されていると思われる。一方で、指摘したように法人税法の場合では、1968年の改正を踏まえた場合、現在では青色申告における記帳と会計との関係は切断されていると考えることもできる。

ところで、記帳義務によって記帳する場合、どのような考え方、会計処理によるかで、必要な帳簿等は異なるし、さらに課税所得等の計算にも直結する。しかし、青色申告制度では、記帳、保存する帳簿等については、規定されているが、会計との関係については明確ではない。その一方で、法人企業の場合では、法人税法22条4項の「公正処理基準」の規定があるので、青色申告、白色申告を問わず企業会計を踏まえて課税所得の計算が行われる。ただ、いわゆる大企業の場合でも、いかなる会計基準が「公正処理基準」に該当するのか問題となり、その結果により記帳する内容も異なり、当然にその結論により課税所得計算の結果は異なることになる¹⁵。このことは、基本的には本稿で検討対象にしている中小企業でも同様の構図である。形式的には、特に法人企業の場合は記帳が行われているようにみえるが、記帳は課税所得の計算とも関係する。したがって、単に記帳が行われているという形式的な側面だけでは、実質的な側面にも、青色申告制度における記帳のあり方を検討する場合、留意する必要がある。

4.2 今後の方向性の検討

青色申告制度において記帳義務が課せられていて、その記帳義務としてどのような帳簿が必要であるのかは、法人税法等および所得税法等

で規定されている。帳簿という形式、例えていえば箱は必要とされている。法人においては青色申告制度が約99.3%の法人に普及しているという現状があるので、形式では充足している、例えていえば箱は完成している。そうであれば、法人の場合において青色申告制度は役割を終えたとして廃止も考えられる。しかし、帳簿に何をどのような考え方で何を記入するのかと帳簿の実質、例えていえば箱に何をを入れるのかは明確ではない。もちろん、青色申告制度における記帳義務は、個人企業における更正の理由付記との関係にみられるように、実質より形式を重視しているという指摘があるかもしれない。しかし、帳簿にどのような考え方で記入するのかは、個人企業の小規模事業者に対する現金主義による所得計算にみられるように、課税所得の計算に直結する問題であるので重要である。青色申告制度において記帳の問題を考える場合、形式だけではなく、実質も重視すべきである。この場合、実質の面の裏付けとなるのが会計基準等であるが、この場合、いわゆる大企業であれば企業会計基準、IFRSが想定されるが、中小企業の場合ではなじまない。そこで、中小企業向けに公表されている会計基準等の適否が問題となる。

中小企業向けに公表されている会計基準等としては、「中小企業の会計に関する検討会」が公表している「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」による「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」という)がある。

「中小指針」は2005年8月、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の4団体により策定された中小企業の会計処理等に関する指針であるが、会社法において導入された会計参与が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理を示すことを意図していた。「中小指

針」はその後の新しい会計基準の公表を受けて改正が行われ、最終改正は2018年3月17日である。「中小指針」の適用対象は、金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社および会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く株式会社とされ、加えて特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、「中小指針」に拠ることが推奨されている。しかし、「中小指針」は、企業会計基準の簡略版であって、性質上、中小企業の実態に即したもとはなっていないなどの指摘があり¹⁶、中小企業において普及は進まなかった。

このような状況を踏まえて、「基本要領」は① 経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、「経営者に役立つ会計」、② 金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係者と繋がる会計」、③ 実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、「実務に配慮した会計」、④ 中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、「実行可能な会計」¹⁷、という観点で作成された。

青色申告において記帳の実質の確保が問題となるのは、中小企業のうちより規模の小さな零細な企業である。「中小指針」よりも「基本要領」がより実行可能な会計という観点で作成されているので、以下では「基本要領」に焦点をあてて検討したい。

「基本要領」の目的は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。前述したように「基本要領」の利用が想定されるのは、金融商品取引法の規制の適用対象会社および会社法上の会計監査人設置会社を除く株式会社であり、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社も利用できるとされている。したがって、「基本要領」は国際会計基準への

対応を目指したのではなく、中小企業の身の丈にあわせた会計処理や注記等を具体的に示していることが、特徴である。

「基本要領」では、「適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。」としている。このように「基本要領」では、記帳を重視しているが、これはやはり記帳を重視している青色申告制度と同様の方向性で親和性は高いと思われる。また、「基本要領」の作成において、「取得原価主義をベースに、法人税法を意識、尊重している」¹⁸との指摘があるように法人税法との親和性が高い。

青色申告制度においては、記帳義務が課せられているが、記帳の実質を支えるために、法人税法と親和性が高い「基本要領」に従うというのも、1つの方向ではないであろうか。なお、個人企業の場合でも、青色申告制度において、記帳と会計とは関係があり、会計は青色申告制度に対して、一定の役割を果たしている。普及が停滞していることは、今後の課題であるが、個人企業の場合も、記帳の実質を支えるために、青色申告においては、「基本要領」に従うというのも、1つの方向ではないかと考える。

5 おわりに

法人においては青色申告が約99.7%の法人に普及しているので、青色申告制度が求める記帳はほぼ実現している考えることができるかもしれない。この点に着目した場合、青色申告制度の目的は達成されたのであるから、廃止すべきと指摘につながる。ところで、青色申告における記帳義務と会計との関係については、1968年の改正を踏まえた場合現在では記帳と会計と

が切断されていると思われる。取引を記帳する場合、どのような会計処理を行うかによって、課税所得の計算に直結する。青色申告制度は、申告納税制度のもとにおける適正課税を実現することを目的として導入された経緯を踏まえた場合、単に形式的に記帳が行われているだけでなく、会計に基づいた会計処理、記帳が必要であろう。それによって記帳の実質が確保されることになる。

いわゆる大企業は、法人税法 22 条 4 項の「公正処理基準」に基づき会計基準に従って会計処理が行われ、記帳も行われている。中小企業の場合も、法人税法 22 条 4 項の「公正処理基準」に基づき会計基準に従って会計処理が行われ、記帳も行われていたが、大企業と属性が異なるので、適用される会計基準は同じではない。そこで青色申告法人のうち中小企業については、指摘したように「基本要領」によって会計処理、記帳が行うことにより、記帳の形式だけではなく実質を確保することが考えられる。このような対応は、申告納税制度のもとにおける適正課税を実現することを目的として導入された青色申告制度の目的にも合致するので、望ましい方向性と考えられる。なお、個人企業においても、青色申告制度は同様の目的であるので、可能な限り、「基本要領」によって会計処理、記帳が行うことが望ましいと思われる。

(注)

- 1 国税庁「法人数及び青色申告法人数の推移」国税庁・<https://www.nta.go.jp/> 参照。近年、法人の青色申告割合が 99.3% に達している（「平成 27 年度版国税統計年報書」平成 29 年 11 月、大蔵財務協会、242 頁）。
- 2 国税庁「個人の青色申告者数の推移」国税庁・<https://www.nta.go.jp/>
- 3 大法人とは、資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、相互会社、法人税法 4 条の 7 に規定する受託法人をいう。

- 4 中小法人等の範囲を画する基準として資本金を用いることの問題と新たな基準の検討については、日本税理士会連合会税制審議会（2016）を参照のこと。
- 5 成宮（2017b）、3 頁以下参照。
- 6 首藤（1992）、4 頁。
- 7 細見（1968）、14 頁。
- 8 青色申告におけるインセンティブの問題については、古田（2003）、45-72 頁が詳しい。
- 9 例えば、1952 年に刊行された市丸（1952）では「第 13 章青色申告の制度」として 1 つ章で 18 頁にわたる説明があったが、最近では、例えば、山本（2013）では「第 31 章その他」の章で、1 つの項目として説明されているにすぎない。
- 10 武田、4453 頁。
- 11 佐藤（2016）、241 頁参照。
- 12 成宮（2017a）、41 頁参照。
- 13 白色申告と青色申告を比較しながら、「現在では白色申告の場合、所得税法 36 条および 37 条が求めている帳簿記入を義務としているのであるが、それはあくまで発生、債務が確定している事実を証明することが目的で、青色申告のように現金主義あるいは発生主義との関係から記帳が義務づけられているわけではない。」（成宮 2017a、41）と指摘している。
- 14 会計検査院（2008）、「第 2 租税特別措置（青色申告特別控除）等の適用状況等について」。
- 15 例えば、収益の計上時期をめぐる会計処理基準について問題となった大竹貿易事件（最高裁平成 5 年 11 月 25 日第一小法廷判決・http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/872/055872_hanrei.pdf）にみられるように、「公正処理基準」の解釈について問題となることが近年多い。
- 16 中小企業庁（2010）、24 頁以下を参照。
- 17 中小企業庁（2010）、23 頁を参照。
- 18 「中小企業の会計に関する基本要領」の策定の経緯については、河崎（2012）、1-9 頁を参照のこと。

【参考文献】

市丸吉左エ門. 1952.『最新法人税法の理論と実務(昭

- 和 27 年)』税務経理協会。
- 河崎照行. 2012.「日本における中小企業会計の現状と課題」『甲南会計研究』6:1-9.
- 佐藤英明. 2016.『スタンダード所得税法 第2版』弘文堂.
- 首藤重幸. 1992.「青色申告制度の目的と沿革」『日税研論集』20:3-21.
- 武田昌輔監修.『DHC コメントール所得税法』第一法規.
- 忠佐市. 1953.『税法と会計原則』中央経済社.
- 成宮哲也. 2017a.「青色申告制度の必要性の再検討と今後の方向性」『税研』(193):27-31.
- 成宮哲也. 2017b.「中小法人の定義及び範囲」『税務会計研究』(28):1-15.
- 細見卓. 1968.「昭和 43 年度税制改正について」『租税研究』(219):10-18.
- 古田美保. 2003.「青色申告制度をめぐるタックス・インセンティブ」『甲南経営研究』44(1):45-72.
- 山本守之. 2013.『体系法人税法 (30 訂版) (平成 25 年)』税務経理協会.
- 会計検査院. 2008.「第 2 租税特別措置 (青色申告特別控除) 等の適用状況等について」『平成 19 年度決算検査報告』(平成 20 年 11 月 7 日) (会計検査院・<http://report.jbaudit.go.jp/org/h19/2007-h19-1157-0.htm>).
- 中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」(2012 年 2 月 1 日).
- 中小企業の会計に関する指針作成検討委員会「中小企業の会計に関する指針」(2018 年 3 月 20 日), 企業会計基準委員会ホームページ (https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/misc/misc_others/2018-0320.html).
- 中小企業庁. 2010.「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」経済産業省.
- 日本税理士会連合会税制審議会. 2016.「中小法人の範囲と税制のあり方について-平成 27 年度諮問に対する答申-」(2016 年 3 月 17 日), 日本税理士連合会ホームページ (http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H27.pdf).

【資料】

- 国税庁「法人数及び青色申告法人数の推移」国税庁・<https://www.nta.go.jp/>
- 国税庁「個人の青色申告者数の推移」国税庁・<https://www.nta.go.jp/>

英国および米国における SMEs 監査の現状

佐久間 義浩 (東北学院大学教授)

論文要旨 中小企業会計にとって、計算書類の信頼性をいかに保証するかという問題がある(河崎 2016;2017)。そこで本稿は、先行ケースとして、英国および米国を取り上げ、両国の SMEs の状況および SMEs 監査制度を概説するとともに、SMEs に対する会計専門職からのサービスの提供について考察する。

本稿の分析から、英国や米国における SMEs は、経済活動の多くの割合を占めていることが明らかになった。また SMEs 監査制度について、英国では、小規模企業について免除規定があるものの、原則、会社法で一般目的の財務諸表の監査を義務付けている。他方、米国では、SEC 登録会社を除く会社について、外部監査を受ける場合でなければ、FASB が公表している会計基準などに従う必要がない。しかし、小規模企業の中には、FRF for SMEs や OCBOA を適用している場合がある。そして、FRF for SMEs や OCBOA に基づいて作成される財務諸表は特別目的の財務諸表といわれ、この特別目的の財務諸表の信頼性を検証するため、AU-C800 (AS3305) に基づきレビューや監査が行われている。

さらに SMEs に対する強制的な監査制度の導入については根強い反対があるものの、SMEs の会計情報の信頼性を確保するうえで、監査業務以外による会計専門職からの SMEs へのサービスの提供も様々な形態で行われている。

キーワード 英国, 米国, SMEs 監査, 計算書類の信頼性

1 はじめに

会計情報の信頼性を確保するうえで、日本をはじめ多くの国々で監査制度を導入している。とりわけ上場企業に対する監査は、会計情報の信頼性を確保する手段として、投資家をはじめとした多くの利害関係者を保護するうえで必要不可欠である。ところで、「中小企業会計にとって、今後の重要課題となるのが、計算書類の信頼性をいかに保証するかという問題が

ある」(河崎 2016, 246; 河崎 2017, 127)。とはいえ SMEs における利害関係者は、上場企業に比べると非常に限定されている(武田 2003, 30; 河崎 2005, 53-54)。たとえば、金融機関をはじめとした債権者や取引先等(武田 2003, 30; 河崎 2005, 53-54; 万代 2012, 71; ICAEW 2014, B, 6, 33)などに限られている。このような SMEs の利害関係者に対し、計算書類の信頼性を保証することによって、たとえば「(ア)債権者にとっては、中小会社の信用リスクの判断に役立つこと。(イ)取引先にとっては、中小会社の事

※本稿は査読済み論文です(2018年3月16日決定)。

前調査の負担（取引コスト）を軽減し、その取引リスクの判断に役立つこと」が期待されている（河崎 2005, 50; 河崎 2003, 177-178）。このように、「計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと」（武田 2003, 32）は、当該 SMEs にとってもメリットが大きい（河崎 2003, 175）だけでなく、ひいては「中小会社の長期的な維持・存立のために必要な前提条件でもある」（武田 2000b, 36）。

しかし、日本においては「中小企業が作成する計算書類については、会計監査人設置会社を除き、その信頼性を保証する制度は存在しない」（河崎 2017, 127）。なお現行制度では、実質的に「適時かつ正確な会計帳簿」（会社法 432 条 1 項）の作成を担保する制度として、会計監査人制度、会計参与制度、書面添付制度がある（河崎 2016, 246; 河崎 2017, 127）。

そのうち現実に大多数の中小企業（SMEs）が利用できるのは、会計参与制度および書面添付制度である（河崎 2013a, 35; 河崎 2017, 127）。しかしこれらの制度は、利用状況がかなり低いという問題があることから、法制度であれ、慣行的制度であれ、何らかの形で SMEs における会計情報の信頼性を確保するうえで、会計監査人制度について、あらためて検討する必要性が生じてきている（河崎 2013a; 2016; 2017）¹。

そこで本稿では、諸外国²における SMEs の監査制度³を概説する。その中でも、英国および米国における SMEs の監査制度をとりあげる。さらに両国における監査制度以外の SMEs の会計情報の信頼性を高める会計専門職の SMEs へのサービスの提供の実態を明らかにする。なお本稿で英国および米国をケースとして取り上げた理由は、それぞれの国々における SMEs の監査に関する法的規制の違いが明確に異なるためである。つまり、英国は、小規模企業を除いて、原則として、監査を要求している

のに対し、米国は、一般的に監査を要求していないという違いである（ICAEW 2014, 17）。このように SMEs 監査に対する法的規制が全く異なる両国において、それぞれの国々における SMEs 監査を取り巻く状況や SMEs 監査制度を比較検討し、さらには両国における会計専門職と SMEs との関係性を明らかにすることによって、日本への示唆を提示できると考える。

本稿の構成は、以下のとおりである。第 2 節では、英国および米国の SMEs の現況を概説する。続く第 3 節では、英国および米国の SMEs 監査制度を比較検討する。第 4 節では、SMEs に対する会計専門職からのサービスの提供について検討し、最後に本稿をまとめる。

本稿での考察が、日本における SMEs の監査制度への示唆と SMEs における会計情報の信頼性の確保の参考になれば幸いである。

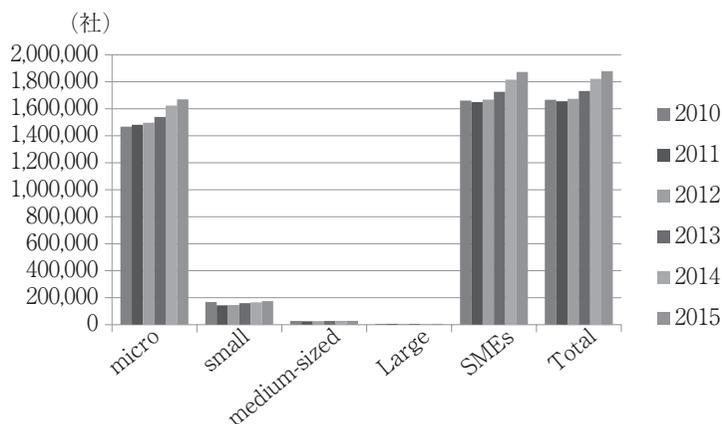
2 SMEs の概況

本節では、英国および米国における SMEs の現況を概説する。とりわけ企業数、雇用者数、付加価値額あるいは GDP の観点から、それぞれの国々における SMEs の位置づけを明らかにする⁴。

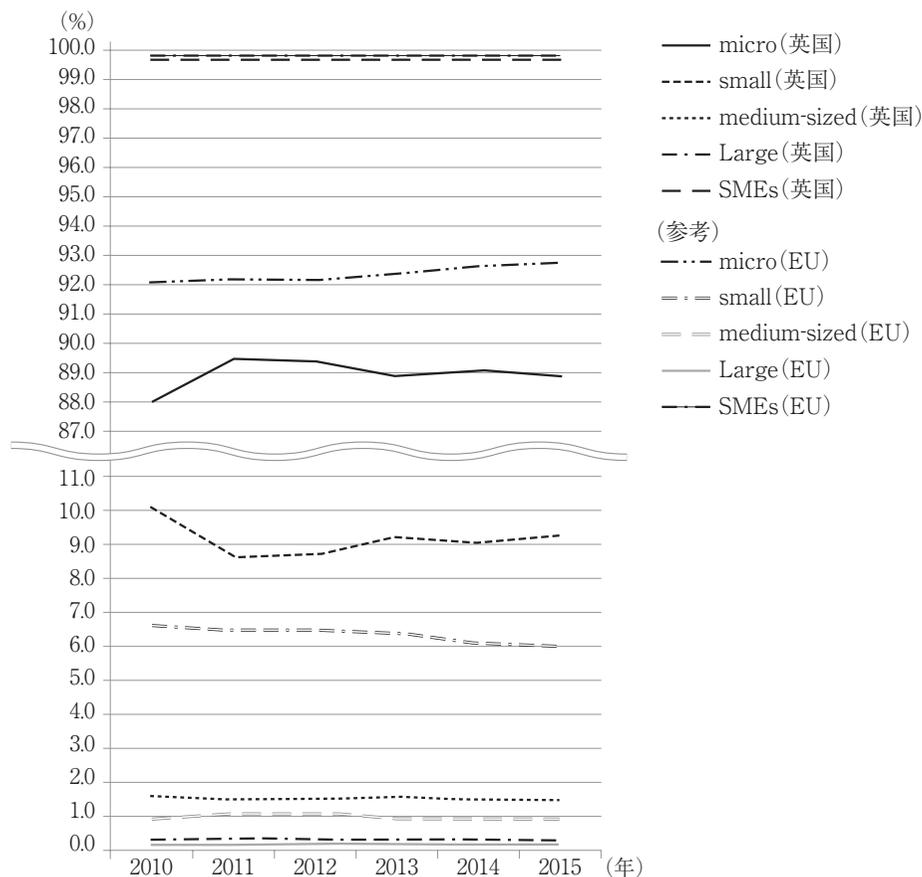
2.1 英国（図表 1～3 参照）

企業数をみると、英国会社登記所に登録されている全ての会社の 99.9% が SMEs に該当する（ICAEW 2014）。その内 99.3% が小規模企業である（Department for Business, Energy & Industrial Strategy 2016）。また雇用者数については、SMEs において雇用される人数は 15.7 百万人で、全体の 60% を占めている（Department for Business, Energy & Industrial Strategy 2016）。付加価値額についても、大企業を上回っている状況にある。さらに図表にはないものの、売上高については、総

図表1 企業数 (英国)

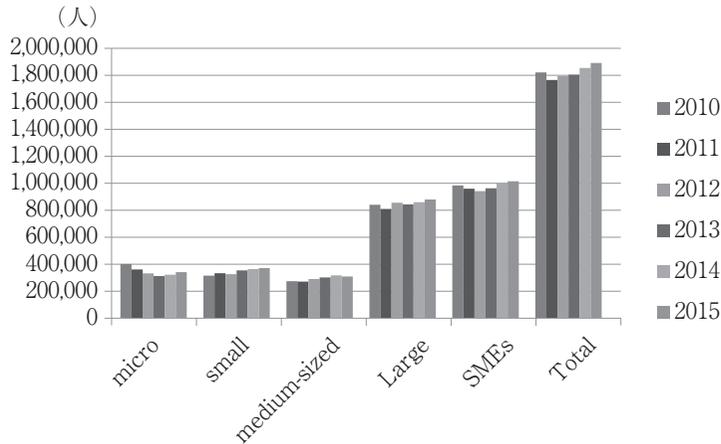


出所：2010/11 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2012 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2013 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2014 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2015 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2016 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOMをもとに著者作成。なおLargeの企業数は、5,973社(2010年)、6,132社(2011年)、5,913社(2012年)、5,955社(2013年)、6,059社(2014年)である。また、medium-sizedの企業数は、26,800社(2010年)、25,223社(2011年)、25,727社(2012年)、26,933社(2013年)、27,418社(2014年)、27,939社(2015年)である。

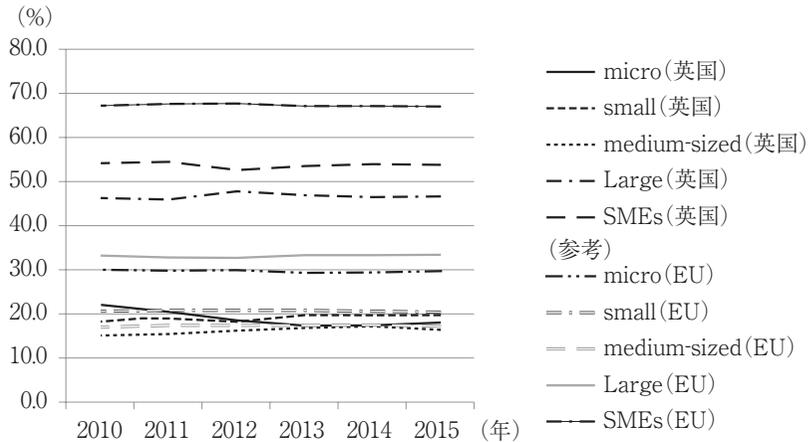


出所：2010/11 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2012 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2013 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2014 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2015 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2016 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOMをもとに著者作成。

図表2 雇用者数 (英国)

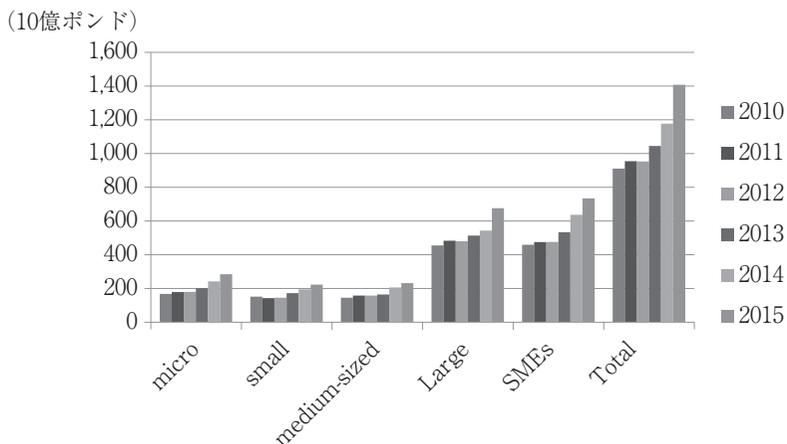


出所：2010/11 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2012 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2013 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2014 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2015 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2016 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOMをもとに筆者作成。

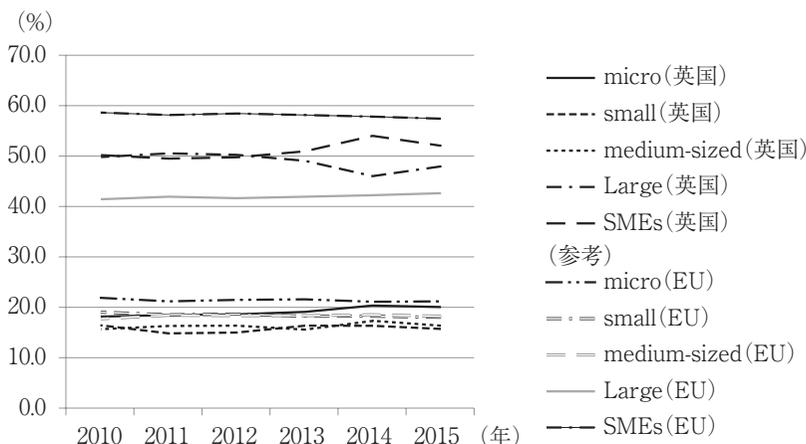


出所：2010/11 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2012 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2013 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2014 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2015 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2016 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOMをもとに筆者作成。

図表3 付加価値額（英国）



出所：2010/11 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2012 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2013 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2014 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2015 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2016 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOMをもとに筆者作成。



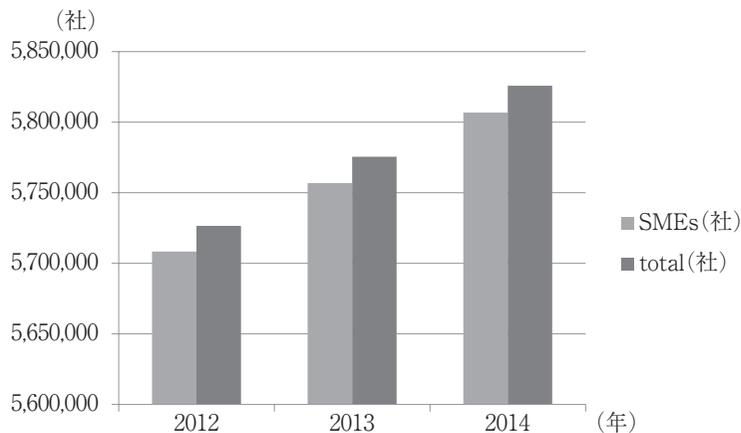
出所：2010/11 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2012 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2013 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2014 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2015 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOM, 2016 S B A Fact Sheet UNITED KINGDOMをもとに筆者作成。

額 1.8 兆ポンドのうち、全体の 47% を SMEs が占めている状況にある (Department for Business, Energy & Industrial Strategy 2016)。このように英国において、小規模企業は英国経済において必要不可欠な存在である (ICAEW 2014; ICAEW 2016, 1)。

2.2 米国⁵ (図表 4 ~ 6 参照)

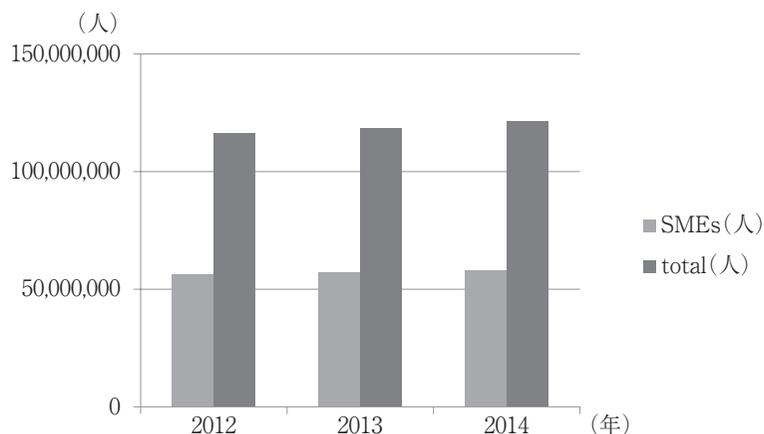
米国における SMEs は、5.8 百万社であり、全体の 99.7% を占めている (U.S. Census Bureau 2016)。また SMEs において雇用される人数は、57.9 百万人で、全体の 47.8% である (U.S. Census Bureau 2016)。GDP については、減少傾向を示しているものの、40% を超えている状況にある。このように、米国経済において、SMEs は多大なウェイトを占めているといえる。

図表 4 企業数 (米国)



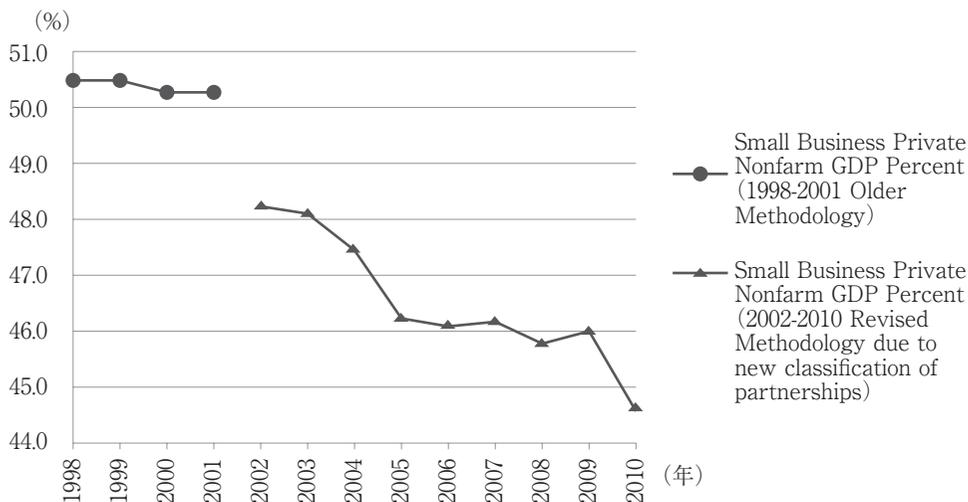
出所：U.S. Small Business Administration, Office of Advocacy, from data provided by the U.S. Census Bureau, Business Dynamics Statistics (www.census.gov/ces/dataproducts/bds/) をもとに著作作成。

図表 5 雇用者数 (米国)



出所：U.S. Small Business Administration, Office of Advocacy, from data provided by the U.S. Census Bureau, Business Dynamics Statistics (www.census.gov/ces/dataproducts/bds/) をもとに筆者作成。

図表6 米国のGDPに占める小規模企業の割合



Note: The 1998-2001 trendline is slightly higher than the 2002-2010 trendline because of a change in the methodology for inclusion of partnerships, formerly assumed to be small. Because the data now allow a distinction between small and large partnerships, more partnerships are now included in the large business share of GDP.

出所： <https://www.sba.gov/content/small-business-gdp-update-2002-2010>より転載。

2.3 小括

本節では、英国および米国におけるSMEsの状況を示した。その結果、両国におけるSMEsは、経済活動を行う上で、多くの割合を占めていることが明らかになった。とはいえ経済活動に占めるSMEsの状況は、両国に限ったことではない。

世界における大部分の企業は、小規模である(ICAEW 2014, 3)。そしてSMEsは、世界経済においても重要なパートを占めている(IFAC 2016b, 6)。このようにSMEsは、イノベーション、雇用、経済全般に重要な役割を占めている(IFAC 2016b, 7)。

3 SMEs 監査制度

本節では、英国および米国におけるSMEs監査制度を概説する。

3.1 英国

3.1.1 会社法

英国における監査に関する規定は、会社法(Companies Act 2006)の「PART 16 AUDIT」に規定されている。そして会社法にもとづき、原則、毎会計年度の年次計算書類は、会計監査を受けなければならない(475条1項)。ただし、以下の場合、この限りではない。すなわち、

- (a) 会社が小規模会社(477条)、子会社(479A条)または休眠会社(480条)により会計監査を免除されている場合
- (b) 会社が公共部門の会計監査を受ける非営利企業(482条)により、要件を免除されている場合

しかし、たとえ上記の免除の要件に該当したとしても、会社は、貸借対照表に、会計監査の免除を受ける旨の取締役会による説明を含まない限り、いかなる会計監査の免除も受けることができない(475条2項)。

さらに、会社は、貸借対照表に、以下に関する取締役会による説明を含まない限り、小規模会社等による免除を受けることができない(475条3項)。

- (a) 社員が会社に対し、社員の会計監査請求権(476条)により、当該年度の計算書類の会計監査を受けるよう要求しないこと
- (b) 取締役(会)が、会計記録および計算書類の作成について、会社法の規定を遵守する責任を確認しているという旨の記述

3.1.2 小規模会社の例外

上記に記載のとおり、小規模会社は、ある会計年度について、当該年度の計算書類の会計監査について、会社法の要件を免除される(477条1項)⁶。

なお会社が小規模会社の要件(477条4項)を満たすか否かは、382条1項から6項に従い決定される。すなわち、

- 1項 当該事業年度において小規模会社要件を充足するときは、会社は最初の事業年度に関して、小規模会社と認定。
- 1A項 2項に従って、会社はある事業年度に関して、当該事業年度において小規模会社要件を充足するときは、翌会計年度に関して小規模会社と認定。
- 2項 貸借対照表日において小規模会社要件を充足するあるいは充足しない場合は、2会計期間連続で生じた場合のみ、会社は、翌会計年度に関して小規模会社と認定。
- 3項 会社がある年度において以下に掲げる要件のうち2以上を充たすときは、小規模会社要件は、当該年度において当該会社がこれを充足する⁷。
 - 1. 売上高が10.2百万ポンドを超えないこと
 - 2. 貸借対照表上の総資産額が5.1百万ポンドを超えないこと

3. 従業員の員数が50人を超えないこと

- 4項 会社の事業年度であって現実に1年でない期間については、売上高に係る前項の最高額は、これを比例的に調整しなければならない。
- 5項 貸借対照表上の総資産額とは、当該会社の貸借対照表において資産として計上された額の合計を意味する。
- 6項 従業員の員数とは、当該会社が当該事業年度において雇用する者であって、次の各号に定めるところに従って計算された数値の平均を意味する。
 - (a) 当該事業年度において月毎に、当該会社が当該月に(当該月の全部または一部は問わない。)雇用契約に基づき雇用する者の員数を算出
 - (b) 月次の従業員総数を加算
 - (c) 当該事業年度の月数で除す

なお英国における零細企業とは、会社法の第384B条の除外事項に該当しないことにくわえて、次のうち少なくとも2つ以上の要件を満たすことが求められる(384A条(4))⁸。

- ・売上高：63.2万ポンド以下
- ・貸借対照表の総資産額：31.6万ポンド以下
- ・平均従業員数：10人以下(c)

また中規模会社とは、会社法の467条の除外事項に該当しないことにくわえて、次のうち少なくとも2つ以上の要件を満たす会社をいう(465条)⁹。

- ・売上高：36百万ポンド以下
- ・貸借対照表の総資産額：18百万ポンド以下
- ・平均従業員数：250人以下

また小規模会社等(475条1項a号)の会計監査の免除を受けることのできる会社の社員は、

会社に対し、ある会計年度の計算書類の会計監査を受けるよう請求することができる¹⁰ (476条1項)。なお、この請求は、関係する年度に先立ってはできないが、遅くとも当該年度末より1ヶ月前までにしなければならない(476条3項)。

さらに会社は、当該会計年度内において次の各号のいずれかに該当した場合、小規模会社による免除を受けることができない(478条)。

- (a) 公開会社
- (b) 以下の会社
 - (i) 認可保険会社、銀行、電子マネー発行者、MiFID投資業者、譲渡可能証券集合投資スキーム運用会社
 - (ii) 保険市場活動を行う会社
- (c) 1992年労働組合および労使関係(総括)法117条1項に定める特別登録団体、または同法122条に定める雇用関係、または1992年労使関係(北アイルランド)令第4条

3.1.3 英国における SMEs 会計制度¹¹ と監査

2015年7月、FRS105 (The Financial Reporting Standard applicable to the Micro-entities Regime: 零細事業に適用される財務報告基準) (FRC 2015a) が公表され、Financial Reports Standard for Smaller Entities (FRSSE: 小規模企業向け財務報告基準) が廃止された。

同時期に、FRS100 (Application of Financial Reporting Requirements: 財務報告規定の適用)、FRS101 (Reduced Disclosure Framework: Disclosure Exemption from EU-adapted IFRS for Qualifying Entities: 簡素化された開示のフレームワーク)、FRS102 (The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland: 英国及びアイルランドにおいて適用可能な財務報告基準) を改訂している。この中でも FRS102 は、IFRS for SMEs

を加味して作成している。なお改訂にあたって、セクション1 A「small entities」を追加している。

この一連のFRSはUK-GAAPを構成する(FRC 2015b)。このようなUK-GAAPを構成する基準にもとづいて作成された財務報告は、一般目的の財務報告のフレームワークと位置づけられる(町田 2016, 55)。

以上をまとめると、英国において、毎会計年度の年次計算書類は、免除に該当する場合を除いて、会計監査を受けなければならない(475条1項)。そして、全ての監査において、FRCがISA (International Standards on Auditing: 国際監査基準) を承認・公表した英国の監査基準およびそれに係る実務指針としての各会計士団体の作成したガイダンス等が一律に適用される(町田 2016, 53)¹²。

ただし監査免除を受ける小規模会社については、財務諸表に関して、任意で英国の監査基準にもとづく監査を受けるか、あるいは、それを離れて、財務諸表、財務表又は財務諸表項目等に対するレビュー業務又は合意された手続の業務を受けることができる(町田 2016, 53)。

3.2 米国

米国において、SEC登録会社については、証券諸法にもとづく監査が義務づけられている。しかしSEC登録会社を除く会社については、公認会計士などによる外部監査を受ける場合でなければ、FASBが公表している会計基準などに従う必要がないのが一般的である(弥永 2013, 152)。

とはいえSEC登録会社を除く会社についても、FASBの公表している会計基準に準拠する義務がないにもかかわらず、金融機関などの要請によりUS-GAAPを適用している場合もある(中小企業庁 2010, 23)。さらには小規模企業の中には、現金基準や税基準で財務諸表を作成している企業もあり、非上場企業では、それ

ぞれの業態や属性に応じた会計基準を適用している状況である（中小企業庁 2010, 23）。

このように一般に認められた会計原則にもとづいて財務諸表を作成することが要求されていない場合、当該財務諸表の作成の準拠枠となるものが特別目的のフレームワークであり、当該フレームワークにもとづいて特定の利用目的のために限定的に作成される財務諸表を特別目的の財務諸表という（浦崎・松崎 2017, 11）。この準拠枠に相当する基準として、Financial Reporting Framework for Small and Medium-Sized Entities (FRF for SMEs) と Other Comprehensive Bases of Accounting (OCBOA) がある¹³。

なお FRF for SMEs フレームワークの適用が想定される会社は、US-GAAP に準拠した財務諸表を作成する必要がなく、またその作成が義務づけられていない（AICPA 2013; 浦崎 2017c, 198）。こうした会社は、通常、小規模の企業であって、株式を公開し所有構造を変更する意図はなく、高度に専門化した事業を行っているわけではない（AICPA 2013）。くわえて、その多くは、出資と経営が一致した所有者による経営形態において、営利を目的とした事業活動を行っているものの、社内には公認会計士などの会計スタッフがいない（AICPA 2013）。

また、FRF for SMEs フレームワークによって作成された財務諸表の主要な利用者は、中小企業の所有者、弁護士・医者等の職業専門家、銀行その他の資金提供者、保険会社、保証人、個人投資家等である（AICPA 2013 ; 浦崎 2017a, 175 ; 浦崎 2017b, 183）。

こうした「FRF for SMEs フレームワークのもとで準備された財務諸表について、CPA はどのように報告するか？」という FAQ について、AICPA は、FRF for SMEs フレームワークのもとで準備された財務諸表について監査、レビュー、コンピレーション契約を行っ

た CPA は、他の特別目的フレームワークの財務諸表に関する報告と同様に、同じ基準に従って報告すると回答している（AICPA:FRF for SMEs FAQ Q11）。このことから OCBOA や FRF for SMEs に準拠して作成された財務諸表の信頼性を検証する場合、AU-C 800 (AS3305) にもとづきレビューや監査が行われる（浦崎 2017d, 220 ; 松本 2016）。

4 SMEs に対する会計専門職からのサービスの提供

英国の小規模企業の 30% は、レビュー業務のために外部の会計専門職の提供するサービスを利用している（ICAEW 2014, 12）。また、たとえ小規模企業の大多数が例外であるとしても、57% が監査を受けている状況にある（ICAEW 2014, 12）。とはいえ、「監査を強制すべきか」という質問に対し、全体の 26% が賛成したものの、50% が反対意見であった（ICAEW 2014, 41）。では、保証業務以外に、会計専門職はどのようなサービスを SMEs に提供しているのだろうか。

たとえば 2013 年に英国の SMEs を対象として実施されたアンケート調査によると、「過去 12 か月以内に会計専門職からどんなサービスを受けているか」という問いに対し、プレパレーション業務（65%）、タックスサービス業務（62%）が半数を超え、それにつづけて記帳業務（32%）、財務監査業務（28%）、ビジネスアドバイス業務（25%）、その他種々のサービス業務（23%）、レビュー（14%）、サステナビリティ報告に対する保証業務（4%）という回答であった。

くわえて AIM 市場¹⁴ に上場している小規模な会社にとって、監査人は、会社の報告の品質全般を向上させるうえで、重要な役割を担っている（FRC 2015c, 19）。さらに有用性の高い情

報の開示にあたって、財務報告の責任者は、会計基準や報告要求事項の変更にキャッチアップすることが困難なため、監査人にアドバイスを求めている (FRC 2015c)。

このように英国では、伝統的な監査業務、財務サービス業務やタックスサービス業務と同様に、会計専門職によるビジネスサポートサービス業務が促進されている (Berry et al. 2006, 38)。

こうした英国における状況は、米国においても同様に見られる。米国では、これまでも「任意の監査・証明業務がクライアントに提供されてきた」(松本 2016, 49)。また監査以外にも、公認会計士が財務諸表に関与することが広く見受けられてきた (弥永 2014a, 37)。とくに、こうした業務は、正規の監査を受けることが要求されておらず、また、監査に対応するための社内体制の整備や経済的負担に耐えられない SMEs に対して、広く提供されていた (弥永 2014a, 37)。このように米国においても、SMEs は、信頼できるビジネスアドバイザーとして会計事務所に依存している状況である (AICPA 2013)。とりわけ SMEs にとって、開業した公認会計士による財務諸表作成業務は必要とされている (松本 2016, 48)。

こうした背景として、たとえば英国における零細 (小規模) 企業の 46 (29) % は記帳業務のため、81 (65) % はプレパレーション業務のために外部の会計専門職を利用している状況がある (ICAEW 2014, 12, 32)。このように会計専門職が「相当量の会計実務を実施しなければならない背景には、経理担当者ないし従業員は限られた会計の知識しか持っておらず、また、相当の会計的技能の保有者を採用できないという実情があるからである」(武田 2000a, 16)。

同様に、米国においても、小規模企業において、適切な会計業務を行いうるに足る必要な知識を持った従業員が十分な人数がいないため、会計専門職が記帳業務を行っている (Railborn

1982)。また小規模企業では、経営者が会計専門職を会計業務以外の場面においても専門家として頼ることがよくあり、会計専門職が経営アドバイザー業務を行っていることも少なくない (Railborn 1982)。

このように会計専門職から提供されるサービスを SMEs が利用することによって、SMEs の会計情報の信頼性が向上し、「会社債権者その他の利害関係者の利益保護」(河崎 2003, 175) や「会社と取引を行おうとする第三者の事前調査に関する負担 (取引コスト) が軽減される」(河崎 2003, 175) という効果も生じ、「中小企業にとってもメリットが大きい」(河崎 2003, 175)¹⁵。

そのため監査あるいは保証業務以外にも、両国において SMEs の会計情報の信頼性を高めるべく会計専門職からサービスの提供が行われていることがうかがえる。

5 おわりに

以上、本稿では、英国および米国における SMEs を取り巻く状況および SMEs 監査制度を概説するとともに、SMEs に対する会計専門職からのサービスの提供について考察した。

SMEs は、会計専門職などの専門家に対し、ビジネスアドバイスを求めている (IFAC 2016a, 11)。逆に会計専門職も、SMEs に対するアドバイザーとしてのポジションを好むようになってきている状況にある (Blackburn and Jarvis 2010)。とはいえ SMEs に対する強制的な監査制度の導入については、まだまだ根強い反対がある。そのため SMEs の会計情報の信頼性を確保するうえで、監査あるいは保証業務以外による会計専門職からの SMEs へのサービスの提供がおこなわれている実態を本稿では明らかにした。

日本においても、同様の状況にあると考える。すなわち、「多くの中小企業では、会計担当者の

人数も少なく経理体制が必ずしも十分ではない」(高野 2012, 19)。そのため「公認会計士がその会社の経理担当役員として就任する場合や会社から計算作成を依頼される場合は多い」(柳澤 2003, 277)。つまり「計算書類の利用者に合わせて有用かつ正しい情報を提供するという役割を経営者に代わって行うものであり、会計に関する専門知識、あるいは準拠性への意識に不足する中小会社にとって、公認会計士が果たす大きな役割なのである。また、公認会計士という会計の専門家が作成に携わっているということだけでも、その計算書類に大きな信頼を付与する」(柳澤 2003, 277)¹⁶。さらに監査サービスを提供されることによって、一般の取引関係を強化することができるとともに、間接金融の円滑化、さらには直接金融の円滑化をすすめることができる(武田 2000b, 36-37)。とはいえ SMEs に対する強制的な監査制度の導入に対して、英国や米国と同じく根強い反対が予想される。本稿で比較検討したような他の国々の状況もふまえて、SMEs の会計情報の信頼性を高めるため、SMEs は会計専門職から提供される様々なサービスを積極的に活用するべきであるといえる¹⁷。

(注)

- 1 ASEAN 諸国の中小企業における調査においても、監査された財務諸表の記録は重要であることが指摘されている (Mizunoura ed. 2017, 86)。
- 2 諸外国における SMEs の監査制度を包括的に紹介している先行研究として、日本監査研究会中小会社監査研究部会 (1989)、武田編著 (2000)、河崎編著 (2015)、日本会計研究学会特別委員会 (2016)、Mizunoura ed. (2017)、浦崎編著 (2017) がある。また各国レベルの SMEs 監査制度については、伊豫田 (2000) (フランス)、浦崎 (2000) (オーストラリア)、坂本 (2011) (ドイツ)、弥永 (2014a) (アメリカ)、弥永 (2014b) (デンマーク)、弥永 (2015) (EU・南アフリカ)、弥永 (2016a) (IAASB・IFAC・フランス)、弥

永 (2016b; 2017) (スイス) 参照。

- 3 本稿における監査制度は、独立の会計専門職が関わる会計監査人監査制度に焦点を絞って検討する。
- 4 なお英国における分析には、EU 域内での英国の SMEs の位置づけを比較することも有用と考えることから、EU に関する SMEs の状況についてもデータを提示する。
- 5 なお米国における規模別の区分については、各種団体により異なった取扱いがなされている。たとえば米国センサス局では、従業員 500 人未満を中小企業として分類している。また米国中小企業庁では、製造業・鉱業について従業員数 500 人未満、非製造業について売上高 700 万ドル未満であるものの、業種・業態によって異なる取扱いが定められている。そのため、規模を基準とした中小企業の分類は複雑になっており、一義的に中小企業を定義できない (浦崎・松崎 2017, 13)。そこで、2.2 の図表 4 と図表 5 では、便宜上従業員 50 人未満を SMEs として分類している。
- 6 グループ企業の場合の小規模会社の会計監査免除特例利用の可能性についての規定もある (479 条)。すなわち会社は、ある会計年度において、グループ企業であった場合には、小規模会社 (477 条) による会計監査の免除を受けることができない。ただし、以下に掲げる場合にはこの限りではない (479 条 1 項)。
 - (a) グループは
 - (i) 当該事業年度において小グループと認定
 - (ii) 当該事業年度において常に非適格グループ (ineligible group) ではない
 - (b) 3 項が適用される場合
- 3 項 会社は、グループ会社であった期間全体を通して、または、グループ会社であった会計年度をつうじて、従属かつ休眠企業であった場合には、1 項により除外されない。
- 4 項 479 条において、一方が他方の従属企業であるか、または、両者が他企業の従属企業である場合には、企業は関連しているとし、次に定めるところによる。
 - (a) 「グループ会社」とは、親会社または従属

企業をいう

(b) グループ会社に関して、「グループ」とは、当該グループ会社等と関連企業のすべてをいう

5項 479条の適用。

(a) あるグループが、小グループとしての要件を満たすか否かは、383条（小規模会社の要件を満たす会社：親会社）に従い決定

(b) 「非適格グループ」とは、384条2項および3項と同義

6項 5項の規定は、本条においては、グループ内のすべての法人が会社であるとして適用。

7 参考までにEUにおける小規模企業（小規模集団）の基準は、以下のとおりである。

- ・純売上高：800万ユーロ以下
- ・貸借対照表の総資産額：400万ユーロ以下
- ・平均従業員数：50人以下

8 参考までにEUにおける零細企業の基準は、以下のとおりである。

- ・純売上高：700万ユーロ以下
- ・貸借対照表の総資産額：350万ユーロ以下
- ・平均従業員数：10人以下

9 参考までにEUにおける中規模企業（中規模集団）の基準は、以下のとおりである。

- ・純売上高：4,000万ユーロ以下
- ・貸借対照表の総資産額：2,000万ユーロ以下
- ・平均従業員数：250人以下

またEUにおける大規模企業の基準は、以下のとおりである。

- ・純売上高：4,000万ユーロ超
- ・貸借対照表の総資産額：2,000万ユーロ超
- ・平均従業員数：250人超

10 以下の要件を満たした社員については、会計年度の計算書類の会計監査を受けるよう請求することができる（476条2項）。すなわち、(a)会社の発行済み株式資本の額面総額の10%以上を保有する社員、または種類株式を発行している場合はその種類ごとに、当該発行済み種類株式資本の額面総額の10%以上を保有する社員、あるいは(b)会社が株式資本を保有していない場合は、会社の社員数の10%以上の社員である。

11 英国における会計制度については、河崎

（2014a）参照。

12 なおEUにおけるISAの導入の状況の詳細については、弥永（2015）参照。

13 米国の中小企業会計制度の詳細については、河崎（2013b;2013c;2014a;2014b）、浦崎（2017a;2017b;2017c;2017d）を参照。

14 AIM市場（Alternative Investment Market）とは、1995年にロンドン証券取引所が創設した新興企業向けのマーケットをいう。

15 日本においても、金融機関の貸出しの審査項目として、計算書類等の信頼性を求める割合が高まるとともに、これまで以上に重視するように変化してきている（中小企業庁編 2005, 89-91）。

16 なお中小企業庁編（2003）によると、公認会計士監査を受けているSMEsの割合は27.2%、公認会計士あるいは税理士の助言を受けているSMEsの割合は77.6%である（142-143）。

17 神森（2013, 480;484）は、最低資本制度を設け、あわせて資本に対する負債の総額を制限する制度を設けるとともに、会計専門職に負債の総額を規制する制度が守られているかどうかについて確認・報告させる制度の構築を提案している。

【参考文献】

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). 2013. *Evolution of a New Non-GAAP Reporting Option*.

Berry, A.J., R. Sweeting and J. Goto.2006. The Effect of Business Advisors on the Performance of SMEs. *Journal of Small Business and Enterprise Development* 13 (1) : 33-47.

Blackburn, R. and R.Jarvis.2010. *The Role of Small and Medium Practices in Providing Business Support to Small- and Medium-Businesses*.Small and Medium Practices Committee International Federation of Accountants.

Department for Business, Energy & Industrial Strategy. 2016. *Business Population Estimates for the UK and Regions 2016*.

Financial Reporting Council (FRC). 2015a. *FRS105 The Financial Reporting Standard Applicable to*

- the Micro-Entities Regime*, FRC.
- Financial Reporting Council (FRC). 2015b. *Overview of the Financial Reporting Framework*, FRC.
- Financial Reporting Council (FRC). 2015c. *Improving the Quality of Reporting by Smaller Listed and AIM Quoted Companies Discussion Paper on the FRC's Findings and Proposals*, FRC.
- The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW). 2014. *The 99.9%: Small and Medium-Sized Businesses Who Are They and What Do They Need?*, ICAEW.
- The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW). 2016. *Audit Insights: Small Business*, ICAEW.
- International Federation of Accountants (IFAC). 2016a. *The Relationship between Accountancy Expertise and Business Performance A Review of the Literature*, IFAC.
- International Federation of Accountants (IFAC). 2016b. *The Role of SMPs in Providing Business Support to SMEs: New Evidence*, IFAC.
- Mizunoura, K.ed. 2017. *Accounting Standards for Small- and Medium-Sized Enterprises in ASEAN*, Economic Research Institute for ASEAN and East Asia.
- Railborn, D. D. 1982. *Audit Problems Encountered in Small Business Engagements*. AICPA.
- U.S. Census Bureau.2016. *2014 SUSB Annual Data Tables by Establishment Industry*, (<https://www.census.gov/data/tables/2014/econ/susb/2014-susb-annual.html>) visited by 2017/11/18.
- 伊豫田隆俊.2000.『フランス監査制度論』同文館.
- 浦崎直浩.2000.『オーストラリアの会計制度に関する研究』近畿大学商経学会.
- 浦崎直浩.2017a.「中小企業に関する特別目的の財務報告の枠組み－AICPAのFRF for SMEsを中心として」浦崎直浩編著『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版：183-195.
- 浦崎直浩.2017b.「特別目的の財務諸表の表示」浦崎直浩編著『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版：183-195.
- 浦崎直浩.2017c.「特別目的の財務諸表にかかるその他の包括的会計基準」浦崎直浩編著『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版：197-207.
- 浦崎直浩.2017d.「特別目的の財務諸表に対する保証業務の構図」浦崎直浩編著『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版：209-222.
- 浦崎直浩編著. 2017.『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版.
- 浦崎直浩・松崎壁太郎. 2017.「研究対象と中小企業に対する規制緩和」浦崎直浩編著『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版：3-20.
- 神森智.2013.「中小企業会計と中小企業会計監査－その史的考察のうえに」『松山大学創立90周年記念論文集』：463-488.
- 河崎照行.2003.「計算書類の開示」武田隆二編著『中小会社の会計－中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社：174-180.
- 河崎照行.2005.「中小会社会計基準の特性」『税務会計研究』(16)：37-59.
- 河崎照行.2013a.「『中小企業の会計』と計算書類の信頼性保証」『税経通信』68(1)：35-41.
- 河崎照行.2013b.「中小企業会計の概念フレームワーク－IASBと米国の新動向」『甲南経営研究』54(1)：23-36.
- 河崎照行.2013c.「米国における中小企業会計の新たな動向」『税経通信』68(10)：17-23.
- 河崎照行.2014a.「諸外国における会計基準の複雑化」『税務会計研究』(25)：67-83.
- 河崎照行.2014b.「米国の「中小企業向け財務報告フレームワーク」(FRF for SMEs)の特質」『経理研究』(57)：134-144.
- 河崎照行.2016.『最新中小企業会計論』中央経済社.
- 河崎照行.2017.「中小企業会計の歩みと制度的課題」『会計・監査ジャーナル』29(9)：123-128.

- 河崎照行編著 .2015.『中小企業の会計制度－日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社.
- 坂本孝司 .2011.『会計制度の解明－ドイツとの比較による日本のグランドデザイン』中央経済社.
- 高野芳久 .2012.「中小企業の会計と中小企業政策」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社：15-24.
- 武田隆二 .2000a.「中小会社の特質と経営管理機構」武田隆二編著『中小会社の計算公開と監査－各国制度の実践手法』清文社：3-20.
- 武田隆二 .2000b.「中小会社監査の法的枠組み」武田隆二編著『中小会社の計算公開と監査－各国制度の実践手法』清文社：36-57.
- 武田隆二 .2003.「中小企業会計の見直しの必要性」武田隆二編著『中小会社の会計－中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社：19-36.
- 武田隆二編著 .2000.『中小会社の計算公開と監査－各国制度と実践手法』清文社.
- 中小企業庁 .2004.『会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート 調査結果』.
- 中小企業庁 .2010.「諸外国における会計制度の概要－中小企業の会計に関する研究会事務局 参考資料1」.
- 中小企業庁編 .2003.『中小企業白書 2003年版－再生と「企業家社会」への道』ぎょうせい.
- 中小企業庁編 .2005.『中小企業白書 2005年版－日本社会の構造変化と中小企業者の活力』ぎょうせい.
- 日本会計研究学会特別委員会 .2016.『開示情報の拡張と監査枠組みの多様化に関する研究－平成28年度中間報告』（委員長・松本祥尚）：41-51.
- 日本監査研究学会中小会社監査研究部会 .1989.『中小会社監査』第一法規.
- 町田祥弘 .2016.「イギリス基準」日本会計研究学会特別委員会『開示情報の拡張と監査枠組みの多様化に関する研究－平成28年度中間報告』（委員長・松本祥尚）：52-59.
- 松本祥尚 .2016.「アメリカ基準」日本会計研究学会特別委員会『開示情報の拡張と監査枠組みの多様化に関する研究－平成28年度中間報告』（委員長・松本祥尚）：41-51.
- 万代勝信 .2012.「中小企業の会計基本要領（総論）」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社：69-76.
- 弥永真生 .2013.「建設業と中小企業の会計」『青山経営論集』48（2）：147-160.
- 弥永真生 .2014a.「中小会社の計算書類の信頼性の確保（1）アメリカ（1）」『筑波ロー・ジャーナル』（16）：37-61.
- 弥永真生 .2014b.「中小会社の計算書類の信頼性の確保－デンマーク」『会計』186（2）：137-148.
- 弥永真生 .2015.「中小会社の計算書類の信頼性の確保－EUと南アフリカ」『筑波ロー・ジャーナル』（18）：83-110.
- 弥永真生 .2016a.「中小会社の計算書類の信頼性の確保－IAASB/IFAC/フランス」『筑波法政』（65）：1-13.
- 弥永真生 .2016b.「中小会社の計算書類の信頼性の確保－スイス（1）」『筑波ロー・ジャーナル』（21）：193-234.
- 弥永真生 .2017.「中小会社の計算書類の信頼性の確保－スイス（2）」『筑波ロー・ジャーナル』（22）：69-131.
- 柳澤義一 .2003.「公認会計士の果たすべき役割」武田隆二編著『中小会社の会計－中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社：265-278.

(付記)

本稿は、中小企業会計学会第5回全国大会（於：熊本学園大学）における統一論題報告に加筆・修正したものである。なお本稿作成にあたり論文名を一部変更している。

(謝辞)

本稿作成過程にあたり、稲葉喜子先生（はやぶさ監査法人）、上田耕治先生（関西学院大学）、上村浩先生（高知工科大学）、小俣光文先生（明治大学）、蟹江章先生（北海道大学）、梶田龍三先生（専修大学）、神森智先生（松山大学名誉教授）、小松義明先生（大東文化大学）、坂根純輝先生（九州情報大学）、徳重昌宏先生（証券取引等監視委員会）、鳥飼裕一先生（東洋大学）、中嶋隆一先生（明海大学）、濱本明先生（日

本大学), 林隆敏先生 (関西学院大学), 藤原英賢先生 (追手門学院大学), 町田祥弘先生 (青山学院大学), 矢澤憲一先生 (青山学院大学), そして匿名のレフリーの先生方より, 学会の報告当日は, 司会の坂上学先生 (法政大学) をはじめ, フロアーから, 瀧博先生 (立命館大学), 古川忠彦先生 (アルパーコンサルティン

グ株式会社), 町田祥弘先生 (青山学院大学) より貴重なご質問, 有益なコメントを賜りました (お名前は五十音順)。ここに記して感謝申し上げます。なお, いうまでもなくありうべき誤謬は筆者の責めに帰します。

*

*

*

我が国の中小企業における 原価計算・原価管理の実践状況

—産業集積地域を対象とした質問票調査をもとに—

山口直也（青山学院大学大学院准教授）

論文要旨 本論文は、調査対象を限定することによる研究成果の限界を認識しつつ、新潟県燕三条地域、東京都大田区、大阪府東大阪地域の3つの産業集積地域を対象として実施した郵送質問票調査に基づき、これら原価計算・原価管理実践の現状を解明することを目的としている。

分析の結果、回答企業の多くが原価計算、原価管理を導入していることがわかった。ただ、「製造原価の引き下げ」や「全社レベルのコスト低減」を経営課題として挙げているにも関わらず、原価計算、原価管理を導入していない企業も相当数存在した。

原価計算の導入状況について、予算の導入状況との関係性を分析したところ、統計的に有意差がみられた。全社レベルの予算だけでなく、事業単位、製品・サービス単位、部署単位といった部分レベルでの予算も導入している企業は、財務諸表作成目的の原価計算に加え、製品・サービス単位での原価計算も導入している企業が多かった。

原価管理の導入状況について、原価計算の導入状況との関係性を分析したところ、統計的に有意差がみられた。製品・サービス単位で原価管理を行っている企業は、財務諸表作成目的の原価計算に加え、製品・サービス単位での原価計算も導入している企業が多く、原価管理を行っていない企業は、財務諸表作成目的のみの原価計算を行っている企業が多かった。

キーワード 原価計算、原価管理、産業集積地域、質問票調査

1 はじめに

近年、中小企業の管理会計に対する関心の高まりに伴い、中小企業における管理会計実践に関する研究成果が徐々に公表されている。中小企業会計学会においても、山北（2016）が、中小企業支援施策の実行と効果測定における管理会計の貢献について、飛田・宗田（2017）が、老舗中小企業に対するインタビュー調査に基づき、中小企業における直接原価計算とこれに基

づく部門別限界利益管理の導入と実践について、足立（2017）が、中小IT企業に対するインタビュー調査、参与観察、調査票に対するコメントの検討、内部資料等の検討に基づき、中小企業における予算管理の実態について、飛田（2017）が、アンケート調査とインタビュー調査に基づき、中小・ベンチャー企業における簿記・会計による管理について、高橋（2017）が、中小企業における資金管理のために、直接原価計算に基づく大綱的投資回収計画のための利益図表について、それぞれ分析を行っている。

※本稿は査読済み論文です（2018年3月16日決定）。

しかし、中小企業において、原価計算・原価管理がどの程度実施されているのか、どのような原価計算手法・原価管理手法を導入しているのか、原価計算・原価管理を既に導入している企業における実践上の課題は何か、といった点については未だ十分に解明されているとはいえない。

本論文は、質問票調査を通じて、これら原価計算・原価管理実践の現状を解明することを目的としている。ただ、中小企業の場合、設立経緯、業種特性、経営資源の制約による地域内企業との高い相互依存性、地域内顧客への高い依存性等の要因によって、経営管理システム及び管理会計システムの成熟度や特徴に違いがあると想定される。また、我が国の中小企業は380.9万者（2014年7月時点）¹も存在するため、全ての企業に対して質問票調査を実施することは、研究資源の制約から到底不可能である。

そこで、本論文では、調査対象を限定することによる研究成果の限界を認識しつつ、新潟県燕三条地域、東京都大田区、大阪府東大阪地域の3つの産業集積地域を対象として実施した郵送質問票調査に基づき、分析を行った。本調査は、管理会計手法の導入の有無、導入している管理会計手法、規模、顧客や製品の特徴、経営課題、経理体制といった特性と管理会計手法の導入状況との関係性、ある管理会計手法の導入状況と別の管理会計手法の導入状況との関係性を明らかにすることを目的としている。

この3地域を調査対象地域としたのは、これら産業集積が日本を代表する産業集積地域と考えられるからである。『2006年（平成18年）版中小企業白書』は、産業集積を「企業城下町型集積」、「産地型集積」、「都市型複合集積」、「誘致型複合集積」の4つに類型化している。大田区（中小企業白書では「東京都城南地区」と東大阪地域は「都市型複合集積」、燕三条地域は「産地型集積」の代表的な地域に挙げられて

いる。また、植田（2004）によれば、大田区と東大阪地域は同じ都市型産業集積でありながら、大田区は専門化と高度化を進めていったのに対し、東大阪地域は需要先の多様化や取引先の多様化といった「多様性」を特徴としているとして、両者は異なった特徴を有しているとしている。

本調査の実施にあたっては、郵送質問票調査にとどまらず、フォローアップ調査として、研究グループによる聞き取り調査を企図していた。このため、研究グループのメンバーにとってアクセスしやすい立地という条件も加味した上で、上記3地域を選択した。なお、前述の産業集積分類のうち、「企業城下町型集積」と「誘致型複合集積」はいずれも域外企業への依存度が高く、集積内企業による自律的な管理会計の実践状況を観察することが困難であると判断し、今回の調査対象からは外した。

本論文の構成は以下の通りである。次節では、本研究に関連する先行研究のレビューとこれを踏まえた本研究の特徴について述べる。第3節では、郵送質問票調査の概要について述べる。第4節では、原価計算の実践状況について分析を行う。第5節では、原価管理の実践状況について分析を行う。第6節では、本論文の結論として、分析に基づく発見事項と本質問票調査の限界について述べる。

2 先行研究のレビューと本研究の特徴

我が国における中小企業を対象としたアンケート調査に基づく実態調査研究としては、成田・山田・三浦・中村（1997）、成田・中村（1997）、関根・豊島・大塚・佐々木（2000）、豊島・大塚（2003）、飛田（2011）、飛田（2012a）、飛田（2012b）などがある。

これら実態調査研究における原価計算・原価管理の調査内容は以下の通りである。関根・豊

島・大塚・佐々木（2000）は、石巻地域の中小企業を対象としてアンケート調査を実施し、電算化している企業と電算化していない企業における経理実務の相違を分析している。原価計算・原価管理については、分析機能・管理会計の手法の実施状況（直接費差異、製造間接費差異、ABC（アクティビティー・ベースド・コストイング）、原価管理の実施状況と方法（前年度原価との比較、標準原価との比較、月次（週次）の原価との比較）、直接原価計算の実施状況と用途（損益分岐点の管理、事業所・営業所の業績管理、製品組み合わせの決定、部長・課長の業績管理、製品の在庫の管理、生産同期化の実施状況の把握、直接原価計算による損益計算書）について調査を行っている。ただ、どのような原価計算・原価管理手法が実施されているのかについては調査していない。

そのため、豊島・大塚（2003）は、石巻地域の中小製造業企業を対象としてアンケート調査とインタビュー調査を実施し、原価計算・原価管理の実態について分析を行っている。具体的には、価格決定における原価の役割、原価管理（原価削減の重点、労務費管理のための標準原価計算の使用）、製造原価（当期製品製造原価の計算方法、期末仕掛品の計算方法、原価計算期間、費目割合）、製造原価の原価要素（材料費、加工費、製造人件費、外注費、製造間接費）、原価計算実施の基本方針、原価計算を実施しない理由について調査を行っている。本調査は、製造原価の原価計算について詳細な調査を行っている点で特徴を有している。

飛田（2011）は熊本県内の中小企業を対象としてアンケート調査を実施し、経営管理・管理会計の実践状況について分析を行っている。原価計算・原価管理については、会計情報の利用の有無（実際原価計算、標準原価計算、予算管理）について調査を行っている。飛田（2012a）は福岡市内の中小企業を対象としてアンケート

調査を実施し、飛田（2011）と同様の内容を調査している。ただ、原価計算については、実際原価計算、標準原価計算を実施しているか否かの調査のみとなっている。

これら先行研究と比較すると、本研究は、調査対象企業と調査内容について、以下の特徴を有している。まず、調査対象企業については、先行研究が県・市といった自治体を単位として抽出しているのに対し、本研究では、産業集積を単位として企業群を抽出し、調査分析を行っている。さらに、本研究では、異なる3つの産業集積地域を対象とし、地域間の比較分析も行っている。

また、調査内容については、先行研究は豊島・大塚（2003）を除き、原価計算・原価管理については部分的な内容にとどまっている。また、豊島・大塚（2003）は詳細な調査分析を行っているものの、内容が製造原価の原価計算に限定されており、経営課題や他の管理会計手法に関する調査は行われていない。そのため、経営課題と原価計算・原価管理の関係性、他の管理会計手法と原価計算・原価管理との関係性等について分析されていない。これに対し、本研究では、経営課題、原価計算・原価管理を含む管理会計手法全般の導入状況、基本的な管理会計手法の見直し・導入の必要性についても調査を行っている。

3 郵送質問票調査の概要

本調査は、メルコ学術振興財団 2015 年度研究助成（研究 2015013 号）の支援を受けて実施した。

調査対象企業については、2015（平成 27）年 7 月末時点において、各地域の域内産業・企業を支援する機関のホームページに掲載されていた企業のうち、従業員数 10 名以上の企業を対象とした。新潟県燕三条地域については、公

益財団法人燕三条地場産業振興センターのホームページの「Web 情報システム」に掲載されていた企業、東京都大田区については、公益財団法人大田区産業振興協会ホームページの「大田区製造業検索ポータル」(現在は存在しない)に掲載されていた企業、大阪府東大阪地域については、東大阪市技術交流プラザのホームページに掲載されていた企業を対象とした。

本調査では、①会社概要、②経営課題、③経営管理手法の導入状況、④経理体制、⑤管理会計手法の導入・未導入の別、⑥管理会計手法の導入の必要性、⑦管理会計手法の導入状況、⑧見直しや導入が必要な管理会計分野の8つの事項について調査を行った。本論文では、これら調査結果のうち、原価計算・原価管理の実践状況に焦点を絞って分析を行う。管理会計手法ごとのより細かい導入状況についての単純集計結果は、山口(2016)を参照されたい。

2015(平成27)年12月18日に発送し、2016(平成28)年2月22日を回答期限とした。各地域の送付企業数、回答企業数と回答率は、**図表1**の通りであった。1,739社(燕三条402社、大田区604社、東大阪733社)に調査用紙を送付し、163社(燕三条40社、大田区64社、東大阪59社)から回答を得た。3地域合計の回答率は9.37%(燕三条9.95%、大田区10.60%、東大阪8.05%)であった。

製造業・非製造業の別は、3地域とも製造業を中心とした産業集積であることから、144社(88.34%)が製造業であった。業種分類のうち、

製造業の上位4業種は、「金属製品」64社(燕三条20社、大田区20社、東大阪24社)、「一般機械器具」14社、「電気機械器具」13社、「精密機械器具」11社であった。また、非製造業については、「卸売・小売」が13社(燕三条2社、大田区6社、東大阪5社)と最も多かった。

創業・創立からの年数は、「50年超」が94社(全体の57.67%)(燕三条22社、大田区38社、東大阪34社)と最も多く、次いで、「25年超50年以内」が60社(36.81%)(燕三条18社、大田区20社、東大阪22社)と多かった。全体の94.48%(154社)が25年超であった。なお、5年以内の企業はなかった。

従業員数は**図表2**の通りであった。「30名以内」が93社(全体の57.06%)と最も多く、次いで、「30名超50名以内」32社(19.63%)、「100名超」17社(10.43%)、「70名超100名以内」13社(7.98%)、「50名超70名以内」8社(4.91%)の順で多かった。50名以内の企業が全体の4分の3程度(76.69%)を占めていたものの、100名超の企業も1割程度(10.43%)あった。

製造業と回答した企業(144社)の顧客の特徴(未回答4社)については、「顧客の大半は企業であり、顧客企業に占める元請業者の割合が高い」との回答が78社と全体の5割強(54.17%)を占めており、次いで、「顧客の大半は企業であり、顧客企業に占める元請業者以外の割合が高い」37社(25.69%)、「顧客の大半は企業であり、顧客企業に占める元請業者と元請業者以外の割合はほぼ半々である」21

図表1 送付企業数、回答企業数と回答率

	送付企業数	回答企業数(内:製造業)	回答率
燕三条	402	40(38)	9.95%
大田区	604	64(53)	10.60%
東大阪	733	59(53)	8.05%
合計	1,739	163(144)	9.37%

図表2 従業員数

	燕三条	大田区	東大阪	合計
30名以内	18	45	30	93
30名超50名以内	7	8	17	32
50名超70名以内	3	4	1	8
70名超100名以内	3	4	6	13
100名超	9	3	5	17

図表3 原価計算の導入状況①

	燕三条	大田区	東大阪	合計	χ^2 値
財務諸表作成目的のみ	14	21	21	56	$\chi^2(4) = 0.092$
財務諸表+製品・サービス単位	17	25	24	66	
行っていない	4	6	5	15	
合計	35	52	50	137	

社(14.58%)、「顧客の大半は個人である」4社(2.78%)の順であり、回答企業の大半が企業向けに事業を展開する企業であった。さらに、「元請業者の割合が高い」と「元請業者と元請業者以外の割合はほぼ半々」を合わせた企業の割合が全体の60.74%を占めており、元請業者との事業の重要性が高い企業が多かった。

製造業と回答した企業(144社)の製品の特徴(未回答2社)については、「製品仕様を顧客の要望に合わせる個別受注型製品の割合が高い」(個別受注生産)との回答が110社と全体の4分の3程度(76.3%)を占めており、「自社で標準仕様を定めた量産品の割合が高い」は32社(22.22%)であった。

4 原価計算の実践状況

4.1 原価計算の導入状況と目的について

原価計算の導入状況は、図表3の通りであった(回答企業数137社)。原価計算を「行っている」は122社と、回答企業数全体(137社)の89.05%であった。飛田(2011)による熊本

県内中小企業に対する調査では、実際原価計算を行っている企業(50社)が回答企業全体(86社)の58.14%、飛田(2012a)による福岡市内中小企業に対する調査では、実際原価計算を行っている企業(81社)が回答企業全体(122社)の66.39%であった。本調査と飛田(2011; 2012a)では質問内容が異なるものの、今回の回答企業の方が原価計算を導入している割合が高かった。この理由については、飛田(2011; 2012a)では回答企業の業種分類が示されていないため、推測の域を出ないが、今回は製造業に関する産業集積地域を調査対象としており、回答企業に製造業が多かったことが影響していると思われる。

また、「財務諸表を作成する目的の原価計算とは別に、製品・サービス単位で原価計算を行っている」(財務諸表+製品・サービス単位)は66社であり、経営管理目的で原価計算を行っている企業は全体の約半分に過ぎなかった。 χ^2 検定の結果、地域間での有意差はみられなかった。

「製造原価の引き下げ」を経営課題として挙げている企業における原価計算の実践状況は、

図表4 原価計算の導入状況②（経営課題「製造原価の引き下げ」とのクロス）

	課題である
財務諸表作成目的のみ	16
財務諸表+製品・サービス単位	29
行っていない	4
無回答	8
合計	57

図表5 原価計算の導入状況③（予算の導入状況とのクロス）

	全体のみ	全体+部分	作成していない	χ^2 値
財務諸表作成目的のみ	25	6	23	$\chi^2(4) = 11.774$ $p < 0.05$
財務諸表+製品・サービス単位	28	21	17	
行っていない	6	1	8	

図表6 図表5の調整された残差

	全体のみ	全体+部分	作成していない
財務諸表作成目的のみ	0.496	-2.253**	1.395
財務諸表+製品・サービス	-0.293	3.105***	-2.326**
行っていない	-0.307	-1.426	1.526

<0.05, *<0.01

図表4の通りであった。「製造原価の引き下げ」を経営課題として挙げた57社のうち、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っているとの回答は29社と約半分に過ぎなかった。

原価計算の導入状況について、予算の導入状況との関係性を分析したのが図表5である(行:原価計算, 列:予算)。ここで、予算の導入状況の「全体+部分」とは、「事業単位の予算も作成している」、「事業単位と製品・サービス単位の予算も作成している」、「事業単位、製品・サービス単位及び、部署単位(工場・営業所・店舗等)の予算も作成している」との回答を合計したものである。

χ^2 検定の結果、5%水準で有意差がみられたため、残差分析を実施したところ、5%水準で有意差がみられたセルと1%水準で有意差がみ

られたセルがあった(図表6)。残差分析の結果からは、①予算を「全体+部分」で導入している企業については、「財務諸表作成目的のみ」で原価計算を行っている企業が少なく、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っている企業が多い、②「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っている企業については、予算を「全体+部分」で導入している企業が多く、予算を「作成していない」企業が少ないといえる。

さらに、「財務諸表+製品・サービス単位」と回答した企業(66社)における原価計算の目的は図表7の通りであった(複数回答)。「製品・サービスの価格設定に役立てる」(製品・サービスの価格設定)が41社(62.12%)と最も多く、次いで、「製品・サービス単位での損益状況の

図表7 原価計算の目的（対象66社）（複数回答あり）

	燕三条	大田区	東大阪	合計
製品・サービスの価格設定	13	14	14	41
製品・サービス単位での損益把握	11	14	14	39
原価管理	7	8	19	34

図表8 原価計算の実施方針①（複数回答あり）

	燕三条	大田区	東大阪	合計
現在のままでよい	15	19	20	54
価格設定に役立つ原価計算を導入したい	6	13	12	31
損益把握に役立つ原価計算を導入したい	7	12	9	28
原価管理に役立つ原価計算を導入したい	5	8	7	20
今後も導入予定なし	3	3	3	9

図表9 原価計算の実施方針②（導入状況とのクロス）

	財務諸表	製品・サービス
現在のままでよい	30	23
価格設定に役立つ原価計算を導入したい	8	20
損益把握に役立つ原価計算を導入したい	13	14
原価管理に役立つ原価計算を導入したい	5	14

把握に役立つ」(製品・サービス単位での損益把握) 39社 (59.09%)、「原価管理に役立つ」(原価管理) 34社 (51.52%) の順が多かった。地域別では、東大阪については「原価管理に役立つ」との回答が多かった (19社)。

4.2 原価計算の実施方針について

原価計算の実施方針は図表8の通りであった(「導入したい」については複数回答あり)。豊島・大塚(2003)でも同様の質問が実施されており、回答企業(78社)の2割弱(価格設定)から3割程度(原価管理、採算性の算定)が経営管理に役立つ原価計算を実施したいとの回答があった。本調査でも、「現在実施している原価計算のままでよい」が54社あった一方で、「価格設

定に役立つ原価計算を導入したい」31社、「損益把握に役立つ原価計算を導入したい」28社、「原価管理に役立つ原価計算を導入したい」20社と、経営管理により役立つ原価計算を導入したいとの回答が一定数あった。

また、原価計算の実施方針について、図表3で示した原価計算の導入状況との関係性を分析したのが図表9である(行:実施方針、列:導入状況)。「財務諸表を作成する目的のみで原価計算を行っている」企業と比較すると、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っている企業において、「現在のままでよい」と考えている企業が少なく、価格設定や原価管理に役立つ原価計算を導入したいと考えている企業が多かった。

図表10 原価計算の方法①

	燕三条	大田区	東大阪	合計	χ^2 値
部材原価のみ	3	8	6	17	$\chi^2(4) = 3.268$
部材原価+直接労務費	9	15	11	35	
部材原価+直接労務費+製造間接費	9	7	12	28	
合計	21	30	29	80	

図表11 原価計算の方法②（製品の特徴とのクロス）

	個別受注生産	量産品	χ^2 値
部材原価のみ	7	7	$\chi^2(2) = 3.928$
部材原価+直接労務費	25	7	
部材原価+直接労務費+製造間接費	20	7	

図表12 原価計算の方法②（導入状況とのクロス）

	財務諸表	製品・サービス	χ^2 値
部材原価のみ	3	14	$\chi^2(2) = 1.643$
部材原価+直接労務費	11	23	
部材原価+直接労務費+製造間接費	6	22	

4.3 原価計算の方法について

原価計算の方法は図表10の通りであった。「部材の原価（材料費、部品費、外注加工費等）に加え、製品の製造やサービスの提供に直接従事する従業員の人件費（直接労務費）も集計する」（部材原価+直接労務費）が35社と最も多く、次いで、「部材の原価、直接労務費に加え、複数の製品・サービスに共通して発生する原価（機械の減価償却費、工場事務員の給与等）（間接費）も集計する」（部材原価+直接労務費+製造間接費）28社、「材料費、部品費や外注加工費など製品を構成する部材の原価のみを集計している」17社の順で多かった。 χ^2 検定の結果、地域間での有意差はみられなかった。

原価計算の方法について、製品の特徴との関係性を分析したのが図表11である（行：方法、列：製品の特徴）。製品の特徴について「個別

受注生産」と回答している企業において、部材原価だけでなく、直接労務費や製造間接費を加算して製品原価を計算するという回答が多かった。 χ^2 検定の結果、有意差はみられなかった。

原価計算の方法について、図表3の導入状況との関係性を分析したのが図表12である（行：方法、列：導入状況）。「製造間接費も集計する」（部材原価+直接労務費+製造間接費）と回答した企業28社は、「財務諸表作成目的のみ」が6社、「財務諸表+製品・サービス単位」が22社であった。 χ^2 検定の結果、有意差はみられなかった。

この28社における製造間接費の配賦基準は図表13の通りであった（複数回答あり）。「作業時間」が18社と最も多かったが、「労務費」、「材料費」、「加工費」といった価値的基準を使用しているとの回答が多かった。豊島・大塚

図表13 間接費の配賦基準（対象28社）（複数回答あり）

	燕三条	大田区	東大阪	合計
材料費	5	1	6	12
労務費	5	3	7	15
加工費	3	1	7	11
材料消費量	2	0	2	4
作業時間	4	4	10	18
生産量	2	1	3	6
機械時間	3	2	3	8
活動（アクティビティ）	3	1	1	5
その他	2	0	1	3

図表14 原価管理の導入状況①

	燕三条	大田区	東大阪	合計	χ^2 値
製品・サービス単位	16	24	23	63	$\chi^2 (4) = 0.879$
全社的	9	8	9	26	
行っていない	11	15	14	40	
合計	36	47	46	129	

(2003)では「機械時間」という回答はゼロであったのに対し、本調査では8社あった。これは、豊島・大塚(2003)の調査では、水産加工や建設・建築といった労働集約型業種の企業の回答が多かったのに対し、本調査では、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、精密機械器具といった労働と機械を組み合わせた生産方式を採用する業種の企業が多かったことが影響しているものと思われる。また、豊島・大塚(2003)では「活動（アクティビティ）」という回答はゼロであったが、本調査では5社あった。

5 原価管理の実践状況

5.1 原価管理の導入状況について

原価管理の導入状況は図表14の通りであった（回答企業数129社）。原価管理を「行っている」は89社（回答企業の68.99%）、「行って

いない」は40社（31.01%）であった。原価管理を「行っている」との回答（89社）のうち、「製品・サービス単位での原価管理を行っている」（製品・サービス単位）は63社（48.84%）、「製品・サービスだけでなく、販売部門、管理部門等を含め、全社的に原価管理を行っている」（全社的）は26社（20.16%）と、製品・サービス単位でのみ原価管理を行っている企業が多かったが、全社的に原価管理を行っている企業も一定数あった。 χ^2 検定の結果、地域間での有意差はみられなかった。

「製造原価の引き下げ」を経営課題として挙げている企業における原価管理の実施状況と、「全社レベルでのコスト低減」を経営課題として挙げている企業における原価管理の実施状況は、図表15の通りであった（行：導入状況，列：経営課題）。いずれも、経営課題として挙げた企業のうち、原価管理を実施していると回答し

図表15 原価管理の導入状況②
(経営課題「製造原価の引き下げ」, 「全社レベルでのコスト低減」とのクロス)

	製造原価	全社レベル	χ^2 値
製品・サービス単位	24	24	$\chi^2(3) = 0.411$
全社的	8	10	
行っていない	14	12	
無回答	11	12	
合計	57	58	

図表16 原価管理の導入状況③ (原価計算の導入状況とのクロス)

	財務諸表	製品・サービス	χ^2 値
製品・サービス単位	20	42	$\chi^2(2) = 27.182$ $p < 0.01$
全社的	8	18	
行っていない	24	3	

図表17 図表16の調整された残差

	財務諸表	製品・サービス
製品・サービス単位	-3.020***	3.020***
全社的	-1.683*	1.683*
行っていない	5.212***	-5.212***

*<0.10, ***<0.01

た企業は6割弱に過ぎなかった。 χ^2 検定の結果、有意差はみられなかった。

原価管理の導入状況について、原価計算の導入状況との関係性を分析したのが図表16である(行:原価管理,列:原価計算)。両方について回答を行った企業(115社)のうち、原価管理を行っていると回答した企業(88社)の約7割が「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っている企業であった。 χ^2 検定の結果、1%水準で有意差がみられたため、残差分析を実施したところ、1%水準で有意差がみられたセルがあった(図表17)。残差分析の結果からは、「製品・サービス単位」で原価管理を行っている企業については、「財務諸表+製

品・サービス単位」で原価計算を行っている企業が多く、原価管理を行っていない企業については、「財務諸表作成目的のみ」の原価計算を行っている企業が多いといえる。

5.2 原価管理手法について

導入している原価管理手法は図表18の通りであった(複数回答)。「標準原価計算に基づく原価管理」が41社と最も多く、次いで、「原価改善」・「予算に基づく原価管理」18社、「特殊原価調査に基づく原価管理」15社、「原価企画」12社、「活動基準原価計算に基づく原価管理」4社の順で多かった。

標準原価計算については、飛田(2011)によ

図表18 導入している原価管理手法（複数回答あり）

	燕三条	大田区	東大阪	合計
原価企画	3	3	6	12
標準原価計算に基づく原価管理	16	12	13	41
原価改善	4	7	7	18
予算に基づく原価管理	4	7	7	18
活動基準原価計算に基づく原価管理	0	4	0	4
特殊原価調査に基づく原価管理	4	8	3	15
その他	0	0	1	1

る熊本県内中小企業に対する調査では、標準原価計算を行っている企業（28社）が回答企業全体（86社）の32.56%、飛田（2012a）による福岡市内中小企業に対する調査では、標準原価計算を行っている企業（36社）が回答企業全体（122社）の29.51%であった。本調査では、回答企業全体（163社）の25.15%が「標準原価計算に基づく原価管理」を導入していると回答している。本調査では、原価管理目的での標準原価計算の導入状況を尋ねているのに対し、飛田（2011；2012a）では単に標準原価計算の利用状況を尋ねている点で質問内容に若干の違いがみられるものの、導入割合に大きな差はなかったといえる。

導入数が少ない原価管理手法について、地域別の導入状況をみると、大田区では「特殊原価調査に基づく原価管理」が多く（8社）、東大阪では「原価企画」が多かった（6社）。また、「活動基準原価計算に基づく原価管理」（4社）は大田区のみであった。

6 結語

本論文では、新潟県燕三条地域、東京都大田区、大阪府東大阪地域の3つの産業集積地域を対象として実施した郵送質問票調査に基づき、中小企業における原価計算・原価管理の実践状

況についての分析を行った。

本分析に基づく発見事項は以下の通りである。

○原価計算について：

- ・回答企業の約9割の企業が原価計算を行っていたが、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っている企業は回答企業全体の約半分に過ぎなかった。
- ・「製造原価の引き下げ」を経営課題として挙げた企業のうち、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っているとの回答は約半分に過ぎなかった。
- ・原価計算の導入状況について、予算の導入状況との関係性を分析したところ、統計的に有意差がみられた。予算を「全体+部分」で導入している企業については、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っている企業が多かった。
- ・原価計算の実施方針について、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っている企業において、「現在のままでよい」と考えている企業が少なく、価格設定や原価管理に役立つ原価計算を導入したいと考えている企業が多かった。
- ・「部材原価+直接労務費+製造間接費」と回答した企業における製造間接費の配賦基準は、「作業時間」が18社と最も多かった

が、「労務費」、「材料費」、「加工費」といった価値的基準を使用しているとの回答が多かった。また、「活動（アクティビティ）」という回答も複数あった。

○原価管理について：

- ・回答企業の約7割の企業が原価管理を行っていた。内訳では、製品・サービス単位でのみ原価管理を行っている企業が多かったが、全社的に原価管理を行っている企業も一定数あった。
- ・「製造原価の引き下げ」や「全社レベルでのコスト低減」を経営課題として挙げた企業のうち、原価管理を実施していると回答した企業は6割弱に過ぎなかった。
- ・原価管理の導入状況について、原価計算の導入状況との関係性を分析したところ、統計的に有意差がみられた。「製品・サービス単位」で原価管理を行っている企業については、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っている企業が多く、原価管理を行っていない企業については、「財務諸表作成目的のみ」の原価計算を行っている企業が多かった。
- ・原価管理手法については、「標準原価計算に基づく原価管理」、「原価改善」・「予算に基づく原価管理」、「特殊原価調査に基づく原価管理」、「原価企画」、「活動基準原価計算に基づく原価管理」の順で多かった。

このように、比較的多くの企業が原価計算・原価管理を実施している一方で、「製造原価の引き下げ」や「全社レベルでのコスト低減」を経営課題として挙げながら、原価計算・原価管理を実施していない企業も相当数存在していた。また、「財務諸表+製品・サービス単位」で原価計算を行っているものの、価格設定や原価管理により役立つ原価計算を導入したいと考えている企業も多かった。本調査の回答企業が主に

管理会計を活用している企業であると想定されることも併せて考えると、少なくとも調査対象地域の中小企業においては、原価計算・原価管理の導入・改善余地が相当大きいと考えられる。

一方で、今回の質問票調査の限界として、以下の3点を指摘することができる。

- ・本調査では、管理会計を活用していない、もしくは、管理会計に対する理解が乏しい中小企業の多くが回答せず、回答企業が管理会計を活用している企業に偏っている可能性が考えられる。
- ・本調査では、地域間や企業間で原価計算・原価管理の導入状況に差が生じる要因を明らかにすることができない。
- ・本調査では、全般的な導入状況について確認することができるが、原価計算・原価管理の有効性や実践上の課題については明らかにすることができない。

1点目について、本調査では、回答企業が管理会計を活用している企業に偏っている可能性が考えられるため、本調査結果、特に、原価計算・原価管理の導入状況がそのまま調査対象地域の全般的な傾向を示すかについては疑問が残る。2点目について、本調査では「企業城下町型集積」と「誘致型複合集積」は調査対象から外したが、特定域外企業への依存度が高い企業が多いと考えられる集積地域を調査対象として加えることで、原価計算・原価管理の導入状況に関する地域間の差異を見出すことができたかもしれない。また、税理士や地域金融機関等、中小企業の経営を支援する機関による支援を受けているか否かを質問項目として加えることで、これら支援機関への依存度による原価計算・原価管理の導入状況に関する企業間の差異を見出すことができたかもしれない。3点目については、本調査は何を導入しているかに焦点を絞って調査を行っており、どの程度効果的に実施できているか、実践する上でどのような課題があ

るかといったことについて、リッカート・スケールを用いた質問調査を実施していない。

このような限界を踏まえ、今後は、回答していただいた企業のうち、聞き取り調査に応じてくれる企業を対象に追跡調査を行い、原価計算・原価管理の実践状況を精査していく必要がある。さらに、質問票調査にあたっては、調査対象地域の拡張や調査内容の見直しを行っていく必要がある。

(注)

1 中小企業庁ホームページ「中小企業の企業数・事業所数」(http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.htm) (2017年11月28日アクセス)。

【参考文献】

- 足立洋. 2017. 「現場サポート」の予算管理－中小企業における予算管理と人的コミュニケーションの関係性』『中小企業会計研究』(3) : 25-36.
- 植田裕史. 2004. 『現代日本の中小企業』岩波書店.
- 関根慎吾・豊島義一・大塚裕史・佐々木万亀夫. 2000. 「石巻地域の中小企業における簿記会計の電算化の実態に関する調査報告」『石巻専修大学経営学研究』12 (1) : 81-117.
- 高橋賢. 2017. 「中小企業への直接原価計算の導入－大綱的投資回収計画」『中小企業会計研究』(3) : 50-58.
- 中小企業庁. 2006. 『2006年(平成18年)版中小企業白書』.
- 飛田努. 2011. 「熊本県内中小企業の経営管理・管理会計実践に関する実態調査」『産業経営研究(熊本学園大学付属産業経営研究所)』(30) : 29-42.
- 飛田努. 2012a. 「中小企業における経営管理・管理会計実践に関する実態調査－福岡市内の中小企業を調査対象として」『会計専門職紀要(熊本学園大学専門職大学院会計専門職研究科)』(3) : 57-69.
- 飛田努. 2012b. 「中小企業のマネジメントコントロールシステムと組織成員の動機付けに関する実証研究－熊本県・福岡市内の中小企業を対象として」『産業経営研究(熊本学園大学付属産業経営研究所)』(31) : 113-130.
- 飛田努. 2017. 「中小・ベンチャー企業における簿記・会計による管理の有用性」『中小企業会計研究』(3) : 37-49.
- 飛田努・宗田健一. 2017. 「老舗中小企業における直接原価計算の導入と実践－部門別限界利益管理の展開」『中小企業会計研究』(3) : 13-24.
- 豊島義一・大塚裕史. 2003. 「石巻地域中小企業における原価計算・原価管理の普及と利用に関する実態調査報告」『石巻専修大学経営学研究』14(2) : 111-131.
- 成田博・中村知子. 1997. 「中小企業における会計業務のコンピュータ化の現状－いわき市内の企業に対するアンケート調査に基づいて」『東日本国際大学研究紀要』3 (1) : 53-81.
- 成田博・山田恵・三浦秀樹・中村知子. 1997. 「いわき市内企業における会計業務の電算化の現状について」『東日本国際大学研究紀要』2 (2) : 71-96.
- 山北晴雄. 2016. 「中小企業政策の変遷と管理会計の貢献－中小企業支援施策の実行と効果測定への支援」『中小企業会計研究』(2) : 13-25.
- 山口直也. 2016. 「第2章 燕三条・大田区・東大阪地域の中小企業における管理会計実践に関する実態調査」日本管理会計学会スタディ・グループ『中小企業における管理会計の総合的研究<最終報告書>』: 12-33.

(謝辞)

本稿の執筆にあたり、2名の査読者からたいへん貴重かつ丁寧なコメントをいただいた。ここに記して心より感謝の意を表したい。

(付記)

本稿は、メルコ学術振興財団2015年度研究助成(研究2015013号)、及び文部科学省科学研究費(基盤研究(C)、課題番号17K04067)の補助を受けて行った研究成果の一部である。

中小企業監査における判断規準としての 中小企業会計基準

櫛 部 幸 子 (鹿児島国際大学准教授)

論文要旨 本論文は、2つの中小企業会計基準を「中小企業の監査」の側面から検討し、貢献の可能性を検討するものである。

そもそも中小企業会計基準は、企業会計基準と並ぶ会計基準となりうるのかという疑問がある。そこで、まず金融商品取引法・会社法・税法における中小企業会計基準の位置づけや中小企業会計基準の特徴・策定方法をもとに、企業会計基準に並ぶ会計基準であるのかどうかを検討する。

さらに「中小企業の監査」を「帳簿の調整（帳簿が正しくつけられているかどうかを確認すること）」と「計算書類の信頼性の保証（会計帳簿と計算書類の記載との間に重要な不一致がないかを確認すること）」とし、「中小企業の監査」における中小企業会計基準の必要性について、「両者（金融機関と中小企業）の共通認識」としての会計基準という観点から検討している。そこで中小企業経営者に理解しやすく、適用可能性の高い「中小会計要領」が、「中小会計指針」に比べ浸透しやすいことを指摘している。

しかし、「会計基準体系における中小企業会計基準の位置」をもとに「準拠性（会計基準に準拠していること）」と「適正性（取引を適正に表す会計基準であること・全体として整合性が取れており記載すべきことが記載されていること）」を検討した場合、準拠性に対しては「中小会計指針」・「中小会計要領」共に対応することができるが、適正性に対しては「中小会計要領」に検討の余地があることを指摘している。これは「中小会計要領」に「相当の減価償却」が含まれているためである。「中小企業の監査」において適正性を求める場合、「相当の減価償却」について再検討することが、今後の課題であることを指摘している。

キーワード 帳簿の調整, 計算書類の信頼性の保証, 相当の減価償却, 準拠性, 適正性

1 はじめに

現在、我が国では2つの中小企業会計基準が併存している状況にある。まず、日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会より2005年8月1日に「中

小企業の会計に関する指針（以下、「中小会計指針」とする）」が公表されている。

策定理由として、バブル経済崩壊以降中小企業の資金調達形態が変化したことや会社法374条において会計参与制度が導入されたことがあげられる。中小企業は、一般的に内部統制が欠如しており、経理の専門家も少なく、経営者の恣

※本稿は査読済み論文です(2018年3月16日決定)。

意的な判断が介入しやすい。そこで中小企業の計算書類の信頼性を向上させ、会計参与の指針となるべく中小会計指針が策定されたのである。

中小会計指針は、策定方法としてトップダウン・アプローチ¹を採用し、国際会計基準の影響を少なからず受けている。中小会計指針では基本的な考え方として「シングルスタンダード(会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じであるならば会計処理も同じになるべきである)」を採用し、企業会計基準の改正に合わせて、毎年改正を行なっている。

さらに法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合が限られている。「会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められるとき」と「会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれるとき」である。中小企業経営者や経理担当者が、これを判断ができるのかどうか、甚だ疑問である。中小企業がこのような大企業向けの会計基準を簡素化した高度な会計基準に対応できず、現在期待されるほど普及していないのが現状である²。

そこで次に、中小企業の企業属性³・中小企業の会計実務を反映した「中小企業の会計に関する基本要領(以下、「中小会計要領」とする)」が、2012年2月1日に中小企業庁・金融庁より公表されるに至っている。この中小会計要領は、策定方法としてボトムアップ・アプローチを採用し、国際会計基準の影響を排除している。さらに中小会計要領で解決しない取引事象が生じた際には、他の会計基準(中小会計指針や企業会計基準等)を参照し、解決することが認められている。現在のところ、中小会計要領は徐々に広がりつつあるといえよう⁴。

本稿では、「中小企業の監査」を「帳簿の調整」と「計算書類の信頼性の保証」とし、「中小企業の監査」においてどのような会計基準が求めら

れるのか、さらに「中小企業の監査」における中小企業会計基準の必要性を検討するものである。

そこで、まず中小企業会計基準の策定組織(メンバー)構成、位置づけを明らかにし、中小会計要領に含まれる「相当の減価償却」の存在が、「中小企業の監査」にどのような影響を与えるのかを検討する。

2 誰(どの組織)が会計基準を策定しているのか

中小企業会計基準の策定組織(メンバー)構成は以下である⁵。

中小会計指針については、「中小企業の会計に関する研究会」の委員として、研究者11名、日本商工会議所専務理事が選任されている⁶。「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」では委員として、研究者2名、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会各1名が参加している⁷。

中小会計要領については、「中小企業の会計に関する研究会」の委員として、研究者、公認会計士、税理士、金融機関、企業経営者、全国商店街振興組合連合会、中小企業家同友会全国協議会、商工組合中央金庫、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等が参加している⁸。さらに「非上場会社の会計基準に関する懇談会」では研究者、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会、企業経営者、全国商工会連合会、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会等が委員として参加している⁹。加えて「中小企業の会計に関する検討会」では、研究者の他に企業会計基準委員会、日本商工会議所、全国商店街振興組合連合会、中小企業家同友会全国協議会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国銀行協会、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等の委員が選任されている¹⁰。

中小会計指針は、会計参与の指針となるべく策定された背景もあり、日本公認会計士協会の意見を色濃く反映していることがうかがえる。さらに企業会計基準委員会・日本公認会計士協会の参画によりシングルスタンダードの考えが盛り込まれたものと考えられる。これに対し中小会計要領は、金融機関や企業経営者組織など実務家が多く参画している。また日本税理士会連合会は組織として参画し、さらに税理士個人としても名を連ねていることから、中小企業会計を熟知している会計実務家の意見が強く反映され策定されていることがわかる。これは中小会計要領が中小企業会計実務を反映したボトムアップ・アプローチにより策定されていることからもうかがえるものである。

3 中小企業会計基準の位置づけ

我が国の会計制度は金融商品取引法、会社法、税法により会計領域が区分されている。そこで金融商品取引法、会社法、税法において中小企業会計基準がどのように位置づけられているのかを検討する。

3.1 金融商品取引法での中小企業会計基準の位置づけ

金融商品取引法の目的は投資家保護であり、期間損益計算の比較可能性が重要視されている。対象は上場企業（金融商品取引法開示会社）となる。金融商品取引法 193 条において「貸借対照表・損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当と認められるところに従って……これを作成しなければならない」とし、ここでの一般に公正妥当と認められる基準とは、財務諸表等規則と「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」であり、これには中小企業会計基準は当てはまらないといえる。

3.2 会社法での位置づけ

会社法の目的は債権者保護・受託責任・情報提供機能・分配可能利益計算であり、対象は会社全般となる。会社法 431 条において「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」という包括規定が定められる。また会社法の省令として会社計算規則が新たに設けられ、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」というしん酌規定が設けられている。中小企業会計基準は「その他の企業会計の慣行」に該当するものと考えられる。

中小企業会計基準の位置づけに関し、弥永 (2012) では「会社法上はストライクゾーンが広く、金商法上はストライクゾーンが狭い。中小企業会計基準は企業会計基準に並ぶ会計基準ではなく、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の一部を確認したもの (弥永 2012, 43)」と指摘している。

3.3 税法での位置づけ

税法の目的は、課税の公平、租税負担能力のある課税所得の計算である。法人税法 22 条 4 項では「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」への準拠が求められており、施行令・施行規則・措置法・通達で運用されている。

さらに、ここでの「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」は企業会計原則のような具体的な会計基準を指しているのではなく、「企業会計原則等の会計基準、会計関係諸法令 (会社法・税法を含む)、税法通達の取り扱い、一般的な会計慣行、裁判例等を集大成して構築されておるものであり、具体的事実においては、それらを総合して判断されるべきものである」としている (武田 2003, 56)。また税法基準と会社法基準とでは、目的が異なるため、法人税法が会社法上の公正なる会計慣行に該当すると

はいえない（武田 2003, 47）。

法人税法には会社法に準拠した利益を基礎とし課税計算をすること（確定決算主義）が認められており、中小企業会計基準は会社法における「その他の企業会計の慣行」に該当すると考えられるため、法人税法上の課税所得計算の基礎となる基準に該当するといえる。

4 会計基準体系における中小企業会計基準の位置

会計基準の整合性について、斎藤（2013）では次のように述べている。「上位のルールが下位のルールを制約し、さらにそれがより下位のルールを制約する、いわばルールが枝分かれを繰り返す樹形構造が想定されている（斎藤 2013, 7）」。そこで会計基準の整合性について、斎藤（2013）をもとに検討すると、図表1のような現状となる。同じ樹形構造内にあるのは、シングルスタンダードの考えが根底にあり、トップダウン・アプローチにより策定された中

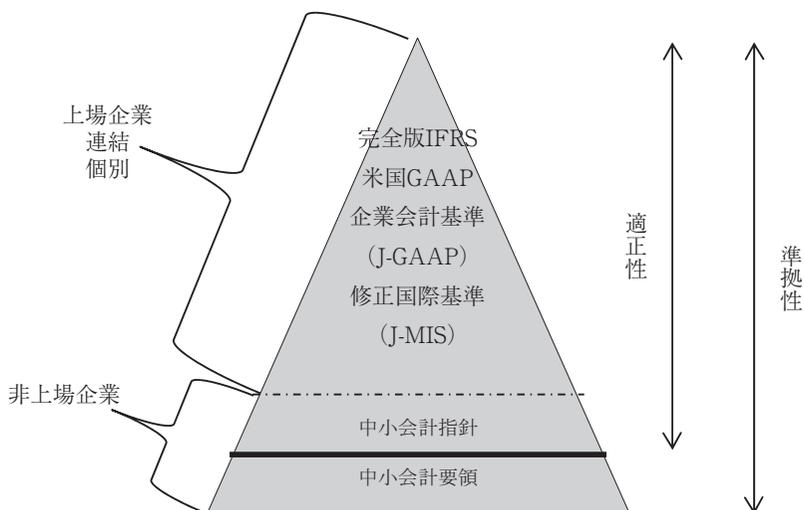
小会計指針である。中小会計要領は、ボトムアップ・アプローチにより策定されており、樹形構造内にあるとはいえない。

5 適正性と準拠性

財務諸表の適正性（適正表示）については財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることが基本的には採用されているが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は包括的な基準ではなく個別の基準であるため、限界がある。そこで適正性についての実質判断が以下の4項目において要求されている現状がある（石田・林・岸 2011, 160-161）。

- (1) 経営者が採択した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されていること。
- (2) 経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであること。
- (3) 財務諸表の表示方法が適切であること。

図表1 会計基準体系における中小企業会計基準の位置



出所：河崎（2016），48，図5-3，宗田・櫛部（2017），5，図表3をもとに筆者作成。

(4) 財務諸表には全体として重要な虚偽表示（虚偽の記載だけでなく記載すべき事項等の脱漏を含む）がないこと。

この4項目を中小企業の場合に置き換え、準拠性（中小企業会計基準に準拠していること）と適正性（取引を適正に表す会計基準であること・全体として整合性が取れており、記載すべきことが記載されていること）の2つの視点に分けて検討する。

準拠性は上述の(1)と同義であると考えられる。さらに適正性は、主に(2)・(4)と同義であると考えられる。

また(3)については、我が国における特別目的の財務諸表¹¹に対する信頼性の保証の特徴として「表示については準拠性が問われる」ことが浦崎（2017）によって指摘されており、「財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価」のみが問われていることが指摘されている（浦崎 2017, 27-28）ことから、中小企業においては準拠性が問われているものと解される。

この準拠性・適正性を図表に示すと、図表1の右の矢印の部分となる。この図表1の右の矢印の部分が見す通り、準拠性に関しては「会計基準に準拠している」ということが求められているのであるから、記載されているすべての会計基準がこれを満たすことのできる会計基準であるといえる。しかし、適正性を検討した場合、中小会計要領に関しては、検討の余地があるといえよう。

6 中小会計要領における相当の減価償却の存在

ではなぜ適正性において検討の余地があるのだろうか。それは、中小会計要領に「相当の減価償却」が含まれているからである。「相当の減価償却」は基本的には毎期・規則的な減価償却を要請しているが、合理的な理由があれば弾

力的な会計処理を行うことが認められている。

中小会計要領における「相当の減価償却」は、会計理論上の要請ではなく、制度的リスクを反映して中小会計要領に盛り込まれたことは河崎（2016）によって明らかにされている（河崎 2016, 177）。しかし、この「相当の減価償却」の存在により、制度の一貫性を欠くことは櫛部・宗田（2018）によって指摘されている（櫛部・宗田 2018, 103）。さらに商法・会社法における「相当の償却」は「正規の減価償却」を意味するものであり、中小会計要領の「相当の減価償却」が、商法・会社法の「相当の償却」とは解釈の前提が異なり、完全に同義ではないことも、櫛部・宗田（2018）によって指摘されている（櫛部・宗田 2018, 100-102）。

このような会計理論上の要請ではない制度の一貫性を欠く「相当の減価償却」の存在が、中小企業監査においてどのように影響をもたらすのかを検討する余地があると考えられる。

そこで、中小会計要領の「相当の減価償却」に関する見解を、会計モデルと中小企業監査の視点より明らかにしたい。

6.1 会計モデルの視点での検討

「相当の減価償却」に関し佐藤（2012）は、中小会計要領が企業会計原則を基礎とするのであれば定期償却とすべきであり、「相当の減価償却」を拡大解釈して、任意・随時の償却とすることは問題であると指摘している（佐藤 2012, 36-38）。さらに正しい会計利益を計算するためには費用収益対応の原則が必要であり、規則的償却額以下の償却は保守主義の観点からも継続性の原則の観点からも問題であることも指摘している（佐藤 2012, 36-38）。

これは、費用収益対応の原則、保守主義の原則、継続性の原則、企業会計原則と「相当の減価償却」との齟齬を指摘しているものである。つまり「相当の減価償却」の存在が、制度の一

貫性を損ねていることを指摘しているのである。これに対し次のような意見もある。

「実務上、法人税法上の繰越欠損金との兼ね合いで、減価償却を計上せず、每期一定の割合で減価償却されていないのが現実である。『每期継続して、規則的な償却』より、『相当の償却(相当の減価償却)』の方が実状に沿っている。耐用年数に関しては必ずしも法人税法に定めるものに従う必要はない(中小企業庁・金融庁「中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ第5回会議」2011年5月17日)。これは、中小会計要領が策定される際にワーキンググループにおいて述べられた意見であり、中小企業の会計実務において規則的な減価償却を行うことが、繰越欠損金との兼ね合いという制度的な制約をはらんでいることを意味している。中小企業の実務の実状に沿うという立場に立てば、「相当の減価償却」は妥当であるといえるが、企業会計原則、保守主義の原則、継続性の原則、費用収益対応の原則等との制度の一貫性を鑑みれば、議論の余地はあるといえる。

これに対し、武田(2003)は「中小企業に『規則的な償却』を強制するためには、税法による欠損金の打ち切り期間の制限を外す必要があると考える(武田2003, 254)」とし、制度的リスクに中小企業がさらされていること、ひいては中小企業の経営の困難さを指摘し、中小企業の会計実務の現状と企業会計基準との兼ね合いの難しさを指摘している。

6.2 「中小企業の監査」の視点での検討

中小企業の監査の視点で検討した場合、なぜ規則的な減価償却をしないのかという根拠を検証できないことが問題である。例えば「実際には定期的に固定資産を使用しているにもかかわらず、定期的な減価償却をしないということが理論的に説明できず、また、定期的な減価償却をしない合理的な理由を見いだせない」ことや

適正性の判断の項目の「(2)経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものである」を「相当の減価償却」が満たしているかどうかは検討の余地があるといえよう。

また、中小会計要領における取得原価評価の採用は、中小企業が時価評価に対応できないなど中小企業の企業属性を反映しての対応であるが、「相当の減価償却」を盛り込む要因である繰越欠損金の問題はあくまでも制度的なものであり、またこの制度的リスクは中小企業だけでなく大企業も同様のリスクにさらされていることから、中小企業の企業属性を反映しての措置であるといえるかどうかとも議論の余地がある¹²。

7 中小企業の「帳簿の調整」と「計算書類の信頼性の保証」

武田(2000)では中小企業とは所有者管理の会社であり、内部統制機構がないか、あるいは、あっても信頼性が低く、何らかの監査が実施されたとしても、監査人自身が相当量の会計業務の処理にあたらなければならない(武田2000, 15-16)と指摘している。

ここでの相当量の会計業務とは「送り状・小切手帳・銀行預金帳等の証拠書類から作成される仕訳帳・現金出納帳への記帳や元帳への転記」・「現金出納帳・売上・仕入等からの試算表の作成」・「試算表への年度末修正記入額の確定」・「財務諸表を作成するために必要な仕訳記入の確認」等である。

本稿では中小企業の監査を「計算書類の信頼性の保証」と「帳簿の調整」とし、「計算書類の信頼性の保証」をいわゆる会計監査人監査により投資家に適正な情報を提供するのではなく、出来上がった計算書類を顧問税理士等(会計専門職)が確認し、金融機関・保証協会・取引先等に提示することとする¹³。これは会計帳簿と

計算書類の記載との間に重要な不一致がないかを保証するものである。これに対し「帳簿の調整」は帳簿が正しくつけられているか検証するものである。両者とも、中小企業の帳簿・計算書類の内容を確認するものである（TKC 2017, 6-18）。

河崎（2012b）では、「計算書類の信頼性保証の前提は、正確な会計帳簿である（河崎 2012b, 28）」としている。ここから、「計算書類の信頼性の保証」には、「帳簿の調整」が必要であり、「帳簿の調整」によって信頼性が担保された正確な会計帳簿が「中小企業の監査」の起点となるといえよう。

8 中小企業の「帳簿の調整」と「計算書類の信頼性の保証」には、いずれの中小企業会計基準が求められるのか

中小企業の監査において、中小会計指針と中小会計要領のいずれの会計基準の貢献の可能性が高いのかを、適用可能性、基準内容、適正性・準拠性から検討する。

8.1 適用可能性からの検討

中小会計指針の普及は思わしくなく、中小会計要領の適用が広がりつつある現状がある¹⁴。そこで、適用可能性を検討した場合、普及しつつある中小会計要領のほうが貢献の可能性が高いといえる。

8.2 基準内容からの検討

中小企業の企業属性を理解し中小企業の会計実務を反映し、記帳の重要性を唱えた基準は中小会計要領である。さらに多種多様な中小企業に対し、会計処理の幅を持たせている基準は中小会計要領である。帳簿の調整が起点となる中小企業の監査において、記帳の重要性を唱えている

中小会計要領は貢献の可能性が高いといえる。

8.3 適正性・準拠性からの検討

中小企業監査において準拠性が求められる場合、中小会計要領・中小会計指針の両者ともこれに対応できる。実際に、金融機関の融資判断の際に求められる多くは「準拠性」である。金融機関は、中小企業が提出した計算書類をもとに、自分たちのニーズに合うようにスコアリングの際に計算をやり直すのである（金融機関ではこれを時価評価と称するケースが多くある）。例えば中小企業が提出した計算書類において中小会計要領に準拠し、相当の減価償却が行われている場合（相当の減価償却の適用により任意の耐用年数を用いて減価償却を行っている場合）、金融機関が必要を感じれば法定耐用年数による減価償却を再度やり直すのである。金融機関は、「どの会計基準に準拠して、どのような会計処理を行い中小企業が計算書類を作成しているのか」ということがわかれば、再計算ができるのである。

今後中小企業の監査において「適正性（適用している会計基準が適正であるかどうか）」が求められるケースが新たに起こるもしくは増加するならば、現行の中小会計要領については議論の余地があるといえよう。つまり上述の「会計モデル」の視点における検討からも、「中小企業の監査」の視点における検討からも、判断の幅が広く、拡大解釈の可能性を有する「相当の減価償却」を含む中小会計要領は、今後さらなる検討が必要であるといえよう。

9 中小企業会計基準の必要性 —「中小企業の監査」の視点から—

斎藤（2013）では公認会計士監査を次のように説明している。

「企業会計制度は、資本市場における企業情報の非対称性を緩和する仕組みのひとつといわれている。……投資家と経営者は、情報の作成と開示のルールを共有して、正しいというよりはうそでない有用な投資情報の開示を実現しようとするわけである。このルールが会計基準GAAPであり、それをエンフォースする仕組みのひとつが公認会計士監査に他ならない（斎藤 2013, 1）」。

これをもとに、中小企業会計基準の必要性を「中小企業の監査」の視点から検討する。

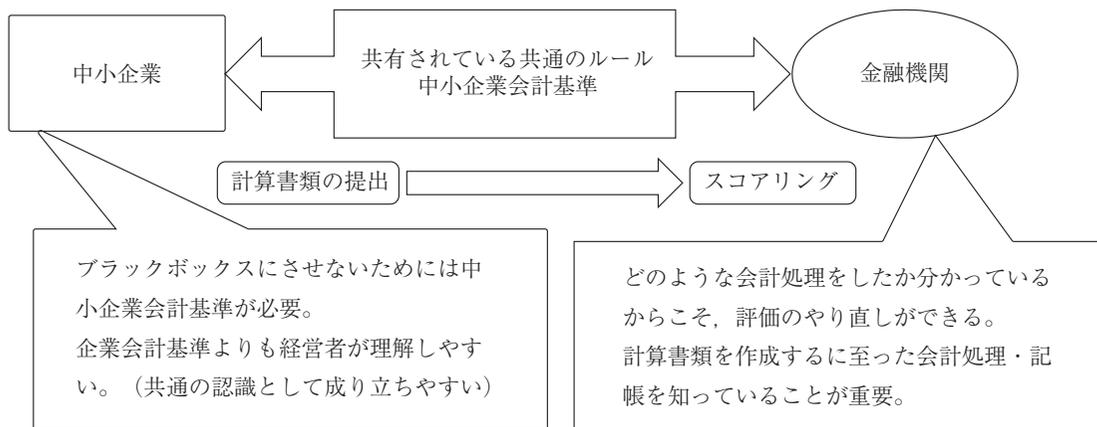
上述の公認会計士監査の記述を中小企業の場合に置き換えると「ルール」は中小企業会計基準であり「エンフォースする仕組みの一つ」が「帳簿の調整」・「計算書類の信頼性の保証」であるといえる。

図表 2 に示すように、中小企業融資の場における「計算書類の信頼性の保証」において、中小企業と金融機関には両者の共通認識としての「中小企業会計基準」の存在が必要となる。金融機関は意思決定の際、中小企業がどの会計基準を適用したかを知っていることが重要となるのである。金融機関側の見解では、中小企業

会計基準であれ企業会計基準であれ、中小企業がどの会計基準を適用し、どのような記帳・会計処理を行っているのかがわかればよいのである¹⁵。

中小企業側の見解では、経営者や会計担当者が理解しやすい中小企業会計基準（中小企業の企業属性・会計実務を反映した中小会計要領）のほうが企業会計基準などの大企業向けの会計基準よりも理解がしやすく、両者の共通認識として成り立ちやすいといえる。例えば中小会計要領が取得原価を基本として採用していることからこれも説明できる。中小企業経営者や経理担当者が資産の時価評価に対応することは難しいが、中小会計要領を採用し取得原価評価による資産評価を行い、計算書類を作成することは可能である。時価評価を行う能力を持ち合わせている金融機関がこの計算書類を見て、必要であると感じれば時価評価を行うのである。この点において、中小企業側にとって、取得原価評価を採用している中小会計要領が他の基準より理解しやすく、また金融機関も原則取得原価評価であることを理解していることから、両者の共通認識として成り立ちやすいといえるのである。

図表 2 中小企業会計基準の必要性－「中小企業の監査」の視点から－



出所：斎藤（2013），1をもとに筆者作成。

10 おわりに

中小企業監査である「帳簿の調整」や「計算書類の信頼性の保証」という視点での中小会計基準の貢献可能性を検討した場合、「共通の認識」としての貢献可能性はあると考える。中小企業と金融機関（融資の場合）における情報の非対称性を解消するためには、どのような会計基準を適用し、どのような会計処理を行い、どのように記帳を行っているのかを明らかにする「帳簿の調整」を起点にした「計算書類の信頼性の保証」が必要である。

そこで、記帳の重要性を第一としている中小会計要領は、中小企業会計基準の中でもより貢献が期待できる。中小企業会計基準を「利害関係者間の共通認識」とした場合、中小企業の企業属性を反映した中小会計要領は、経営者が理解しやすいため浸透しやすく、「導入のしやすさ」という意味でも貢献の可能性があると見えよう。

中小会計要領における「相当の減価償却」は、基本的には正規の減価償却を意味するものである。しかし、「相当」の言葉の意味が曖昧であり、また中小会計要領において「相当の減価償却」の例示・明記がなされておらず、また「相当の減価償却」が認められる合理的な理由も例示されていないため、拡大解釈を生む可能性を否定できない。今後、中小会計要領の「相当の減価償却」については、中小企業監査の「適正性」の観点から再検討し、問題解決に向けた何らかの対応が必要であるといえよう。

現在の中小企業融資の場において、中小企業が「準拠性」を満たす計算書類を提出し、これを受けた金融機関が自分たちのニーズに合うように再計算していることが明らかになっている。しかし坂本・加藤編著（2017）において指摘されているように、『『中小会計要領』の決算書は

信頼できない」といったような、金融機関側の中小会計要領に対する理解の低さがあるのも事実である（坂本・加藤編著 2017, 126-127）。そこで、今後中小会計要領については、「金融機関に対しての啓蒙活動」や「中小企業に対する普及活動」により、「中小会計要領によりどの程度の会計情報が明らかになるのか」を浸透させる必要がある。これにより今後更なる「社会の理解・合意」を得る必要があると考えるものである。

（注）

- 1 トップダウン・アプローチとは、大企業向けの会計基準から出発し、簡素化することによって中小企業会計基準を策定する方法であり、ボトムアップ・アプローチとは、中小企業の属性を検討することから出発し、中小企業会計基準を策定する方法とする（河崎 2010, 747-748）。
- 2 中小企業による認知度は、44%, 42.4%, 42.0%と横ばい状況であり中小会計指針が策定されて5年以上たつが高まることはない。普及率においても高まることなく「完全に準拠して計算書類を作成している」と回答した企業は15.9%, 14.2%, 15.9%である。税理士、公認会計士が積極的に中小会計指針をクライアントに勧めることもなく、中小会計指針自体を税理士から知らされていない中小企業も多数あることが明らかになっている。新日本有限責任監査法人「平成19年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分類結果」（最終報告書）、新日本有限責任監査法人「平成20年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書」、新日本有限責任監査法人「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書」。詳しくは櫛部（2015）を参照されたい。
- 3 本稿における中小企業の企業属性とは、次のものを想定している（河崎・万代 2012, 5）。①中小企業は、所有と経営が一致しており、利害関係者は限られていること。②中小企業の資金調達の方法は、資本市場で資金調達を行うことはほとんどなく、地域金融機関やメガバンクな

どの金融機関からの借入れが中心であること。
③経理担当者の人数が少なく、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持っていないこと。

- 4 中小企業会計基準の準拠割合「①中小会計要領に完全準拠 48.4%」, 「②中小会計要領に部分準拠 24.7%」, 「③中小会計指針に完全準拠 7.4%」, 「④中小会計指針に部分準拠 5.4%」。中小企業庁委託事業 株式会社富士経済(平成 27 年 3 月)「平成 26 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」, 7 頁。坂本・加藤編著(2017), 119 頁。
- 5 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」。日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会「中小企業の会計統合に向けた検討委員会」。中小企業庁「『中小企業の会計に関する研究会』中間報告書」。中小企業庁・金融庁「中小企業の会計に関する検討会 委員等名簿」。日本商工会議所, 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本経済団体連合会, 企業会計基準委員会「非上場会社の会計基準に関する懇談会」。
- 6 専門委員として日本商工会議所, 全国中小企業団体中央会, CRD 運営協議会, 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 金融機関, 商工組合中央金庫, 東京中小企業投資育成株式会社, 税理士, 公認会計士, 中小企業診断士が選任されている。オブザーバーとして法務省民事局付 2 名, 経済産業省中小企業庁から 5 名が選任されている。
- 7 オブザーバーとして, 法務省, 金融庁, 中小企業庁各 1 名が参加している。
- 8 オブザーバーとして, 法務省, 金融庁, 企業会計基準委員会, 経済産業省の役員・委員が名を連ねている。
- 9 オブザーバーとして, 法務省, 金融庁, 経済産業省経済産業政策局, 中小企業庁, 東京証券取引所が参加している。
- 10 オブザーバーとして法務省, 事務局として金融庁, 中小企業庁が名を連ねている。
- 11 特別目的の財務諸表とは「特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計基準に準拠して作成された財務諸表」を意

味し、「特別の利用目的に適合した会計基準」とは中小会計指針・中小会計要領を意味するものである。浦崎(2017), 26-28。

- 12 繰越欠損金の期間制限は中小企業だけに適用されるものではなく青色申告企業すべてに適用される。大法人(大企業)は期間制限のみならず控除限度額が所得の一定割合に制限されているため, より制度的リスクにさらされているのは大法人(大企業)であるともいえる。また, 中小会計要領が策定された当時は, 繰越欠損金の期間制限は 5 年であったが, 2018 年度より期間が 10 年となり, 制度的リスクは低減していると考えられる。
- 13 本稿における「計算書類の信頼性の保証」については, 米国においても公認会計士による類似の保証業務があることが浦崎(2017)により明らかにされている。米国の特別目的の財務諸表に対する保証「財務諸表のプレパレーション」である。「財務諸表のプレパレーション」における保証水準は, 「監査」・「レビュー」・「コンプライアンス」の下位に位置するものであり, 会計士によって報告書も提出されない。つまり非保証業務ではあるが, 会計専門職者の介在という点において一定の保証水準があり, また会計士の独立性も求められないため, 単一の事務所によって業務が完結されるものである。また, さらに「プレパレーション」の下位に「記帳代行」・「会計と税務」が位置しており, これが本稿における「計算書類の信頼性の保証」に類似する意味合いを有するものと解される。浦崎(2017), 224-227。
- 14 中小企業庁委託事業 株式会社富士経済「平成 26 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」, 7。坂本・加藤編著(2017), 119。
- 15 中小会計要領は, 法人税法による処理を会計処理として多く採用している会計基準である。よって, 法人税法上「損金」と認められない未実現の損失は中小会計要領においても「損失」と処理されず計算書類には計上されることがない。しかし, 金融機関側がこれを理解しており, 損失と計上する必要があると判断すれば損失として計上するよう再計算をするのである。坂本・加藤編著(2017), 63。

また、鹿児島市の金融機関に対する調査において、中小企業が提出した計算書類の値については、基本的にそのまま利用せず、営業店から行員が企業に出向いて、どのような会計処理を行っているかを確認し、計算をやり直していることが明らかになっている（宗田・櫛部 2016年度調査）。

【参考文献】

- 石田三郎・林隆敏・岸牧人編著. 2011.『監査論の基礎 第3版』東京経済情報出版.
- 浦崎直浩編著. 2017.『中小企業の会計監査制度の探究 - 特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版.
- 河崎照行. 2016.『最新 中小企業会計論』中央経済社.
- 河崎照行・万代勝信編著. 2012.『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社.
- 櫛部幸子. 2016a.『中小企業会計基準の課題と展望』同文館出版.
- 斎藤静樹. 2013.『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社.
- 坂本孝司. 2013.『会計制度の解明 - ドイツとの比較による日本のグランドデザイン』中央経済社.
- 坂本孝司・加藤恵一郎編著. 2017.『中小企業金融における会計の役割』中央経済社.
- 武田隆二編著. 2000.『中小会社の計算公開と監査 - 各国制度と実践手法』清文社.
- 武田隆二編著. 2003.『中小会社の会計 - 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社.
- 武田隆二編著. 2006a.『新会社法と中小会社会計』中央経済社.
- 武田隆二編著. 2006b.『中小会社の会計指針』中央経済社.
- 日本監査研究学会・中小会社監査研究部会. 1988.『中小会社監査』第一法規出版.
- 大城建夫. 2004.「中小企業会計基準の問題点と課題」『産業総合研究』(12) : 47-58.
- 河崎照行. 2008.「『中小会社会計指針』の制度的意義と課題」『甲南会計研究』(2) : 87-95.
- 河崎照行. 2010.「『中小企業版 IFRS』の特質と導入の現状」『会計』178 (6) : 737-748.
- 河崎照行. 2012a.「日本における中小企業会計の現状と課題」『甲南会計研究』(6) : 1-9.
- 河崎照行. 2012b.「『中小会計要領』の全体像と課題」『企業会計』64 (10) : 25-31.
- 河崎照行. 2012c.「『中小企業の会計』の制度的定着化」『会計』182 (5) : 599-611.
- 河崎照行. 2017a.「中小企業会計の歩みと制度的課題」『会計監査ジャーナル』29 (9) : 123-128.
- 河崎照行. 2017b.「『中小会計要領』の普及・活用の現状と課題」『会計』192 (3) : 241-254.
- 櫛部幸子. 2015.「我が国における『中小会計要領』の有用性と今後の適用可能性」『中小企業会計研究』(1) : 16-27.
- 櫛部幸子. 2016b.「中小企業融資における経営者保証ガイドラインと中小会計要領の意義」『中小企業会計研究』(2) : 35-45.
- 櫛部幸子・宗田健一. 2017.「中小企業会計基準に関する企業の認知度調査 - 鹿児島県の中小企業等を事例として -」『鹿児島県立短期大学地域研究所 研究年報』(48) : 19-32.
- 櫛部幸子・宗田健一. 2018.「減価償却再考 - 中小会計要領の改定を視野に入れて -」『産業経理』77 (4) : 96-107.
- 佐藤信彦. 2012.「中小企業会計基本要領と中小会計指針との異同点とその関係」『税研』28 (3) : 33-38.
- 品川芳宣. 2003.「日税連『中小会社会計基準』の趣旨と役割」『税理』46 (6) : 15-23.
- 宗田健一・櫛部幸子. 2017.「会計基準体系における中小企業会計基準の位置づけ - 鹿児島県の金融機関へのインタビュー調査を通じて」『鹿児島県立短期大学地域研究所 研究年報』(48) : 1-17.
- 成川正晃・飛田努. 2016.「中小企業を対象とする会計制度・実務指針設定への提言」『中小企業会計研究』(2) : 2-12.
- 右山昌一郎. 2002.「中小会社における計算書類の公開の意義と課題」『税理』45 (5) : 8-14.
- 弥永真生. 2012.「『中小会計要領』の会社法における位置づけ」『企業会計』64 (10) : 40-45.
- TKC. 2017. (530), 2017年3月.

(謝辞)

本稿の執筆にあたり、制度会計研究会にて成川正晃先生（東北工業大学）、金子友裕先生（東洋大学）、国際会計研究会にて林隆敏先生（関西学院大

学）、小澤義昭先生（桃山学院大学）、中西俊夫先生（大阪市立大学）、鹿児島会計研究会にて宗田健一先生（鹿児島県立短期大学）にご指導・ご示唆をいただいている。ここに記し感謝申し上げます。

* * *

中小企業の資金調達の現状から見る 開示情報の信頼性保証

朱 愷 雯 (沖縄大学講師)

論文要旨 資金は、企業の成長および継続的な発展に必要な不可欠な存在である。資金調達に関する問題は、特に創業期や成長初期にある中小企業にとって、最も重要な課題であると認識されている。

近年、中小企業を取り巻く金融環境が一般的に改善しているにもかかわらず、中小企業の資金繰りが依然として厳しい状況にあるといわれている。日本の中小企業は、自己資本比率が低く、借入比率が高いことから、金融機関からの借入への依存度が高いという特徴がある。一方、金融環境の変化に伴って、中小企業は事業活動に必要な資金を確保するために、伝統的な銀行借入以外の新たな資金調達方法をも試みている動きが見られている。

上述のような現状を踏まえ、本稿は、OECD（経済協力開発機構）が2015年10月に公表した「中小企業と起業家金融の新たなアプローチ：金融商品の範囲を広げること」を用いて、中小企業に適用しているあるいは適用する可能性のある資金調達方法を紹介する。また、資金調達方法の多様化のもとで、財務情報だけでなく、非財務情報をも含めた情報の開示の重要性を強調したうえで、情報開示に伴う信頼性保証の問題について、制度設計の観点から1つの方向性を提言することを目的としている。

キーワード 資金調達, 信頼性保証, 財務情報, 非財務情報, 予測財務情報

1 はじめに

資金調達に関する問題は、特に創業期や成長初期にある中小企業にとって、最も重要な課題であると認識されている¹。日本の中小企業は、自己資本比率が低く、借入比率が高いことから、金融機関からの借入への依存度が高いという特徴がある。しかし、一般的には、中小企業への融資は金融機関にとって大企業と比べてリスクが高いため、中小企業の成長発展に必要な資金をすべて金融機関が提供することは難しいと考

えられる。

近年、中小企業に対する経営支援の実施に伴って、中小企業の金融環境が一般的に改善されているが、中小企業の資金繰りが依然として厳しい状況にあるといわれている。バブル崩壊以降から2005年にかけて、中小企業と大企業とともに貸出金は大きく減少した。その後、大企業はおおむね拡大傾向にあるが、中小企業向け貸出は、リーマン・ショック後にも減少傾向にあり、2015年では増加する傾向にあるものの、1993年の約3割までの回復にとどまっている（中小企業庁 2016, 272）。このような状

※本稿は査読済み論文です(2018年3月16日決定)。

況のもとで、中小企業は事業活動に必要な資金を確保するために、伝統的な金融機関借入以外の新たな資金調達方法をも試みている動きが見られている。

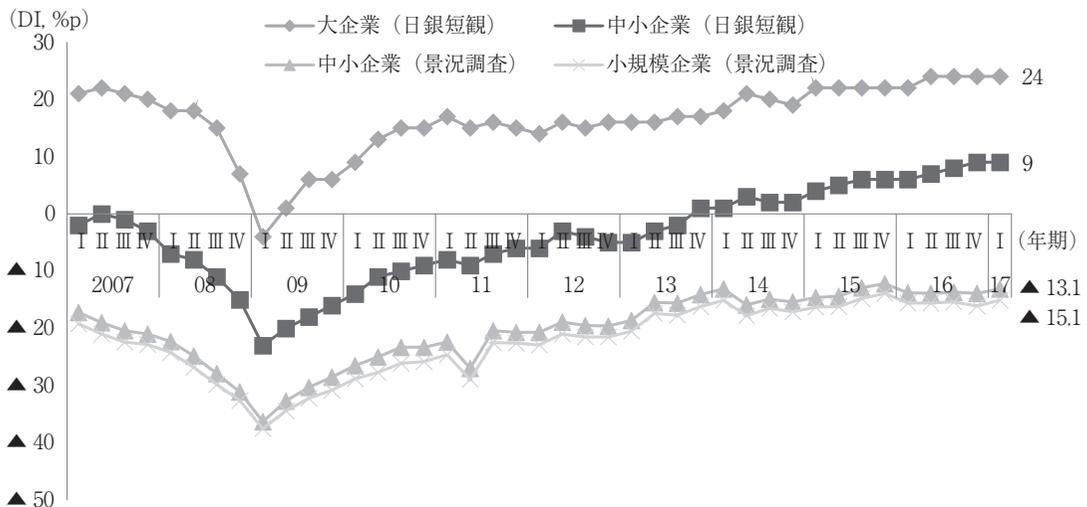
本稿は、OECD（経済協力開発機構）が2015年10月に公表した「中小企業と起業家金融の新たなアプローチ：金融商品の範囲を広げること」(以下、「新たなアプローチ」と表記する)を用いて、中小企業に適用しているあるいは適用する可能性のある資金調達方法を紹介し、資金調達方法の多様化のもとで、財務情報だけではなく、非財務情報をも含めた情報の開示の重要性を強調したうえで、情報開示に伴う信頼性保証の問題について、制度設計の観点から1つの方向性を提言することを目的としている。

2 中小企業の資金調達の現状

2.1 企業規模別に見た資金繰り難易度

図表1は、日本銀行および中小企業基盤整備機構が公表した規模別の資金繰りDI²を示したものである。資金繰りDIとは、資金繰りが楽であると回答した社数の構成百分比から資金繰りが苦しいと回答した社数の構成百分比を引いた数値である（植田・桑原・本多・義永・関・田中・林 2014, 192）。日本銀行の調査結果から見ると、過去10年間において、大企業と中小企業の資金繰りDIはリーマン・ショック以降から確実に改善しているが、中小企業の場合は、大企業と比べて、資金繰りDIは0を超えることは少なく、資金調達が厳しい状況になっているといえる。また、中小企業基盤整備機構の調査結果によって、資金繰りDIがすべてマ

図表1 企業規模別に見た資金繰り難易度



- (注) 1. 日銀短観の資金繰りDIは、資金繰りの状況について、「楽である」と答えた企業の割合(%)から「苦しい」と答えた企業の割合を引いたもの。
 2. 景況調査の資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」により中小企業庁(2017, 6)が作成。

イナスになっており、中小企業および小規模企業においては、資金繰りの状況が悪化していると感じた企業の割合が好転していると感じた企業の割合よりも高い。さらに、規模が小さければ小さいほど、資金繰りが厳しい傾向にあるといえる。

2.2 中小企業の借入依存度

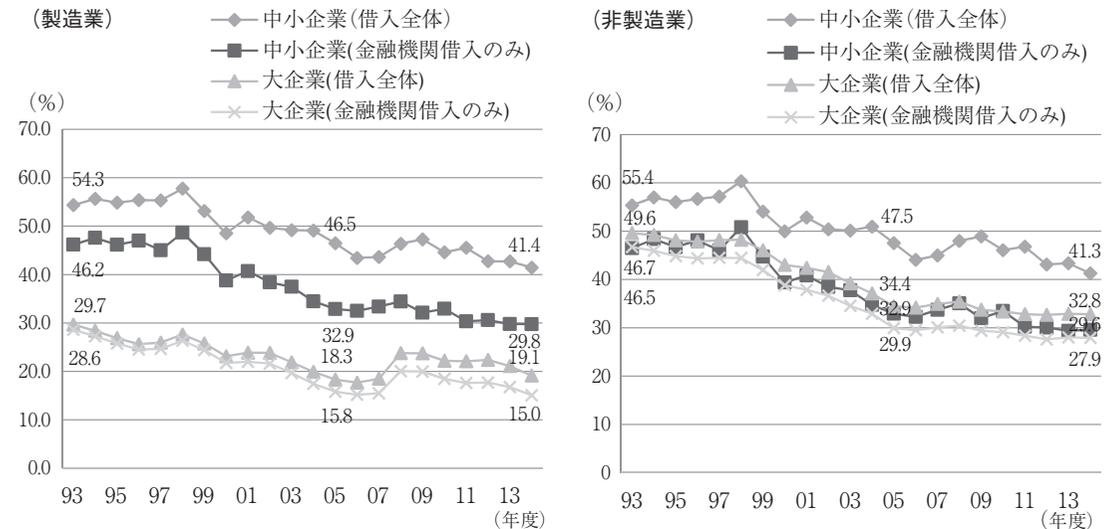
周知のように、中小企業は金融機関からの融資、いわゆる間接金融に依存していることが特徴である。財務省が公表した「年次別法人企業統計調査概要（平成28年度）」における自己資本比率の調査結果によると、企業を資本金で区分すれば、資本金10億円以上の企業は、自己資本比率が44.8%であるのに対して、資本金1,000万円未満の企業の自己資本比率は19.1%であり、最も低いことがわかった³。企業規模が小さいほど自己資本比率が低く、借入への依

存度が高くなる。

図表2は、大企業および中小企業の借入依存度を製造業と非製造業を分けて示しているものである。図表2に示したように、1993年から2014年までの20年を超える期間で、製造業と非製造業においては、大企業と中小企業とともに、借入金への依存度が低下する傾向にあるが、中小企業が大企業と比べて、金融機関借入への依存度が明らかに高いとみられている。

一方、財務基盤が弱い中小企業に対して、金融機関が大企業向けに比べて高い金利で貸し出しを行ったり、また、貸し出し不能になったりすることが多いといわれている（坂本・加藤2017, 13）。また、中小企業が現在利用している金融機関の融資方法として、代表者や信用保証協会の保証による融資、不動産を担保とする融資の割合が最も高く、担保・保証付きの融資に依存していることがわかった（中小企業庁

図表2 借入金依存度の推移



(注) 1. 資本金1億円未満の企業を中小企業、資本金10億円以上の企業を大企業としている。
 2. 金融機関借入 = 金融機関短期借入金 + 金融機関長期借入金 + 社債
 3. 借入金全体 = 金融機関短期借入金 + その他の短期借入金 + 金融機関長期借入金 + その他の長期借入金 + 社債
 4. 借入金依存度 (金融機関借入金のみ) = 金融機関借入金 ÷ 総資産
 5. グラフ内の数値は、1993年度、2005年度、2014年度のものに記載している。

出所：財務省「法人企業統計調査年報」により中小企業庁（2016, 275）が作成。

2016, 323；みずほ総合研究所 2016b, 80)。

このような状況のもとで、中小企業は金融機関以外からの借入をも試み、企業活動に必要な資金を確保していることが推測される。図表2により、借入全体と金融機関借入の差が金融機関以外からの借入と考えるならば、1993年の金融機関以外の借入金依存度は、中小企業製造業が8.1%、中小企業非製造業が8.7%であり、2014年になると、中小企業製造業が11.6%、中小企業非製造業が11.7%まで上昇している(中小企業庁 2016, 274)。

以下は、OECDに公表された「中小企業と起業家金融の新たなアプローチ：金融商品の範囲を広げること」を用いて、中小企業に適用しているあるいは適用する可能性のある資金調達方法を検討していきたい。

3 中小企業の資金調達の方法

OECDは中小企業や起業家に利用可能な資金調達方法を拡大するために、2015年10月に「新たなアプローチ」を公表した。当該報告書は、トランザクション貸出(取引融資)およびリレーションシップ貸出(関係融資)の2種類の伝統的な資金調達方法以外に、アセットベーストファイナンス(ABF、資産に基づくファ

イナンス)、代替債務、ハイブリッド商品、持分金融商品という4種類の資金調達の方法の主な特徴を示している。

通常、伝統的な資金調達方法は、定量的なハード情報(財務情報)に基づいたトランザクション貸出と定性的なソフト情報に基づいたリレーションシップ貸出に区別される(OECD 2015, par.51)。さらに、トランザクション貸出には、財務諸表貸出とクレジットスコアリング貸出がある⁴。なお、図表3は、伝統的な資金調達方法を除いて、各分類に含まれる具体的な資金調達方法を示しているものである。

① アセットベーストファイナンス(ABF)

動産担保融資(ABL)、ファクタリング、POF、倉庫証券およびリースを含むABFは、従来の借入融資とは異なって、企業自体の信用力ではなく、売掛金、棚卸資産、機械設備のような特定の資産の価値に基づいて金融機関から資金調達を行う方法である。ABFは、従来の銀行融資よりも柔軟な条件で資金を提供することができるため、近年、中小企業における活用が拡大されている。一方、融資に必要な費用は銀行融資より高い場合があり、調達資金の限度額は従来の借入よりも低い場合が多い(OECD 2015, par.7)。

図表3 中小企業および起業家のための代替外部資金調達方法

アセットベーストファイナンス(ABF)	代替債務	ハイブリッド商品	持分金融商品
<ul style="list-style-type: none"> ● 動産担保融資(ABL) ● ファクタリング(売掛債権売買) ● 発注情報に基づいた融資(POF) ● 倉庫証券 ● リース 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社債 ● 債権の証券化 ● カバード・ボンド(担保付債券) ● 私募債 ● クラウドファンディング⁵(融資型) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 劣後ローン/劣後債 ● サイレント・パーティシペーション ● 参加型貸出 ● 利益参加権 ● 転換社債 ● ワラント債 ● メザニン・ファイナンス 	<ul style="list-style-type: none"> ● プライベート・エクイティ ● ベンチャー・キャピタル ● ビジネス・エンジェル(エンジェル投資家) ● 中小企業の上場のための特別なプラットフォーム ● クラウドファンディング(株式型)

出所：OECD(2015), 17 table1.

② 代替債務

代替債務は、銀行ではなく資本市場の投資家が中小企業に資金を提供する点で、従来の貸出とは異なる。これには、社債などの資本市場の投資家から資金調達を行うための直接手法、証券化債務やカバード・ボンドなどの間接手法が含まれる（OECD 2015, par.9）。

③ ハイブリッド商品

ハイブリッド商品は、債券と株式の2つの金融商品の特徴を1つの資金調達手法に組み合わせる融資方法である（OECD 2015, par.15）。

④ 持分金融商品

持分金融商品は、新興企業、高成長企業などの企業に特に重要である。一方、中小企業にとって、持分金融商品のような直接融資を行うためには、コストや規制における負担は大企業に比べて高いことがある（OECD 2015, par.17）。

上述の代替的資金調達方法の中で、現在、日

本の中小企業は、ABLおよびクラウドファンディングの活用を図ろうとしている。

日本においては、2004年10月に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（債権譲渡特例法）の一部を改正する法律」を公表した。この法律によって、在庫および将来発生する売掛債権を一括して譲渡登記することが可能になった（太田・小野・野田 2007, 13）。その後、動産担保融資を促進するために、2007年に「流動資産担保融資保証制度」が作成された。この制度は、中小企業の資金繰りの円滑化・多様化を図ることを目的として、中小企業が保有している売掛債権および棚卸資産を担保として融資を行う時に、その債務を信用保証協会が保証することとなる。図表4に示したように、日本におけるABLの融資金額と融資件数が2011年から増加し続けている。

みずほ総合研究所（2015）の調査結果によれば、金融機関が現在重視している融資手法として、信用保証協会の保証付融資を最も重視しており、次いで事業性を評価した担保・保証によ

図表4 日本におけるABLの融資金額と融資件数の推移



出所：帝国データバンク（2017）、5 図4

らない融資、不動産を担保とする融資となっている。今後、重点を置きたい融資手法として、事業性を評価した担保・保証によらない融資が最も高く、続いて売掛債権の流動化による融資と動産担保による融資となっている（中小企業庁 2016, 324；みずほ総合研究所 2016b, 83-84）。従来、金融機関の融資の担保は不動産を中心としていたが、不動産価値の下落に伴う担保価値の低下などの原因で、近年、ABLの利用が促進されていることがみられる。

クラウドファンディングについて、「中小企業白書（2016年版）」においては、中小企業がクラウドファンディングを利用するメリットとして、以下のように述べている。「事業の評価が困難、会社設立から日が浅い、必要資金が少額等の理由から、金融機関から資金調達ができなかった事業者が、資金調達サイトを通じて自社のプロジェクト等をアピールすることで資金調達が可能になる」（中小企業庁 2016, 360）。

矢野経済研究所（2017）の調査結果によると、近年、日本のクラウドファンディングの市場規模が拡大しており、2013年度には12,478百万円であったが、2017年度には109,004百万円と見込まれている⁶。しかし、中小企業における資金調達の手段として、クラウドファンディングを利用した経験のある企業の割合は1.1%にとどまっており、今後積極的に利用する、または状況次第で利用を検討する企業が合わせて3.7%であり、かなり低い状況である（中小企業庁 2016, 362）。

今後、日本におけるABLとクラウドファンディングの市場規模がさらに拡大すると見込まれるが、それ以外の代替的融資方法も含めて、これらの資金調達方法に対する中小企業の認知度の向上に伴って、大企業に限らず、中小企業における活用も期待される。

4 資金調達における情報の開示の重要性と情報の信頼性保証

4.1 資金調達における情報の開示の重要性

上述のように、中小企業の資金調達は、借入金への依存度が高く、担保・保証付き借入の割合が高いという現状である。資金調達の円滑化を図るためには、中小企業は、上述した新たな資金調達方法を活用する方法も考えられる。ここでは、情報の開示に関する問題が出てきた。

中小企業における資金調達が困難とする理由の1つは情報の非対称性である。中小企業に対する資金調達を行う際に、資金の貸手である金融機関や投資家などと資金の借手である中小企業が保有する情報は一般的に対称的ではなく、金融機関や投資家などの貸手は常に情報劣位者となっている（坂本・加藤 2017, 14-15）。情報劣位者となる貸手は、融資判断を下すための十分な情報を入手できない場合、比較的に高い金利で貸出を行うか、あるいは貸出不能と判断するしかできない。結果として、健全な中小企業は本来有利な条件で資金調達を行うことができなくなる。また、金融機関が担保・保証に依存するのも借手企業の信用リスクに関する情報を十分に把握していないからであると指摘されている（齊藤 2017, 6）。

一方、中小企業に提供された情報が信頼できるかどうかは、金融機関などの貸手が融資判断を行う際に、重要な判断基準である。会社法および金融商品取引法により、大企業、特に上場企業は監査済み財務諸表を定期的に開示することが義務づけられているのに対して、中小企業は、一般的に、財務諸表を作成する時に、会計基準の適用が任意的であり、さらに、監査の実施も義務づけられていない⁷ため、財務諸表を開示したとしてもその信頼性に対する評価は決して高いとはいえない。したがって、中小企業

における資金調達の問題の本質は、中小企業が提供する情報の信頼性をどのように保証するかという点である。

特に、2014年から金融庁は、「財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、借手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価」する「事業性評価」を金融機関に求めるようになってきた。このように、財務情報の信頼性だけでなく、企業の将来の情報を表す予測財務情報や非財務情報の開示も求められるようになり、これらの情報の信頼性保証が今後の課題になると考えられる。

4.2 中小企業の情報の信頼性保証

4.2.1 財務情報の信頼性保証

現在、日本においては、中小企業の財務情報に一定の信頼性を付与することのできるものがいくつか存在する。まず、中小企業の財務情報の信頼性を高めるための1つの有効な方法は中小企業会計基準に準拠して財務諸表を作成することである。中小企業が利用できる会計基準としては、「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小指針」という）および「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小会計要領」という）の2つがある。

特に、中小会計要領は中小指針が普及しない状況を踏まえ、2012年2月に中小企業庁と金融庁の共同事務局となった「中小企業の会計に関する検討会」が公表したものである。中小会計要領においては、「記帳の重要性」が単独の項目として取り上げられ、中小企業において記帳が特に重要であることを示している。つまり、情報のインプット段階として、「適時に整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成」すること、そして、中小指針や中小会計要領に準拠して会計処理を行うことが、最終の財務諸表の信頼性を高めることに繋がっている(坂本・加藤 2017, 120-121)。

それ以外に、中小企業の財務情報の信頼性を保証するものとして、会計参与制度や書面添付制度などの法制度⁸、および特別目的の財務諸表に対する監査の基準や実務指針などがある⁹。中小企業がこれらの基準や制度を積極的に利用するならば、作成される財務諸表の信頼性が高められると見なすことができる。

4.2.2 非財務情報・予測財務情報の信頼性保証

資金調達方法の多様化に伴って、情報の信頼性保証は、過去に発生した財務情報だけでなく、非財務情報および将来事象の見積情報や予測財務情報にも求められるようになってきている。

近年、中小企業は、知的資産経営報告書などを作成することによって、非財務情報を任意的に開示していることが少なくない。また、中小企業庁は中小企業の資金調達を円滑化するために、事業計画書の作成を薦めており、2015年に事業計画書作成の手引きを作成した。当該手引書においては、事業計画書の内容を紹介しており、地域密着度や事業競争力など様々な非財務情報の開示を求めている。

さらに、当該手引書には、中小企業が融資を受ける場合に限らず、事業活動を行う際に作成することが望ましい3つの計画を紹介している。この3つの計画は、収支計画、損益計画および資金計画であり、それぞれ企業の収入と支出および会計上の利益の見込みを計画し作成するものである(中小企業庁 2015, 11-12)。すなわち、予測財務情報の開示が資金調達に資するため、中小企業においても積極的な開示が求められるようになってきた。

情報の開示に伴って、かかる情報の信頼性をいかに担保するかが解明すべき問題になる。中小企業における非財務情報や予測財務情報の開示は強制されていないが、これらの情報が開示された場合、情報利用者の意思決定に影響を与える可能性があるため、その信頼性保証が必要

とされる。

中小企業の非財務情報や予測財務情報は、情報の開示規制、および非財務情報や予測財務情報に対する保証業務の基準を共同で機能することにより、一定の信頼性が与えられると考えている。まず、情報の作成方法や開示項目などを規定する規制の作成が必要である。たとえば、知的資産経営報告書を作成する時に「知的資産経営の開示ガイドライン」に準拠し、サステナビリティ報告書を作成する時に「サステナビリティ・レポート・ガイドライン」に準拠して作成することになる。つまり、企業がこれらの規制に準拠することで、情報が一定のルールに従って作成されるため、その信頼性が高められる。また、必要な場合、監査人などの保証業務の実施者が保証業務を行う際にも、これらの規制を適切な判断基準として、情報の信頼性を判断することができる。

一方、日本においては、連結と非連結の業績予想として売上高、営業利益、当期純利益などの予測財務情報が決算短信に公表されているにもかかわらず、予測財務情報の作成や開示に関する規制が設定されていないのが現状である。アメリカおよびカナダにおいては、予測財務情報の会計基準が既に設定されている。予測財務情報の会計基準が設定されたのは、企業が資金調達やM&A等に際して予測財務情報を公表するという実務を規制し、その情報内容を標準化することで投資家を保護しようという目的である（浦崎 2000, 236）。

規制に準拠して開示された会計情報に対して、保証業務を実施することが可能になる。保証業務の基準として、たとえば、アメリカ公認会計士協会（AICPA）は、1990年代から予測財務情報の監査に取り組んでおり、AICPA会計・監査指針として、1990年に「予測財務情報のための指針」（Guide for Prospective Financial information）を公表した後、その改

訂版を公表し続けていた¹⁰。また、2017年に「予測財務情報の指針」（Prospective Financial Information Guide）を新たに公表した。オーストラリアにおいては、オーストラリア会計研究財団（AARF）が1993年に監査実務ステートメント第36号「予測財務情報の監査」（The Audit of Prospective Financial Information）（現監査基準第804号）を公表している¹¹。

上述したように、日本においては、中小企業が非財務情報や予測財務情報を自主的に開示しているにもかかわらず、情報の開示規制や情報に対する保証業務の基準が整備されていないのが現状である。これらの情報の信頼性を高めるためには、まず、開示規制およびこれらの情報に対する監査などの保証業務の基準を制定する必要があると考えている。かかる保証業務について、中小企業の場合は、企業規模により、監査、レビュー、コンプレッションなどを任意的に選択できるような保証制度を制定することが考えられる¹²。

5 おわりに

繰り返すまでもなく、中小企業の資金調達では銀行などの金融機関からの借入を中心とするものの、担保・保証付き融資の割合が高く、大企業と比べて貸出金利が高い場合が多い。このため、中小企業におけるABLやクラウドファンディングなどの代替的な資金調達方法の活用が促進される。中小企業は、これらの新たな資金調達方法を活用するために、自らが積極的に情報を開示し、情報の信頼性を向上させなければならない。ここでいう情報は、財務情報のみならず、非財務情報や予測財務情報も含まれる。本稿は、情報の開示に伴う信頼性保証の問題について検討してきた。とりわけ、中小企業の資金調達に際して実施することが想定される計算書類の監査や事業計画書に記載される売上高予

測及びその他利益予測情報に対する保証業務については、過去財務情報に対する監査のみならず、将来指向的情報の保証が含まれるという点で従来の議論とは異なり予測財務情報の保証業務という視点が重要となってくる。中小企業の非財務情報や予測財務情報に一定の信頼性を与えるためには、まず、情報の開示規制、および非財務情報や予測財務情報に対する保証業務の基準を整備する必要があると考えている。

会計基準の適用や監査などの保証業務の実施は、中小企業に強制されていないため、中小企業にとって、会計基準に準拠して計算書類を作成したり、会計専門職による保証業務を受けたりするのに、コストがかかってしまい、負担になるかもしれない。しかし、金融機関などの資金提供者は、融資判断を行う際に、企業に関する情報が最も重要な判断基準となる。このため、中小企業は資金調達を行うために、情報の開示およびその信頼性保証に伴うコストを積極的に負担する必要がある。本稿は、あくまでも中小企業の資金調達に資する開示情報の信頼性保証について、制度設計の観点から1つの可能性を提言しようとするものであり、その具体的な内容および実施可能性については今後の研究課題にしたい。

(注)

- 1 「中小企業白書」(2017年版)によると、中小企業は、高成長型、安定成長型、持続成長型の3つの成長タイプに分けられ、各成長タイプの企業は、起業後から事業が軌道に乗るまでの成長プロセスを、創業期、成長初期、安定・拡大期の3つの段階に分類されている。中小企業が各成長段階で直面している課題について、創業期および成長初期は資金調達を課題としている企業の割合がそれぞれ60.0%と47.8%であり、最も高いことがわかった(中小企業庁 2017, 185-186)。
- 2 DIはDiffusion Indexの略で、企業の業況感や

設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したものである。

- 3 この調査結果は、金融業と保険業を除いて算出されたものである。
- 4 財務諸表貸出は、主に借手の財務諸表の信用力に基づいた貸出手法である。一方、クレジットスコアリング貸出は、中小企業の所有者および企業に関する大量のデータの分析に基づいて行われる(OECD 2015, box1)。具体的には、借手の信用リスクと関係が深い諸変数(企業や経営者の属性、財務状況など)を組み込んだ計量モデルを使って借手のスコアを算出し、これをもとに融資実行の可否や金利などの融資条件を決定する方法である(みずほ研究所 2006, 10)。
- 5 クラウドファンディングとは、群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語である。クラウドファンディングは、資金調達を検討する者が、インターネット上の資金調達サイトを利用して不特定多数の人々から資金調達を行う仕組みになっている(中小企業庁 2016, 360)。
- 6 調査結果は、矢野経済研究所のホームページから引用した。URLは以下の通りである。
<https://www.yano.co.jp/press/press.php/001730>
- 7 会社法によれば、非公開の中小会社に対しては、会計監査人設置会社のみで監査義務が生じている(浦崎 2017, 8-11)。
- 8 会計参与や書面添付などの法制度と財務情報の信頼性との関係性については、坂本・加藤(2017)を参照されたい。
- 9 中小企業の経営環境における特別目的の財務諸表に対する監査基準に基づいた保証業務の実施については、浦崎編著(2017)を参照されたい。
- 10 『予測財務情報のための指針』の詳しい内容については、池田(2009)を参照されたい。
- 11 「予測財務情報の監査」の詳しい内容については、浦崎(2000)を参照されたい。なお、予測財務情報の監査の要点は次の通りである(浦崎 2000, 237)。
 - ① 仮定が合理的であるかどうか。
 - ② 情報は仮定に基づいて適切に作成されているかどうか。

③ 情報は会計基準に準拠して表示されているかどうか。

12 規模別による保証制度の設計について、朱(2015)は、武田(2000)が構築した監査制度を参考にして、類型的な保証モデルを再検討した。すなわち、中小企業の信頼性保証業務は、企業の経営者と財務諸表の利用者の両方の要求を考慮し、企業に適した規模別の監査制度を設定する必要があると主張している。具体的には、日本の監査基準および国際監査基準が大企業に適用され、レビューは中規模企業に適用され、また、小規模企業に対しては、コンプレッションのような非保証業務が適用される。

【参考文献】

- OECD. 2015. *New Approaches to SME and Entrepreneurship Financing: Broadening the Range of Instruments*, OECD.
- 池田公司. 2009. 『知的資産の監査』中央経済社.
- 伊藤博志. 2004. 「中小企業の資金調達と会計基準」『大阪経大論集』55(4): 55-78.
- 植田浩史・桑原武志・本多哲夫・義永忠一・関智宏・田中幹大・林幸治. 2014. 『中小企業・ベンチャー企業論新版－グローバルと地域のはざままで』有斐閣コンパクト.
- 浦崎直浩. 2000. 『オーストラリアの会計制度に関する研究』近畿大学商経学会.
- 浦崎直浩編著. 2017. 『中小企業の会計監査制度の探究－特別目的の財務諸表に対する保証業務』同文館出版.
- 浦崎直浩. 2018. 「中小企業金融における事業性評価と保証業務のあり方」『税経通信』73(2): 113-121.
- 太田智之・小野有人・野田彰彦. 2007. 「中堅・中小企業向けトランザクション型貸出の決定要因～企業属性に応じた適性に関する一考察～」『みずほ総研論集』2007年IV号.
- 古賀智敏編著. 1995. 『予測財務情報論』同文館.
- 齊藤壽彦. 2017. 「中小企業金融の現状と課題」『中小企業支援研究』4: 2-9.
- 坂本孝司・加藤恵一郎編著. 2017. 『中小企業金融における会計の役割』中央経済社.
- 朱愷雯. 2015. 「中小企業の計算書類に対する保証モデルの類型的検討」『中小企業会計研究』(1): 28-40.
- 武田隆二編著. 2000. 『中小会社の計算公開と監査－各国制度と実践手法』清文社.
- 中小企業庁. 2015. 『地域の課題を解決するために－事業者向け－事業計画書作成の手引き』中小企業庁.
- 中小企業庁. 2016. 『中小企業白書2016年版』中小企業庁.
- 中小企業庁. 2017. 『中小企業白書2017年版』中小企業庁.
- 帝国データバンク. 2017. 「ABLの課題に関する実態調査 調査報告書」.
- 鳥飼裕一. 2015. 「統合報告の保証の可能性－グローバル化時代の企業報告の信頼性の確保－」『国際会計研究学会 年報』2015年度第1号: 89-101.
- 中村義人. 2011. 「非財務情報と保証業務－非財務情報の現状とその第三者意見の意義について」『経営論集』(78): 199-213.
- みずほ総合研究所. 2006. 「多様化が進みつつある中堅・中小企業の資金調達～みずほ総研アンケート調査からみたクレジットスコアリング貸出, ABL, シンジケートローン, CLO・CBOの現状と課題～」みずほレポート(12月8日).
- みずほ総合研究所. 2016a. 「Working Papers 中小企業における資金調達の実態～金融機関の取組状況と中小企業における評価～」同研究所ワーキング・ペーパー(7月15日).
- みずほ総合研究所. 2016b. 「中小企業のリスクマネジメントと信用力向上に関する調査報告書」.

中小企業会計における管理会計

委員長 水野一郎（関西大学）

副委員長 成川正晃（東北工業大学）

委員 本橋正美（明治大学）

宗田健一（鹿児島県立短期大学）

大串葉子（新潟大学）

中島洋行（明星大学）

山本清尊（税理士・兵庫県立大学）

川島和浩（苫小牧駒澤大学）

山口直也（青山学院大学）

大槻晴海（明治大学）

香山忠賜（税理士・神戸学院大学）

1 研究経過と研究目的・課題

1.1 研究経過

本課題研究委員会は、次のようにこれまで4回の研究会を実施し、メンバー全員が研究報告を行ってきた。第1回研究会（2017年1月21日：明治大学）、第2回研究会（2017年3月29日：青山学院大学）、第3回研究会（2017年7月2日：明治大学）、第4回研究会（2017年8月20日：関西大学）。

1.2 研究目的・課題

本課題研究委員会の目的は、中小企業会計における管理会計の現状と課題を歴史的、理論的、実証的に明らかにすることであった。本委員会の意義と特徴は、管理会計学会で管理会計の理論と技法および中小企業管理会計の研究に取り組んできた研究者、簿記学会や中小企業会計学会で工業簿記や原価計算、事例研究に取り組んできた研究者、さらに現実の中小企業の会計を税務と財務からサポートしている実務家が共

同して中小企業会計における管理会計の現状をトータルに捉え、そこにおける課題を提示しようとするものであった。

また本委員会の研究テーマは、「中小企業における管理会計」ではなく、「中小企業会計における管理会計」としている。「会計」が重なるところに違和感をもたれるかもしれないが、このように設定した理由の1つは本委員会が中小企業会計学会の課題研究委員会であることに配慮したことであるが、より積極的な理由は、中小企業における管理会計は、「会計による管理」の側面が強く出ていることである。中小企業のレベルにもよるが大企業やテキストの中で説明されている管理会計の理論や技法はあまり用いられておらず、むしろ現実実践されている中小企業会計の中の数値を経営管理に活用されているのである。このことは中小企業のインタビュー調査をした経験がある研究者には周知のことかもしれない。

管理会計とは何かと問われるときに、管理会計には「会計による管理」と「管理のための会計」という側面があり、前者が管理会計の本質的と

いか原基的形態ということが出来る。後者は管理のために開発され、定着されてきた予算管理や標準原価計算、直接原価計算、CVP分析などである。中小企業の管理会計では、前者の「会計による管理」にも目を向けることがより重要であると考えて、このようなテーマを設定したのである。「中小企業の管理会計研究の意義は、会計の管理機能とは何か、経営に役立つ会計とは何か、すなわち管理会計の本質的特徴とは何かを改めて問い直し、考え直す契機となるものである」（水野一郎「中小企業の管理会計に関する一考察」『関西大学商学論集』第60巻第2号、2015年、24頁）。

そして研究計画としては、次のような研究課題を意識してこれまで研究活動を進めてきたのであり、今回はその中間報告である。

まず本研究の第1の課題として、中小企業会計における管理会計研究の現代的理論的意義を明らかにする（水野一郎稿）。

そして本研究の第2の課題として、第二次大戦後の中小企業の原価計算、管理会計の研究調査を跡づける作業を実施する。実はわが国の「原価計算基準」が公表される以前に、日本生産性本部は、昭和32年より「中小企業原価計算委員会」を設置し、業種別の統一原価計算方式をめざし、中小企業への実態調査を踏まえながら、業種別の原価計算をまとめ上げて公刊してきた。中小企業庁でもこのような時期に中小企業の原価計算の調査、研究が開始されたことが伝えられている。こうした研究を更に掘り下げて考察する（成川正晃稿）。

また本研究の第3の課題として、現在の中小企業を取り巻く経済環境を踏まえながら、現代の中小企業会計における管理会計の現状と問題点を明らかにしていく。これには実態調査を踏まえた中間報告として、事例研究（本橋正美稿、大串葉子稿、水野一郎稿、川島和浩稿、山口直也稿）と税理士業務を踏まえた研究の指針（香

山忠賜稿、山本清尊稿）、そして日本管理会計学会スタディ・グループで実施してきた「燕三条・大田区・東大阪地域の中小企業における管理会計実践に関する実態調査」を踏まえ、現在準備しているアンケート調査「中小企業に対する管理会計の導入・活用支援に関する実態調査」について報告する。

さらに本研究の最後の課題として、中小企業における新しい管理技法の導入の可能性について、理論的実証的に研究することである。本委員会ではトヨタなど自動車メーカーが中心になって発展させてきた原価企画、および1980年代になって急速に注目されてきたライフサイクル・コストニングなどの中小企業への導入の可能性を理論的に探究する（大槻晴海稿、中島洋行稿）。

2 各自の研究の中間報告

大会当日の各自の研究報告については紙幅の関係上、テーマと項目のみを下記に挙げておくことにする。

2.1 中小企業会計における管理会計研究の意義と課題（水野一郎）

- ① はじめに
- ② 「要領」の管理会計的意義
- ③ 中小企業管理会計研究の課題

2.2 中小企業における業種別工業簿記・原価計算実務：簿記実務研究（飛田）部会からの示唆（成川正晃）

- ① はじめに
- ② 「中小企業における業種別工業簿記・原価計算実務」研究の目的と得られた知見
- ③ 「中小企業会計における管理会計」の位置付け

2.3 地域に根ざす中小企業の管理会計実務に関する事例研究：A社の事例（宗田健一）

- ① はじめに
- ② A社概要とインタビュー調査の概要
- ③ 鯉節製造の特徴とA社の事業構造
- ④ 最終報告に向けて

2.4 株式会社エコムの事例（本橋正美）

- ① エコムの会社概要および経営方針
- ② エコムの管理会計システム

2.5 メタ組織におけるマネジメント・コントロール：京都試作ネットの分析（山口直也）

- ① はじめに
- ② 京都試作ネットのビジネス・モデルとマネジメント・コントロール
- ③ 京都試作ネットが会員企業にもたらす外部効果
- ④ 結語

2.6 苫小牧地域における中小企業の管理会計の現状と課題：株式会社M社の事例を中心として（川島和浩）

- ① はじめに
- ② アンケート調査結果の概要
- ③ M社でのインタビュー調査結果の概要

2.7 人本主義に基づく中小企業：株式会社21（トゥーワン）（水野一郎）

- ① 会社の概要と沿革
- ② 会社の社是・経営方針
- ③ 会社の業績（内部留保ゼロ：儲かったら社員に分配）
- ④ 給与・賞与、評価はすべて公開、社長は任期制
- ⑤ 必要な資金は社員から集める「究極の直接金融」
- ⑥ 「会社の仕組み」と「社員のモラル」が

会社を支えている

2.8 中小製造業における原価企画の導入と展開：組織間コスト・マネジメントの観点からの提言（大槻晴海）

- ① はじめに
- ② 組織間コスト・マネジメントにおける原価企画の機能
- ③ 中小製造業における原価企画導入の意義

2.9 中小企業におけるライフサイクル・コストニングの適用可能性（中島洋行）

- ① はじめに
- ② 近年行われた実態調査結果
- ③ 習熟度に応じた段階的適用と社内での選択的適用

2.10 TKC経営指標と中小企業会計要領について（山本清尊）

- ① はじめに
- ② TKC経営指標（BAST）について
- ③ より精密な経営指標とするために中小企業会計要領の普及を

2.11 『法人事業概況説明書』の活用による中小企業の管理会計の可能性について（香山忠賜）

- ① はじめに
- ② 中小企業の経営者の会計認識と会計情報の現状について
- ③ 法人事業概況説明書について
- ④ 法人事業概況説明書による財務分析について
- ⑤ 今後の課題

2.12 中小企業の主力製品変更と管理会計：諏訪田製作所の事例をもとに（大串葉子）

- ① 研究の背景

-
- ② 事業転換と管理会計：PPM のセオリーの実現
 - ③ 経営改革の帰結

2.13 中小企業に対する管理会計の導入・活用支援に関する来年度の実態調査計画（山口直也・水野一郎・香山忠賜・山本清尊）

- ① はじめに
- ② 質問票調査の概要

*

*

*

Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

No.4

2018

Summary and Keywords

REFERRED ARTICLES

Substance of the Accounts of a Blue Return and the future Subject in Small and Medium-sized Entities

Tetsuya Narumiya (*Kumamotogakuendaigaku Professor*)

Summary

In a corporation, the blue return has spread through about 90% of corporation. Therefore, the booking for which a blue return system asks may be able to do the thing I have realized mostly and to consider. If that is right, since it was attained, you should abolish the purpose of the blue return system. By the way, about the relation of the obligation of book-keeping requirement and accounts in a blue return, it seems that I am cut as booking and accounts now when the tax reform in 1968 is taken into consideration. When booking dealings, I am related to calculation of taxable income by what kind of accounting treatment I hold. Probably, the accounting treatment not only based on booking being performed formally but accounts and entry will be required for a blue return system, when based on the circumstances introduced for the purpose of realizing proper taxation in the basis of a self-assessment taxation system. The substance of booking will be obtained by it. Among corporations filing a blue return, about small and medium-sized entities, when accounting treatment and booking carry out by "the basic point about the accounts of small and medium-sized entities", it is possible to obtain not only the formality of booking but substance. Such correspondence agrees also for the purpose of the blue return system introduced for the purpose of realizing proper taxation in the basis of a self-assessment taxation system.

Therefore, I consider a desirable direction.

The role of the accounts of a blue-form report on business income and the future subject in small and medium-sized entities.

Keywords

blue return, Small- and Medium-sized Entities, obligation of book-keeping, allowance

REFERRED ARTICLES

Review of SMEs Auditing in the UK and the US

Yoshihiro Sakuma (*Tohokugakuin University professor*)

Summary

There is a problem of how to guarantee the reliability of financial statements in small and medium-sized enterprise (SMEs) accounting (Kawasaki 2016;2017). This paper deals with cases in the UK and the US. We outline the situation and auditing of SMEs in both countries. We also consider the situation of accounting professionals who provide services to SMEs.

As a result, we believe that SMEs in the UK and US account for the majority of economic activity. Regarding the auditing of SMEs, although small companies in the UK are excluded from this process, auditing is generally mandated by the Companies Act 2006, and the general-purpose financial statements a company is required to produce.

In the US, companies other than registered companies do not need to comply with the accounting standards published by the Financial Accounting Standards Board (FASB) unless they are audited. Among the small companies, “Financial Reporting Framework for SMEs” (FRF for SMEs) and “Other Comprehensive Basis of Accounting financial statements” (OCBOA) are applied. The financial statements based on these standards are referred to as financial statements of special purpose. In order to ensure the reliability of financial statements, reviews and audits are conducted based on AU-C800 (AS3305).

There is much opposition to the introduction of compulsory auditing of SMEs. However, in order to ensure the reliability of accounting information of SMEs, accounting professionals also provide services to SMEs in various forms other than auditing.

Keywords

the UK, the US, SMEs Auditing, Reliability of Financial Statements

REFERRED ARTICLES

Cost accounting and cost management practices in Japanese small and medium-sized enterprises: Based on Questionnaire Survey

Naoya Yamaguchi (*Aoyama Gakuin University Associate Professor*)

Summary

The purpose of this paper is to examine the current situation of the cost accounting and cost management practices in the Japanese SMEs based on the questionnaire surveys in the three industrial accumulation areas, Niigata Tsubame-Sanjou, Tokyo Ota-ku, and Higashi-Osaka.

The primary results of analysis are as follows.

- Many companies have introduced some cost accounting and/or cost management practices.
- However, considerable number of companies haven't introduced cost accounting and/or cost management practice even though they give "manufacturing cost reduction" and/or "company-wide cost management" as their management challenges.
- A statistically significant relation is present between the state of implementation of cost accounting, and that of corporate budget. Considerable number of companies introducing some partial budgets, namely, business units, products/services and/or sections level ones as well as corporate-level one have introduced the product/service level cost accounting as well as one for preparing financial statements.
- A statistically significant relation is present between the state of implementation of cost management, and that of cost accounting. Considerable number of companies haven't introducing any cost management have introduced only the cost accounting for preparing financial statements.

Keywords

Cost Accounting, Cost Management, Industrial Accumulation Areas, Questionnaire Survey

REFERRED ARTICLES

Accounting Standards for SMEs as Established Criteria for SME Audit

Sachiko Kushibe (*The International University of Kagoshima Associate Professor*)

Summary

This present paper discusses the possibility that the audit will be contributed to by two distinct kinds of accounting standards for small and medium enterprises (SMEs).

Firstly, it is questionable whether accounting standards for SMEs are validated in the presence of corporate accounting standards. Therefore, it is discussed whether each of these two standards contradicts the other, based on the relationship of accounting standards for SMEs to the Financial Instruments and Exchanging Act, Corporate Law and Tax Law.

Secondly, since “auditing of accounting for SMEs(SME Audit)” is defined as “adjustment of books” and “the authenticity of the financial statements”, it is discussed whether the two kinds of accounting standards for SMEs serve the purpose of auditing both entities: financial institutions and SMEs.

Thirdly, with “the position of accounting standards for SMEs in the whole accounting standards system” in mind, this paper examines “compliance (with accounting standards for SMEs)” and “appropriateness (of them in the respect that they show transactions properly, are consistent with the overall descriptions and contain the statements that they should contain).”

In conclusions, “compliance” is found out to be what both “the Guideline of Accounting for SMEs” and “the Basic Guidance of Accounting for SMEs” correspond to. But, it is necessary to be pointed out that the concept of “considerable depreciation” inherent in “the Basic Guidance” will compel us to reconsider it in respect of “appropriateness” in auditing. It is also suggested that the reconsideration of “considerable depreciation,” too, is a future issue when appropriateness is an essential requirement for the “SME Audit.”

Keywords

adjustment of books, authenticity of financial statements, considerable depreciation, compliance, appropriateness

REFERRED ARTICLES

Reliability Assurance of disclosing Information Seen through the Present Situation of SMEs Financing

Kaiwen Zhu (*Okinawa University Lecturer*)

Summary

Companies cannot grow and develop without funds. Problems related to financing are dominant in especially early stages of SMEs growth.

In recent years, despite the improvement in the financial environment surrounding SMEs, it is said that financial situation of SMEs is still severe. SMEs in Japan are characterized by low capital ratio and high debt ratio. It is not easy for SMEs to get funds without effective guaranty. Therefore, SMEs are also attempting the try new methods of fund.

This paper tries to introduce the methods of financing that may be applied to SMEs which is taken up in “New Approaches to SME and Entrepreneurship Financing: Broadening the Range of Instruments” published by the OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development). With increasing the diversification of financing methods, this paper emphasizes the importance of disclosure of information including not only financial information but also non-financial information and prospective financial information. And with the disclosure of information, a problem of reliability assurance arises. This paper aims to present one direction from the viewpoint of institutional design.

Keywords

Financing, Reliability Assurance, financial Information, Non-financial Information, Prospective Financial Information

『中小企業会計研究』第4号を無事に発刊することができました。学会誌編集委員会を代表いたしまして、関係の皆様にご挨拶申し上げます。特に査読をご担当いただきました先生方を含めさまざまな形でご支援いただきました先生方にこの場を借りまして厚く御礼申し上げます。

2017年9月7日(木)に熊本学園大学で中小企業会計学会の第5回全国大会が開催されました。『中小企業会計研究』第4号では、全国大会のご講演の講演要旨をはじめ、学会報告をされました論稿を中心にご投稿いただきました。その結果、講演要旨以外に5篇の査読付論文を掲載することになりました。また課題研究委員会中間報告も掲載させていただきました。

『中小企業会計研究』誌は、わが国のみならず、中小企業の会計に関する唯一のジャーナルです。本誌を紐解くことで、中小企業会計研究の歴史が俯瞰できるように、ますます誌面が充実していくよう願っております。

今後とも関係の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

学会誌編集委員会 委員長 成川 正晃 (東北工業大学)
 編集委員 鵜池 幸雄 (沖縄国際大学)
 上野 清貴 (中央大学)
 坂本 孝司 (愛知工業大学)
 戸田 龍介 (神奈川大学)
 仲尾次洋子 (名桜大学)
 幹 事 宗田 健一 (鹿児島県立短期大学)
 中島 洋行 (明星大学)

(成川・記)

中小企業会計研究 No.4

2018年8月発行

編集・発行 中小企業会計学会
 (事務局)

〒170-0004 東京都豊島区北大塚1丁目13番12号

公益社団法人全国経理教育協会内

E-mail: office@jaasme.org

製作協力 株式会社 中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

Tel 03-3293-3371(代) Fax 03-3291-5127

ISSN 2189-650X

